


平成15年第4回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成15年12月14日
閉会 平成15年12月16日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (1 2 月 1 4 日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行政報告	2
日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件	4
日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件	5
日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件	5
日程第 7 報告第 4 号 議員派遣結果報告の件	8
日程第 8 報告第 5 号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	8
日程第 9 報告第 6 号 専決処分報告の件 (旭野川砂防工事請負契約変更の件)	9
日程第 1 0 町の一般行政について質問	1 0
3 番 岩 崎 治 男 君	1 0
1 町の財政運営について	
2 平成 1 6 年度予算樹立方針について	
3 防災対策について	
1 3 番 村 上 和 子 君	1 3
1 市町村合併について	
2 地産地消の促進をもっと町としても考えるべきではないか	
3 LD (学習障害) 、 ADHD (注意欠陥・多動性障害) 、 HFA (高機能自閉症) を持つ特別支援児の対策について	
5 番 小 野 忠 君	1 8
1 かぎっ子支援対策の確立について	
2 今後の町財政についての考え方と市町村合併について	
1 6 番 渡 部 洋 己 君	2 1
1 中山間地域等直接支払制度の導入について	
1 1 番 中 村 有 秀 君	2 3
1 上富良野町の住居表示について	
2 町立病院の医療事故防止対策について	
3 農業委員委員会関係について	
4 十勝岳火山防災対策について	
7 番 岩 田 浩 志 君	3 3
1 ごみ袋の代金について	
2 農産物の地産地消について	
3 上富良野小学校周辺の通学路について	
散 会 宣 告	3 7

目 次

第 2 号(12月15日)

議 事 日 程	3 9
出 席 議 員	3 9
欠 席 議 員	3 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 9
議会事務局出席職員	3 9
開 議 宣 告	4 0
諸 般 の 報 告	4 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	4 0
日程第 2 町の一般行政について質問	4 0
15番 向山富夫君	4 0
1 休日における窓口サービス業務の実施について	
2 水田農業構造改革における、当町の水田基盤づくりと、地域活性化に ついて	
4番 梨澤節三君	4 4
1 市町村合併について	
2 補助金について	
3 保険、福祉、医療について	
4 ディスポーザーの使用について(下水道)	
5 小学生のかぎっ子について	
6番 米谷一君	5 1
1 農業支援資金の活用と農業後継者への育英資金の貸付制度の新設につ いて	
2 花嫁・花婿対策について	
14番 長谷川徳行君	5 3
1 町民参加のまちづくりについて	
2 後発医薬品(ジェネリック)の使用促進について	
1番 清水茂雄君	5 5
1 合併課題について	
2 パークゴルフ場周辺整備について	
9番 米沢義英君	5 8
1 自衛隊のイラク派遣について	
2 駅前再開発について	
3 機構改革について	
4 産業廃棄物処理施設の建設について	
5 留守家庭児童対策について	
6 学校の修理・修繕について	
7 障害児童対策について	
8 知的障害者等の日常生活の支援について	
12番 金子益三君	6 9
1 (仮称)ビジネスパートナー事業補助について	
2 職員住居手当について	
散 会 宣 告	7 2

目 次

第 3 号(12月16日)

議 事 日 程	7 5
出 席 議 員	7 5
欠 席 議 員	7 5
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	7 5
議会事務局出席職員	7 5
開 議 宣 告	7 7
諸 般 の 報 告	7 7
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	7 7
日程第 2 議案第 1 号 平成 1 5 年度上富良野町一般会計補正予算(第 5 号)	7 7
日程第 3 議案第 2 号 平成 1 5 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	7 8
日程第 4 議案第 3 号 平成 1 5 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第 2 号)	8 0
日程第 5 議案第 4 号 平成 1 5 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	8 0
日程第 6 議案第 5 号 平成 1 5 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)	8 2
日程第 7 議案第 6 号 平成 1 5 年度上富良野町病院事業会計補正予算(第 2 号)	8 3
日程第 8 議案第 7 号 上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例 ...	8 3
日程第 9 議案第 8 号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	9 8
日程第 1 0 議案第 9 号 上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例	9 9
日程第 1 1 議案第 1 0 号 上富良野町集会施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例	1 0 0
日程第 1 2 議案第 1 1 号 南部地区土砂流出対策工事(ポロビナイ川)(H 1 5 国債)請負契約締結の件	1 0 1
日程第 1 3 認定第 1 号 平成 1 5 年第 3 回定例会付託 議案第 4 号 平成 1 4 年度上富良野町企業会計決算認定の件 ...	1 0 3
日程第 1 4 認定第 2 号 平成 1 5 年第 5 回臨時会付託 議案第 7 号 平成 1 4 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	1 0 3
日程第 1 5 発議案第 1 号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	1 0 4
日程第 1 6 発議案第 2 号 季節労働者冬期援護制度に関する要望意見の件	1 0 5
日程第 1 7 発議案第 3 号 北海道新幹線の建設促進を求める意見の件	1 0 6
日程第 1 8 閉会中の継続調査申出の件	1 0 7
町長あいさつ	1 0 7
議長あいさつ	1 0 7
閉 会 宣 告	1 0 8

第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	12月16日	原 案 可 決
2	平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原 案 可 決
3	平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原 案 可 決
4	平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	12月16日	原 案 可 決
5	平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月16日	原 案 可 決
6	平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	12月16日	原 案 可 決
7	上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例	12月16日	原 案 可 決
8	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
9	上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
10	上富良野町集会施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例	12月16日	原 案 可 決
11	南部地区土砂流出対策工事(ポロピナイ川)(H15国債)請負契約締結の件	12月16日	原 案 可 決
	認 定		
1	平成15年第3回定例会付託 議案第4号 平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月16日	認 定 可 決
2	平成15年第5回臨時会付託 議案第7号 平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月16日	認 定 可 決
	行 政 報 告	12月14日	
	町の一般行政について質問	12月14日 12月15日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月14日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2	町内行政調査報告の件	12月14日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月14日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月14日	報 告
5	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	12月14日	報 告
6	専決処分報告の件（旭野川砂防工事請負契約変更の件）	12月14日	報 告
	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	12月16日	原 案 可 決
2	季節労働者冬期援護制度に関する要望意見の件	12月16日	原 案 可 決
3	北海道新幹線の建設促進を求める意見の件	12月16日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	12月16日	原 案 可 決

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月14日～16日 3日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
- 第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件
産業建設常任委員長 岩崎治男君
- 第 7 報告第4号 議員派遣結果報告の件
- 第 8 報告第5号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 9 報告第6号 専決処分報告の件（旭野川砂防工事請負契約変更の件）
- 第10 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

平成15年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成15年12月14日（日曜日）

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成15年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月11日に告示され、当日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営につき、10月27日、11月12、28日及び12月11日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし議案第11号までの11件、報告第5号ないし報告第6号の2件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号までの3件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査報告がありました。

各常任委員長より、委員会所管事務調査の報告がありました。

議会運営委員長より、議員派遣結果の報告がありました。

平成15年第3回定例会において付託の議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件及び平成15年第5回臨時会において付託の議案第7号平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件について、それぞれ決算特別委員長より審査の報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主な事業について、行政報告の発言の申し出がありました。

その資料として、工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

今期定例会までに受理をいたしました陳情、要望の件数は、13件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、岩崎治男議員外12名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日お手元に配付したとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしております。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっており、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりですので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までの議会の主な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上です。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

8番 吉 武 敏 彦 君

9番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの3日間といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認め、よって、会期は、本日から12月16日までの3日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許しま

す。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例議会で御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、病院における医師名義借りに関しては、これまで大学病院の医師からの名義借りなどが多くの病院で行われていることが新聞、テレビ等で報道され、社会問題としてクローズアップされていたところであります。当町立病院においても、医師の確保には大変苦慮している中、福祉施策の推進並びに医療体制の整備を図るため、万やむなく医師の名義を借りたことにより、社会的批判を受け、町民各位に御心配をおかけし、信頼を損ねることになりましたことに対して、大変申しわけなく、町議会並びに町民各位に対して、深く陳謝申し上げる次第であります。

医師の勤務実態等につきましては、さきに報告申し上げたとおりであり、過般11月25日、26日の両日、北海道富良野保健所が過去5年間の医師の勤務実態等について、町立病院に立ち入り調査が実施されたところであります。

この調査結果については、同保健所より北海道保健福祉部、北海道社会保険事務局等に報告され、業務改善に関し、何らかの措置が講じられるものと考えております。このことにつきましては、後日町議会並びに町民各位に報告申し上げます。

医師名義借りは、恒常的に医師確保が困難な中、長年の慣習とはいえ、大きな社会問題として提起された今、この事態を重く受けとめ、町議会並びに町民各位に重ねて衷心よりお詫びを申し上げます。

次に、9月26日発生いたしました十勝沖地震における水道関係の被害状況についてであります。簡易水道の深井戸を水源としております江花、静修、里仁の各水源に、濁りが5日間にわたって生じたところでございます。この濁りがおさまるまでの間、給水所の設置、配水池へのタンク車による貯水をしながらの給水と、深山峠地区の観光施設などにおいては個別に給水し、これらにかかわる費用につきましては、予算の専決処分を行い対応を図ったところであります。この間、地域住民の御協力に対しましては、心から感謝申し上げます。

現在は余震などの影響もなく、正常に給水している状況にありますが、引き続き水質を監視しながら、安全で良質な飲料水の安定供給に努めてまいり

ます。

次に、清富地区の飲料水につきましては、平成13年度に厚生労働省の事業認可及び補助採択を受けて、平成14年度に実施設計と取水施設及び浄水施設の整備、本年度は配水管の布設と各戸への給水施設を整備し、12月1日から使用を開始しました。

12月6日には、地域主催の竣工式及び祝賀会が開催され、施設の完成を祝ったところであります。

次に、合併浄化槽設置事業であります。計画設置数を5人槽換算で30基により、公共下水道整備計画区域を除く区域の住民を対象に設置希望調査を行ったところ、新築で11件、改築で64件、単独浄化槽設置改修10件の希望がありました。この希望をもとに、優先順位を新築、改築、単独浄化槽改修の順と定め、4月10日に改築希望者53人の参加のもと抽選を行い、対象者を決定して事業を推進してまいりました。

また、途中2件の新築予定の方が中止したことなどから、最終的に新築9件、改築19件の計28件で、7人槽が12基、5人槽が16基の設置となったところであります。

次に、広域行政等の経過についてであります。9月4日の富良野地区広域市町村圏振興協議会の委員会において、懸案でありました広域連合準備委員会の来年度からの立ち上げについて協議したところ、既に南富良野町と占冠村の合併の協議が始まっていることから、第27次地方制度調査会の最終答申を踏まえ協議をすることになっていたところであります。

11月13日に内閣総理大臣へ第27次地方制度調査会から最終答申がされ、この最終答申を踏まえた上で、11月29日に富良野地区広域市町村圏振興協議会の委員会で、今後の広域行政の進め方について協議をしたところであります。この中で南富良野町と占冠村につきましては、今年中にも任意協議会を設立することから、現在のところ広域連合について、合併と同時に協議を進めていくことは困難とのことで、5市町村の枠組みによる広域連合の協議については、当面凍結することになったところであります。

また、この委員会において、上富良野町、中富良野町、富良野市で何らかの形での広域連携についての方策が必要なことから、3市町で広域行政の取り組みについて、今後協議を進めることとなりました。

また、一方では、自立を前提とした行財政のあり方について早急に研究協議を行い、実践していかなければならないことから、上川管内で人口1万人を超えている町として、11月に美瑛町と共同で自立

のための行財政のあり方を研究するため、美瑛町、上富良野町行財政研究会の発足を確立し、自主自立のためのさまざまな方策についてお互いに学び合う中で、来年3月をめどに研究を進めていきたいと考えております。

次に、自衛隊関係であります。10月5日、多田弾薬支所創立47周年記念行事に多くの来賓、町民とともに参加いたしました。10月11日から12日には北部方面音楽祭り、北部方面隊51周年記念式典に、10月18日に北部方面後方支援隊3周年記念式典にそれぞれ出席いたしました。

次に、中央要望については、16年防衛施設周辺整備対策事業、基地交付金、施設庁所管事業関係について、全道基地協議会役員とともに、11月26日から27日に総務省、財務省、防衛庁、防衛施設庁に対し要望を行ってまいりました。引き続き駐屯地と基地の町としての協力関係を維持し、防衛予算確保に努めてまいります。

12月2日に上京して、全国観光地所在町村協議会総会、その後東京ふらの会総会、翌日の3日には全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。特に全国町村長大会では、町村の危機的状況から、緊急重点決議として、強制的に市町村合併をしないこと、すべての市町村を基礎的自治体と位置づけ、権限の剥奪、制限、縮小は行わないこと、地方交付税の財源調整、保証機能を堅持し、必要総額を確保すること、税源移譲等により町村税財源の充実確保など、地方への負担転嫁を行わないことを決議いたしました。

次に、11月3日に、平成15年度の町表彰式を挙行いたしました。菅野學名誉町民初め多くの皆様の御列席をいただき、町の関係では自治功労3人、社会貢献賞10人、善行表彰4人、さらに勤続表彰と国保優良家庭の方々を表彰させていただきました。

また、教育委員会表彰関係は、文化賞1人、科学技術奨励賞1人、スポーツ賞1人、スポーツ功労賞2人、スポーツ奨励賞2団体6人を表彰したところであります。

次に、農業関係であります。今年の農作物の生育状況については、春先は好転に恵まれ、農作物の生育も順調に推移してまいりましたが、7月初旬以降9月にかけての低温、日照不足により、水稻を初め一部農作物に被害を受けたところであります。特に水稻については、平成5年以降の凶作となるところであり、その被害額は、約3億4,000万円となる見込みであります。

畑作物については、一部の野菜に価格下落があったものの、小麦、パレイショ、ビート、豆類につ

いては、最終の状況に至っておりませんが、町全体として収穫量及び農業粗生産額は、平年を上回る見込みと伺っております。

なお、被害を受けた農業者に対しては、被害状況に応じて天災資金等の融資、公庫資金等の償還猶予対策等の支援を行ってまいります。

次に、観光関係についてであります。今年度上半期の観光客の入り込み者数は74万6,800人と、前年度対比97.1%となったところであります。特徴的なものは、宿泊客が昨年度に比べて6.8%増加しておりますが、外国人の入り込み者数は、SARSの影響から75%の減少となっているところであります。

また、町が上富良野振興公社に委託しております各施設の利用状況につきましては、保養センター白銀荘の利用者は、11月末の前年対比で5,495人減の10万2,094人、利用率94.9%となっております。日の出オートキャンプ場は10月25日で本年度の営業を終え、その利用状況は、有料入場者数1万382人と前年度対比で106%、地域別では道外者51.5%、残り48.5%のうち、札幌市が14.2%となっております。

次に、今年4月27日にオープンしたパークゴルフ場の利用状況であります。連日町民の皆さん初め近隣市町村からも愛好者が訪れ、11月3日までの190日間で4万1,403名、1日平均217名の方がプレーを楽しみ、11月3日の最終日を感謝の日といたしまして無料で御利用いただき、閉鎖したところであります。

次に、第40回を迎えました町総合文化祭についてであります。11月1日から4日までの4日間、社会教育総合センターを会場に開催したところであります。日ごろの文化活動の発展の場として、文化連盟初め多くの皆様の作品展示や芸能発表など行われました。期間中、4,118名の町民の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

最後に、建設工事の発注状況であります。9月定例議会に報告以降で入札執行した建設工事は、12月1日現在で12件、事業費総額3億4,581万7,500円となっており、本年度累計では70件、事業費総額23億1,728万7,000円となっております。

なお、お手元に平成15年度建築工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員より検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件につきまして御報告申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成15年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、10ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成15年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告する。

1、調査の経過。

平成15年10月3日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、9カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

上富良野高等学校新築工事。

麦乾燥調整施設整備事業他。

農作物生育状況（水稻）。

旭野川砂防工事（障害防止事業）。

山加川改修工事（障害防止事業）。

江花会館新築工事。

十勝岳防災整備事業。

国営フラヌイ事業2期工事（日新注水路工事）。

清富小学校環境整備工事。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、各委員長からの補足説明があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上で、本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

産業建設常任委員長岩崎治男君。

産業建設常任委員長（岩崎治男君） 常任委員会所管事務調査報告書。

各委員会に所管事務調査として閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

記。

調査事件名。

1、所管する事務事業の概要の件。

2、先進市町村行政調査の件。

1、調査経過。

総務文教、厚生、産業建設常任委員会は、それぞれ委員会を開催し、委員会構成後間もないことから、所管する事務事業の概要を調査することを主眼とした。

また、産業建設常任委員会においては、平成15年11月17日から11月21日まで、先進市町村である大分県湯布院町、熊本県旭志村、長崎県小浜町を視察し調査を行った。

2、調査の結果。

（1）所管する事務事業の概要の件。

総務文教、厚生、産業建設常任委員会は、委員会を開催し、所管する事務事業の概要について担当課

長などから説明を受けるとともに、各委員からの質疑を行うなど、目的である事務事業の概要をおおむね把握することができた。

よって、今回の調査項目は終了することとし、今後おのおのの委員会において所管する事務事業の中から具体的な項目を取り上げ調査することとした。

(2) 先進市町村行政調査の件。

産業建設常任委員会は、平成15年11月17日から11月21日までの5日間、農業施策、グリーンツーリズム、地産地消、農協合併、資源リサイクルなどを調査テーマに、3町村、2団体の調査を行ってまいりました。

最初に、大分県湯布院町。

調査項目。

グリーンツーリズムについて、地産地消、直売、加工について。

町の概要は、御高覧いただきたいと思います。

次に、調査の概要。

要所のみ報告いたします。

古くから温泉町として発展してきた湯布院町では、年間約400万人の観光客が訪れ、既存交流人口は非常に大きいものがあり、従来から観光地としての集客能力を生かしてさまざまなイベント(湯布院映画祭、ゆふいん温泉祭り、ゆふいんオータムフェア)などを開催して、都市と農村の交流活動を展開してきた。

このような状況のもと、新たな交流の形態を模索していくために、グリーンツーリズムの手法に基づいた町づくりを進めてきた。

1990年には、外部資本による乱開発の計画が持ち上がり、町としては農村と緑と静けさにより心休まる保養地を守るため、住民と十分コンセンサスを取り、町独自の条例を制定することとした。しかし、制定する条例が国の法律より基準が厳しかったため、建設省から指導が入るなど廃案の危機にあったが、町の命運をかけ、粘り強く国と交渉した結果、潤いのある町づくり条例を制定することができ、乱開発の危機を乗り切った。

住民と行政の密接な連携により、自然環境の保全、農業と観光の連携など、湯布院にあった町づくりを推進してきたことがうかがわれました。

宿泊体験交流施設の設置。

都市と農村の交流を行うことを目的に、役場の職員を退職した方が農協とタイアップした中で、農協と地域農家1戸からの出資を受け、平成7年に農協出資法人有限会社湯布院ファームパークを設立した。

平成9年には、この中核施設として、農林水産省の農業改善事業により約3割の補助を受け、総事業

費8億円で農業体験交流施設湯布院ハーベストファームをオープンした。

地元産を利用しており、都市との交流にあわせて、地産地消の面からも大きな効果があらわれているとうかがわれた。

また、農家が経営する体験型の宿泊施設に私たち産業建設委員全員が体験宿泊を行ってまいったところであります。

特産品の開発。

湯布院町の特産品としては、大分県内で1番の粗生産額のハウレンソウを初めとした野菜類や豊後牛が上げられるが、新たな特産品として、平成12年より新規作物のワイン専用種ブドウの栽培を初め、平成13年4月には経営構造対策事業によりワインの製造、販売を目的とした湯布院ワイナリーをオープンさせた。

地産地消の取り組み。

地産地消の取り組みとしては、農産物の直売、加工を積極的にすることにより、都市住民、地域住民相互の交流促進と農家所得の向上を図ることを目的に農産物加工直売所を設置した。

運営体制は、管理組合を組織して運営されており、直売部門、加工部門に分かれ活動しており、野菜、山菜、ブルーベリージャム、地鶏おにぎりなどを販売し、年間約3,600万円の販売額を上げている。民間による観光と関連した地産地消の取り組みが進んできていることがうかがわれました。

農業と観光の連携。

湯布院観光の看板は、いやしの空間と田園景観にあり、農地を保全することが景観を保全することであり、その方策として牛1頭牧場運動が展開されていた。牛がふえれば原野、景観が保たれ、肉用牛を飼育することで畜産振興も図られ、さらに畜主、出資者ですけれども、この方に湯布院町の特産品を送ることにより、都市と農村の交流を図れるなど、一石三鳥の効果があった。

また、耕種農家において稲わらの穂積みと畜産農家の稲わらの堆肥化に対して、旅館組合、観光協会が補助金を出す事業が展開されていた。これは観光業者においては、雪が積もった稲わら、穂積み湯布院の田園風景の醸成になり、家畜ふん尿の処理と堆肥化、耕地への堆肥投入により、良質の有機農産物がとれるなど、それぞれの利点が連携して効果的に推進されていました。

次に、熊本県旭志村。

調査項目。

地産地消について。

畑地かんがいの活用について。

農協合併後の自治体との関係について。

町の概要は飛ばしまして、調査の概要。

地産地消について。

くもまと21農業振興運動に基づき、市町村、JA菊池を初めとした関係機関と連携を図り、共生関係づくりを基本目標として運動を展開している。

平成5年に道の駅旭志に併設して、その中に物産館、食彩館、イベントホールを建設し、ふれあいセンターほたるの里と称し、各事業が展開されておりました。

物産館では、美しい自然の中で育った農畜産物を販売し、生産者の顔がわかり、安心して作物が購入できるように、壁一面には生産者の写真が掲載されていた。販売には、約170名の方が参加し、年間売り上げは1億6,000万円である。

また、食彩館では、旭志牛を使用した各料理が出されており、イベントホールでは地域文化の発展のため郷土芸能、消費者交流会の開催や展示スペースなどがあり、地産地消、農産物の直売など、地区内外の交流等の拠点施設となっていた。

畑地かんがいの活用については、御高覧いただきます。

農協合併後の自治体との関係について。

平成元年に、菊池郡の8農協が大同合併し、菊池地域農業協同組合が発足し、現在の正組合員数は8,765名で、販売高は271億円の大型農協となり、現在は、きくちのまんまのブランド戦略により事業を展開している。

合併後組織改革に向けて、大学教授や県庁の農政部長などを構成メンバーとしたJA菊池組織事業改革プロジェクトを発足して、約1年をかけて検討を重ね、合併に40カ所あった本支所を18カ所に統合し、800人いた職員も650人に減らすなど、厳しい改革を行った。

合併後の自治体との関係については、それぞれの市町村の農業施策にばらつきはあるものの、農協としては、帰属する市町村の政策を尊重し、特に調整等はしていなく、組合員についても理解しているところであった。

次に、長崎県小浜町。

調査項目。

農業政策の全般の概要について。

資源リサイクルセンターについて。

調査の概要。

農業政策の全般の概要について。

小浜町の農用地は、急傾斜地が多く、たな状の水田と畑が連なり、基盤整備の必要性は大きく、県営畑総事業により全体の4分の1を整備したものの、整備率は低い。

耕地は736ヘクタールで、バレイショとタマネ

ギは国の指定産地を受けており、特にバレイショは春植えと秋植えで575ヘクタールの作付面積を数え、長崎県生産量の第1位となっている。

このバレイショを基幹作物として、酪農、乳用牛、水稻、野菜を組み合わせた複合経営が主体となっている。しかし、そのような中で、農業者の意欲を喚起し、すぐれた経営体を育成するために、土地基盤の整備と土づくりを初め、農地の流動化による優良農地の確保、また輪作体系の確立、生産組織の育成などを推進し、消費者ニーズに対応した作物の導入、生産技術の改善、新技術の導入、また豊富な湯量を活用した温熱施設園芸の利用などを推進、検討しており、意欲的な面がうかがわれた。

資源リサイクルセンターについて。

小浜町の農業の中でも、畜産部門は重要な位置を占めており、平成11年11月に施行された家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に伴い、一部畜産農家で行われている野積み、素堀等の不適切な管理について、早急に改善する必要が出てきた。

さらに、小浜温泉と雲仙温泉のホテル等から大量に排出される生ごみの処理の問題や、町内で発生する有機資源（農業残渣、し尿汚泥、公園等の剪定枝）の処理による焼却経費の増高が大きな問題となっていた。

このような背景から、平成13年度から14年度にかけて資源リサイクル畜産環境整備事業により、堆肥化施設の整備を行っている。

事業の内容は、次のとおりですので、お目通しをいただきたいと思えます。

この施設は、小浜町において非常に自信作の感を受けた施設であり、また将来リサイクルセンター周辺の林地を整備して有機栽培の施設団地をつくりたいとのことで、並々ならぬ意欲がうかがわれた。

小浜町長みずから現地施設等を案内していただきまして、詳細な説明を受けてきたところであります。

最後に、まとめ。

今回の先進地行政調査は、主に農業振興施策に主眼を置き、グリーンツーリズム、地産地消、農協合併、資源リサイクルなどの項目について視察調査を行った。

グリーンツーリズム、地産地消については、それぞれの町の特性を生かした中で、民間の力により積極的に推進されており、それに対して行政としても関係する住民の意欲を促すような支援体制がなされておりました。

また、全体的な町づくりを見ても、その場限りの政策ではなく、100年先を見据えた町づくりや、

住民主導の町づくりの姿勢が見受けられ、参考にする面が多々ありました。

本町においても、基幹産業である農業を中心に据え、田園風景の保全と観光産業を初め他産業との連携をとり、地域が一体となって町づくりを進めることは必要と思われました。

各視察については、本町と地勢、気温、歴史、経営形態等大きな違いがあるが、数多く学ぶ点があり、大きな成果を得たことをここに報告申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（中川一男君） 日程第7 報告第4号議員派遣結果の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長、徳島稔君。

議会運営委員長（徳島稔君） 議員派遣についてでございますが、朗読をもって説明をいたします。

議員派遣結果報告書。

平成15年第3回定例議会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告いたします。

上富良野町議会議長中川一男様。

議会運営委員長徳島稔。

記。

1、上川支庁管内町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成15年10月30日に、全議員により旭川市で開催された上川管内町村議会議長会主催の議員研修会に参加した。

（2）研修の結果。

研修会に参加し、市町村合併の再編と町村自治の行方をテーマに、千葉大学法経学部教授大森彌氏によって講演を聴講した。

また、上川管内5町村の議会議員がおのこの議会の運営等について事例発表を行った。

本町議会においても、当番町となったため、西村副議長により、議会運営の状況をテーマに事例発表を行った。

以上で報告を終わります。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これを

もって議員派遣結果の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

報告第3号、報告第4号の調査報告について、今後の参考とされ、行政運営に反映されんことを期待いたします。

日程第8 報告第5号

議長（中川一男君） 日程第8 報告第5号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただいま上程いただきました報告第5号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年9月22日午後2時15分、ラベンダーハイツ利用者預かり金を預金手続のため、旭川信用金庫上富良野支店に向かい、旭川信用金庫駐車場に1台の駐車スペースがあったため駐車しようとしたところ、駐車場右隣に駐車していた車が、いきなり当方車両前方右側にハンドルを切りバックしてきたため、当方は避ける間もないままブレーキを踏み停車するのがやっとなり、相手の車が後退しながら衝突してきたものであります。

当方は、先方右側フロントが破損し、相手側は左側フロント部を損傷したものであります。

なお、幸いにして、双方の運転者ともけがはありませんでした。

この事故につきましては、駐車場内の事故であり、50%を基本として、当方の運転の前方不注意であります。相手側のバックであること及び著しい後方確認不注意が主な原因でありますので、過失割合を当方30%、相手方車両70%と決定したものでございます。

日ごろより職員に対しまして、町長よりの訓辞、また毎月の職員の定例職員会議などにおきまして、交通事故の防止、安全運転の徹底につきまして、公用車、私用車を問わず指示徹底をしておりましたが、このような事故が起きたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

これからは冬に向かい、スリップ事故等非常に危険な時期になってまいりましたので、事故を起こさないよう一層気をつけるよう全職員に指示したところでございます。

この事故を契機といたしまして、総務課とも連携を一層強めまして、今後における事故防止、安全運転の徹底につきまして、私を初め、職員に対しましてより一層事故の徹底を図ってまいりたいと存じております。

以下、朗読をもって説明といたしたいと思いません。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり決定したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

平成15年12月14日提出。

裏面をごらんいただきたいと思えます。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年12月14日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

上富良野町

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方 に対し、金4万7,524円を支払う。

(2) 相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 次に、農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) ただいま上程いただきました報告第5号専決処分の報告の件につきまして、その概要を申し上げます。

本件は、今年10月27日午後1時10分、農業振興課の職員が転作確認事務のため、島津方面に向かう途中で町立病院方面に走行中、南6条通りと東2丁目通りの交差点におきまして、左側から一時停止をせず、左右確認を怠った車両が飛び出してきたため、衝突を避けようと直前でブレーキをかけましたが間に合わず衝突し、車両を損傷させてしまったものであります。

この事故の示談交渉におきましては、町側は交差点内での確認を怠った責任、一方相手方には一時停止を行わなかったこと、前方確認不注意の責任をお互いに確認し、認め合うことで合意いたしましたことから、平成15年11月18日、相手側車両の損害額14万円に対し、町の責任割合の20%相当額2万8,000円を損害賠償することで専決処分しましたことから、報告を行うものでございます。

このような事故により、相手方に損害賠償しなけ

ればならない事態に至ったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、私も含めまして、職員に対しまして十分に注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう指導徹底を図ってまいります。

以下、朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

次のページを見ていただきたいと思えます。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年11月18日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

上富良野町

2、和解の内容。

(1) 上富良野町は、相手方 に対し、金2万8,000円を支払う。

(2) 相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、事故処分の報告といたします。御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

議長(中川一男君) 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第9 報告第6号

議長(中川一男君) 日程第9 報告第6号専決処分(旭野川砂防工事請負契約変更の件)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長(田中博君) ただいま上程いただきました報告第6号につきまして、専決処分の経緯を御説明申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の委託を受けて実施しており、平成15年6月19日議決をいただき、工期を

平成16年3月12日までとし、株式会社アラタ工業が現在工事を進めております。

今回、設計変更の要因としまして、工事の実施において抜根物の排出量が当初設計数量99トンの着土つきに対し、実施確認数量が98トン、差し引き1トンの減となり、また新たに着土なしの実施確認数量128トンが増になったものでございます。

このことにつきまして、札幌防衛施設局に報告、協議を行い、設計変更することで承認をいただき、平成15年11月18日専決処分を行い、契約変更を行ったものであります。

以下、条文の朗読をもって説明といたします。

報告第6号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項。

旭野川砂防工事請負契約変更の件。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

旭野川砂防工事請負契約の締結（平成15年6月19日議決）を経た議案第14号に係るものを次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成15年11月18日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

変更事項。

契約金額、変更前6,919万5,000円、変更後7,066万5,000円、147万円の増額であります。

以上をもちまして御報告とさせていただきます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第10 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 日程第10 町の一般行政について質問を行います。

本定例会におきまして、13名の議員より質問の通告があります。

本日は、日程上6名の議員の質問を行いたく、議員各位の御協力をいただきたいと思います。

順次発言を許します。

初めに、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、一般質問の冒頭に立たせていただき、次の3項目につき質問いたします。

初めに、町の財政運営について。

長引く不況と厳しい財政の実態が、地方の町づくりに大きく影響を与えていることは、言うに及ばないところであります。経済諮問会議では、国庫補助金を平成18年度まで4兆円、平成16年度は1兆円削減の考えを示し、それとの見合いで削減分の80%以上を税源移譲する内容を打ち出しました。補助金削減、税源移譲、地方交付税改革と厳しい財政に一層の不安を感じるのであります。このような中で、平成15年度の普通交付税額はどの程度になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

第4次上富良野町総合計画の前期基本計画が終了し、平成16年度より後期基本計画に入るわけですが、予定どおり進められているのかどうか、御答弁を求めるものであります。

2項目め、平成16年度予算樹立方針について伺います。

日本の国内経済は、依然として低迷が続いている中、今地方自治体は地域みずから将来像を明確にし、その実現に向け、自己責任に基づいて政策を決定していかなければなりません。事業を継続しながら適宜政策の評価と見直しが必要であると思われま

す。地方交付税の減額、町税を初めとする自主財源の伸び悩みにより歳入不足が生じているが、これらの厳しい情勢を踏まえ、当面する平成16年度予算、また、これ以降年度の財政運営計画を策定し、町民に示しながら、不安を持たせない行財政運営に努めなければならないと考えます。平成16年度の予算樹立方針について、町長の所信をお伺いいたします。

3項目め、防災対策について質問いたします。

上富良野町は活火山十勝岳を有し、大正15年5月の大爆発は山肌の雪を解かし、泥流となって137名のおとしい命が奪われたのであります。その後昭和37年、また昭和63年から平成元年にかけても噴火が発生しております。

ことし9月26日、十勝沖地震が発生し、北海道太平洋岸では震度6、当町においては午前4時50分が震度4、午前6時8分には震度3を観測し、江花地区簡易水道、西部地区簡易水道に被害をもたらしました。人的被害がなかったことが何よりであります。

このような地震や噴火災害時の対策と体制はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の財政運営でありますけれども、お尋ねの平成15年度普通交付税の決定額は27億6,423万4,000円となったところであります。当初予算額と比較しますと、5,723万4,000円の財源留保の状況にあるということでございます。

なお、この地方交付税は、国の三位一体の改革方針に基づき、今後もさらに総額が年々減額していくと予測しておりますことから、平成16年以降の計画事業案をすべて予定どおり進めていくことは、不可能であると言わざるを得ません。

町の財政は、多くを国に依存しなければならない構造であることを踏まえますと、これから予測される歳入規模に応じて、歳出においても投資的経費を含め、経費総額を抑制するとともに、その内容についても十分に吟味をして、厳しく取捨選択を行っていかなければなりません。

このことから、総合計画の後期基本計画に基づく実施計画などの内容については、現段階においては全体的に実施時期を延長するなどの判断をせざるを得ない状況にあると考えているところであります。

次に、2点目の平成16年度予算編成方針についての御質問にお答えさせていただきますが、御質問にありましたように、国においては社会経済情勢が大きく変化する中であって、国と地方の役割分担を明確にした地方分権のさらなる推進と、あわせて近年は地方財政の構造改革に積極的に取り組んできているところであります。

このことから、顕著に町の歳入、一般財源が減少の一途をたどっていることは、御承知のとおりであることから、町民の要望、需要にこたえていくことがだんだんと困難な状況になってきているところであります。

これらの状況を踏まえまして、平成16年度予算編成方針としては、事前に財源不足額を4億600万円と予測していましたことから、総体の中で8%、4億600万円を削減する目標で指示を出したところであります。

この具体的な方針では、安易に従来のやり方を世襲することなく、行政効果の乏しいものがある場合には、中止または終期を設定し、廃止するなど思い切った方策を講じなければならないこと、また既存の事務事業の量的な拡充をしないこと、新規施策案については安易に予算化を行わないことなど、総額を抑制する方針としていただいております。

こうした中で、関係する町民の方々からは御批判

をちょうだいすることがあるものと思いますが、現状を踏まえ、これから迎える将来のことを考えると、町の財政を預かる私といたしましては、町民の深い御理解を得つつ、財政を安定させる道を選択せざるを得ないと思っているところであります。このことから、ひいては町民の皆様の安心につながるものと思う次第であります。

次に、3点目の御質問の9月26日に発生した十勝沖地震の諸対応についてであります。10月3日の町内行政調査の際にも御報告したところでありますが、4時50分地震発生後、防災担当の総務課職員及びライフライン関係の所管課職員の9名が役場に参集し、町内の被害調査のパトロールや関係機関からの情報収集、さらには住民への広報活動を実施したところであります。

幸いにも人的被害はありませんでしたが、町簡易水道施設の水源が地震の影響により水の濁りが発生し、静修、江幌、里仁、草分地区の住民に対し、一時的に飲料水の利用制限をしたところであります。

このような災害発生時の諸対策と体制につきましては、現在進めております地域防災計画の全文改定作業の中で、震災対策、風水害対策、火山災害対策の3分類ごとで完結できる構成内容で位置づけているところであります。

この各対策については、災害事象ごとに行うべき事項、手順を簡易にまとめ、より具体的な内容や現実性のある内容とし、また実施部署や連携をとる関係機関などを明記することとしております。

具体的な行動としては、災害発生時の第一報を受け、災害対策本部を設ける必要がない場合は情報連絡本部を設置し、災害が拡大のおそれがあるときは、第三種の非常配備体制により災害対策本部を設置した中で必要な対策を講じることにしております。

震災災害対策では、阪神・淡路大震災以降の事例を参考に、震度4から5弱の地震が発生した場合には、テレビ放送などにより知り得た段階から、自動参集する配備基準としているところであります。

また、火山対策については、十勝岳の噴火シナリオを作成し、火山現象や噴火のレベルに応じた諸対策を講じる内容で計画書に位置づけているところであります。

さらに、災害発生初動期の諸対策の行動を容易にとれるように、新たに職員災害初動マニュアルの作成もあわせて進めているところでありますので、関係機関との調整が整い、北海道との協議段階には、議員の皆様に対しましては計画書案を閲覧していただくよう取り進めてまいりたいと存じております。

以上であります。

議長（中川一男君） 再質問。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ただいまの答弁の中に、平成15年度普通交付税の財源留保ですけれども、5,723万4,000円、この財源留保額につきましては、適正な運用を求めるところであります。

なお、再質問いたしますけれども、しろがねパイロット事業の年次償還や、しろがね土地改良区に対する運営費、住民福祉の向上のため建設が進められております保健福祉総合センターの建設費等、町財政の大きな歳出となっているところであります。町民に対し、将来に夢を託せる16年度に向けたマニフェストを示す必要があるのではないかとこのように考えます。財政運営につきまして、再度明確な答弁を求めるものであります。

防災対策の観測体制について伺います。

地震観測であります。十勝岳のように噴火を予知した地震と、十勝沖のように活断層の地殻現象による地震があるわけですが、現在使用している町の観測機器でその区別が、即座に震源地を区別した観測結果がわかるのかどうかお伺いしたいと思います。

次に、ただいまのお話ですけれども、震源地がある遠いか近いかによって避難する住民の心構えが必要になってくるというふうに思われます。

また、観測機器の設置場所であります。上富良野町の設置場所は、本庁舎の地下食堂横にあるわけがあります。中富良野町は通常の地表に設置されているわけでありまして、観測所の発表では、中富良野は震度4のときに上富良野町は震度3と、隣の町でありながら誤差を生じているわけでありまして、中富良野は泥炭地とは言え、このような差に対して設置場所による誤差が生じているのではないかとこのように思いますけれども、いかがかお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、平成15年度の普通交付税の5,723万4,000円等々の財源留保、内部留保がなされておりますよということで、予定の交付税の予算額よりも多く交付税が来たということではありますが、これにつきましては、例年3月末の最終議会におきまして、当年度の補正に対応しながら、できる限り基金積み立てということで対処していきたいというふうに思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

さて、続きまして、16年度以降の町のマニフェストを示してはどうかということでもあります。

が、ちょっとマニフェストとは違うかもしれませんが、既に町は総合計画を策定いたしておりますので、これからの上富良野町の町づくりをどうするかということにつきましては、議員も御案内のとおり、四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造を目指した第4次の総合計画のもとに、町づくりを進めているということでございますので、ひとつ御理解をいただきたいなど。そして、それらに基づきまして、総合計画に基づきまして、3年ごとのローリングで実施しております実施計画に基づきまして町づくりを進めているということで御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

それで、次に防災関係でありますけれども、観測体制の問題であります。今我が町にあります地震計は、基本的には震源地がどこかというようなことへの対応ができるものでありません。ただ、震度が幾らかという監視をする震度計であるということで御理解をいただきたいというふうに思いますし、また、この震源地の遠距離にかかわらず、震源地の震度の度合いによりまして、先ほども申し上げましたように、震度4あるいは5弱から、その防災体制を組んだ町の防災推進を図っていくということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、次の中富良野町さんと上富良野との震度の違い、それから震度計の設置場所による違いではないかとこの御質問であります。私として、専門家に確認したことはございませんけれども、素人なりに考えるならば、地震の震源地の深さだとかいろいろなことを考えますと、わずか2メートルか3メートル、地表と地下との違いによって、そう大きな震度の差が出てくるものというふうには認識いたしておりません。ただ、地質の問題による震度の差は生ずるのではないかなというふうに認識いたしているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々は。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再々質問いたします。

厳しい財政状況の中で、現在の公債比率、これから公債比率はどのように推移していくと思われるのか、考えをたします。

防災について、再々質問いたしますが、さっきの答弁の中に、職員災害初動マニュアルの作成というのがありましたが、具体的にどのような内容なのか、お聞かせ願います。

最後に、防災に対し、町議会議員の位置づけについてはどのようにお考えか、町長の見解をたします。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、公債比率の推移につきましては、総務課長の方からお答えさせていただきます。

また、加えて職員災害初動マニュアルの内容につきましても、総務課長の方からお答えさせていただきます。

さて、その地域防災計画の中で、今町が作成しております地域防災計画の中で、議員さんの対応についてどう考えているのかという御質問であります。基本的に法律におきましては、議員さんの対応についての位置づけはございません。と申します。御案内のとおり執行機関と議決機関、これは対等な位置づけがなされているわけでありまして、対策本部長の私のもとに、議員さんを配下に置くということは、これは100%不可能なことでございます。そういったことから、対策本部の構成の中にとこのような地域防災計画の中に議員さんの対応につきましては明記されておられません。

ただ、ここで重要なことは、やはり災害におきます執行者としての専決処分に対応でき得る分野とやはり議会の議決を経なければ対処できない分野、この分野がございます。そういった状況の中で、現実の中で議会の議決を経るためには、議員の皆様方にその災害の実情というもの、状況というものを十分に認識していただかなければならないし、その状況判断をしていただかなければならないわけがありますので、常に災害対策本部としては、議員の皆様方に情報を提供しつつ、必要あるときには議会の招集を図って議決を賜らなければならない案件が生ずる。そのための情報を十二分に議員さんに理解していただく対応をとっていかなければいけないというふうに認識をいたしているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 岩崎議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の公債費の比率の関係でありますけれども、この件につきましては、3月の予算特別委員会の折に資料を提出してございますが、その資料に基づきますと、平成15年度、あくまでも見込みでございますが、公債比率につきましては17.1ポイントであります。これにつきましては、14年度から比較しますと、率で0.4%ほど上がるという見込みを立ててございます。この数値等につきましても、町長申し上げますように、交付税等の動きによりましてまたそれぞれ動きがございますの

で、あくまでも3月の予算特別委員会の時点での把握の比率ということで御理解をいただきたいと思っております。

それと2点目の職員の災害初動マニュアルの関係であります。これにつきましては、従前そういうものを持ち合わせてございませんでした。内容的には、諸対策を講じていく段階段階での準備の手引き書みたいなものであります。

それと情報の収集、それから伝達、それぞれ収集伝達する先を明記したり、ただいま申し上げますような諸対応への、その段階段階ごとにつなぐための手引書、標準的な手引書という内容になってございます。

町長申し上げましたように、今後時期を見まして、また議員の皆様さんにもごらんをいただくように取り進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時36分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります3点について一般質問いたします。

まず、1点目は、市町村合併について。

平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進、合併特例債など現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。合併に関する障害の除去のための特例は残す。国はあくまでも平成17年3月31日以降も合併を進めるつもりでいるが、一定期間、5年になるか10年になるかわからないが、時限法であることには間違いはない。それで、この一定期間を自治体の効率や能力の充実を図って、自主自立の道を選ぶとすれば、自治体として財政運営はどのような数字になるのか、また公共料金、住民サービスなど細かな部分は別として、どのような上富良野町が描けるのか、住民生活がどうなるのかシミュレーションを出していただきたいが、いかがか。

2点目は、地産地消の促進をもっと町としても考えるべきではないか。

11月14日、JAふらの主催の上富良野地産地消拡大試食会が上富良野支所で開かれ、生産者を初め町内消費者協会、各関係機関の方が集まり、地場

産米や地産食材でつくられた上富良野町の豚肉がたっぷり入った豚汁、東中地区の大豆でつくられた豆腐、本格仕込みの漬物、小麦ハルユタカでつくられたパン、また米はきらら397、ほしのゆめ、新品種ななつぼしの中から、各テーブルのアンケートにより、一番おいしいお米にななつぼしが選ばれた。たが、ななつぼしは生産者は別として、一般町民はまだまだ知る人は少ない。もっと地元の食材に愛着を持ってもらうためにも、町としてはあらゆる機会を設け、試食会などをして町民にPRするべきではないのでしょうか。

例えば、地元の食材を使ったアイデア商品の試食会、飲食店や調理師の方にも参画してもらい、上富良野名物料理を創作してもらうなどしてはいかがか。地産地消の促進には、地域経済の活性化にもつながると考えられるので、町としても地元食材の販売拡張を支援すべきではないでしょうか。

3点目は、LD、学習障害、AD・HD、注意欠陥・多動性障害、HFA、高機能自閉症を持つ特別支援児の対策についてお伺いします。

最近LD、学習障害、AD・HD、注意欠陥・多動性障害、HFA、高機能自閉症LDの児童がふえてきており、小中学校の普通学級の中に、特別な教育的支援を必要とする児童が目立ってきているが、これらの現況について、教育長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

現在小学校5校、中学校2校ある中で、このような特別支援児が何名ぐらいおられるのか、お伺いいたします。

また、担任1人での指導では、これらの特学児を指導すると、他の児童に手をかけることができなくなり、授業が中断、学力の格差が無限に広がるなど、指導者不足の現況があるが、これらの指導体制の整備と資格を持った人を広く募集して、臨時雇用など充足をするお考えはないのか、教育長にお尋ねしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま13番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の平成17年4月以降も合併することなく自主自立の道を選択したときの財政運営についての御質問ですが、現行国は三位一体の改革に取り組み中ではありますが、税財源移譲を初めとする国庫補助金の削減方向を大枠で示しつつも、いまだ具体的な方針が示されていない状況にあります。

一方、自治体の財政運営の根幹をなす地方交付税についても、総枠の圧縮を打ち出してはいるものの、その削減方向を示されない状況にあり、私ども

自治体にとりましては、将来にわたって財政及び歳入全体を的確に予測することは、大変難しい状況下にあります。

しかしながら、平成16年度の予算編成に当たりましては、現在考え得る条件による歳入の予測を立てたところではありますが、平成20年度までの一般会計の財政推計によりますと、平成20年度には、現在の財政規模80億円から約59億円に落ち込むことで予測したところでもあります。

このことから、事務事業の選択、各種公共事業の減少、受益者負担の増、今まで行政が担ってきたサービスの一部を町民の皆さんに担っていただくなど、極めて厳しい行財政運営を迫られることになるかと存じます。

本年度が現行行財政改革実施計画の最終年度であり、次年度からは実践でき得る事項は取り進めながら、並行して行財政の構造を抜本的に見直す新たな計画を策定し、財政運営を中心とした行政サービス体制の基本的方向を住民の皆様に周知し、住民と行政の協働による町づくり推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の地産地消の促進についてお答えさせていただきます。

今消費者の健康志向や食に対する安全性が求められている中、食生活に対する関心は高まりつつあります。本町においても、安全で良質な地場農産物の消費拡大を目指して、農業の町づくりを進めているところでもあります。

そのような中で、今年度においては、町広報紙を活用し、農産物生産者が自発的に地産地消の展開を図れる場を提供することで、地方コミュニティ広場の一部を開放し、地場農産物の直売場開設の呼びかけをいたし、特集で朝市や無人市を掲載し、町民へのPRを行ったところでもあります。

また、議員の御意見にありましたように、JAにおいても大試食会を開催するなど、消費者への消費拡大を意図とし、新たな展開の中で地産地消を積極的に取り組んできているところでもあります。

町といたしましても、地域農家で生産された新鮮で安全な農畜産物を直接消費者に販売することにより、地域農家と地域住民との情報交換、交流の場として地元農畜産物の地産地消を図り、安全性をPRするなど、地域農業の活性化を図るため、地元食材の販売拡張など、さまざまな方法を模索しながら支援に取り組んでまいりたいと思っております。

次の3点目につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 13番村上議員の3点目

の特別支援児の対策についての御質問にお答えいたしたいと思います。

議員より御質問のとおり、近年の社会背景の問題や家庭環境、親の子育てなど、いろいろな要因によりまして、本町においても特別支援の対象となる幼児、児童がふえておりますし、また障害の程度も複雑化してきている状況にあります。

現在、各学校の特別支援児に対する特殊学級の設置と在席者数の状況であります。上富良野小学校では知的障害児5名で1学級、情緒障害児1名で1学級、難聴障害児1名で1学級の特殊学級を設置し、3学級に対しての指導体制として、国の教職員の配置基準によりまして、正規の4名の教職員が配置され、対応を図っているところでございます。

そのほかにも上小には、特殊学級には入っておりませんが、知的障害児を持ち、特別な支援を要する児童が5名おりますが、保護者などの理解が得られず、普通学級で学んでいるといった状況下にあります。

また、言葉に障害を持つ児童の言語障害児は、全町で25名おり、これらの対応については上小に2名の教職員の特別枠の配置をいただき、全町児童の指導をしております。

西小学校では、知的障害児2名で1学級、情緒障害児1名で1学級の2学級の特殊学級を設置し、2名の教職員で指導を行っております。

東中小学校では、知的障害児3名が在席していることから、本年4月より、知的障害児のための特殊学級を1学級設置し、教職員1名が国の基準によりまして配置され、対応を図っているところでございます。

しかし、本年度特殊学級に入学した児童の中に、情緒障害を持つ児童が1名おりまして、知的障害児と情緒障害児を1名の教職員が同じ教室で複式で障害児の学習などをすることは、さまざまな困難な問題が生じることから、本年の10月より、情緒障害児対策として、町独自の施策として臨時の先生を雇用し、対応を図っているところでございます。

明年度には、情緒障害児の支援のための正規の教職員を保護者の理解も得ておりますので、平成16年度より国の基準により先生を配置していただくよう、上川教育局にも要請しているところでございます。

上富良野中学校では、知的障害児1名、1学級を設置し、1名の教職員の配置を受け、対応を図っております。

清富小学校には、言語障害児1名がおりますが、保護者が週1回、上小のことばの教室に通い対応を図っております。

江幌小学校と東中中学校には、特別支援を要する児童生徒は現在のところ不在席していません。

各学校の特別支援児と特殊学級を指導している教職員の配置状況を申し上げましたが、現在本町の特別支援児に対する教育については、町の施策として、一部情緒障害児の指導体制の支援をしている東中小学校を除いては、国の配置基準による教職員で児童生徒の学習指導を行い、対応を図っているところでございます。しかし、現在の町の特別支援に対する学習指導体制で苦慮している大きな課題がございます。その課題であります。今各学校に通う障害児の障害の程度が複雑化しておりまして、教職員1人が児童1人を指導しなければならないといった重い障害児がふえ、国の基準による教職員だけでは、ほかの障害児の適正な指導ができないばかりか、児童の安全確保すらできないといった重大で深刻な悩みを各学校で抱えております。

学校の責任者である学校長から、その対応について、心を熱くして特別支援児に対しての指導体制の充実を国や道に依存するのではなくて、町の障害を持つ児童のために、町の施策として意を注いで考慮してほしい旨、再三要望を受けているところであります。

教育委員会といたしましても、特別支援児の学校現場での悩みや課題については、その実態を学校長から聞き、理解しながらも、町の財政的な事情もありまして、意を満たすことができないでおります。

しかし、学校での実態としては、特別な教育的支援を必要とする在席児童も多く、また明年度以降もふえる傾向にありますので、各学校とも、その指導体制についての条件整備について十分協議いたしまして、明年度より特別支援児に対する指導体制の充実を図るよう、現在町理事者とも協議を進めているところでございます。

今後も特別支援児につきましては、血の通った中身のある支援をするよう、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1点目の市町村合併の件ですが、町長は今まで一貫して第27次地方制度調査会の最終答申を見て、自主自立の道を進めていけるのか、自治体としての財政運営ができるかどうか状況を見きわめ、町民にも説明責任を果たしていきたいと言われ、今日に至っております。

地方制度調査会の最終の答申も出ましたし、11月29日、沿線5市町村参加の富良野圏域広域連合準備会の席で、町長は上富良野は合併特例法、期限

内での合併の考えはないと示されたわけで、それであれば、国の方針が17年4月1日以降の財政的な考え、措置は打ち出されておりませんが、国としても何とか平成17年3月31日までに各市町村できるだけ多く合併させたいわけですから、はっきりしたことは言うわけはないと私は思います。私も12月1日岩見沢、昨日は上川支庁と今後の自治体のあり方について、総務省の課長が来られ説明会ございまして聞いてまいりました。少しでも新しい情報が欲しいということで聞いてまいりましたが、今月18日にも役場で行われますけれども、多分同じ内容になるのでないかということが予測されるのでございまして、どうやって今、財政的な58億円ぐらいの規模になるのではないかと。この規模で自主自立の道を求めていくのか、これではちょっとどうも判断のしようがありませんし、もう少し踏み込んだ具体的に町民の生活がどうなるのか、今後取り組もうとしている役場内での組織機構改革も、その今後の自治体のあり方としての小さな役場が求めていくのであろうかと思えますけれども、果たしてその自主でやっていけるのかどうか、町民がどこまで受益者負担をするようになるのか、それらに耐えていくことができるか、その判断材料としてのシミュレーションですか、ある程度出していただいたのですけれども、いつぐらいまでに出していただけるのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目の地産地消の促進についてでございますけれども、町としては町広報誌の中で町民のPRを行っているということでございまして、農業振興課は、どちらかといいますと担い手対策とか、土地の流動とか、それから農業生産体制の強化とかいろいろ取り組んでいらっしゃいますけれども、何回か私も過去に質問いたしましたが、平成16年度から農業振興計画をするのだと、その中でいろいろと取り組んでまいりたいというようなことを書いていただいているのですけれども、平成16年度から始まる新しい農業振興計画の中で、ぜひ上富良野の地産地消フォーラムの開催ですとか、上富良野の名物、富良野なんかはカレーライスなんかつくっているようでございますけれども、創作とかJAとか農業生産者、それから消費者等交えて、何といたのでしょうか、安心安全の食と農のプラン、こういうものを作成していただいて、こういうのを盛り込んでいただきたいと思いますのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、3点目の特別支援児の対策につきましてですが、今まではこういうお子さんもおられたわけでございますけれども、こういうお子さんに対して適切な対応がわからなかったわけなのですが、L

D、注意欠陥児や多動性障害者、AD・HD、それから高機能自閉症、HFAの子供さん方の定義とか判断基準が明確になったわけですので、これらのお子さんに対しては、できるだけ早い時期に専門家とか、そういうコーディネーターの方が指導していくと、こういうことでございまして、東中では一部情緒障害児の指導体制をしていらっしゃるようでございますけれども、ほかの学校では、国の基準に基づいて教職員1人で対応しているということでございまして、これでは学級崩壊につながると思うのですけれども、早急に、放置しておくわけにはいきませんので、教育長、何とか早急に手を打つべきと考えますけれども、いかがでございましょうか、よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の市町村合併に関連する御質問でございます。私も今まで議会の皆様方、町民の皆さん方に第27次地方制度調査会の答申状況を見きわめながら、町の市町村合併についての判断をさせていただきたいというふうなお話を申し上げて今日まで来たところでありますが、いよいよもって第27次地方制度調査会も最終答申を内閣総理大臣に提案いたしました。この中に、町が最も関心を持っているのは、国が今後地方制度をどのような方向に導こうとしているのかということの見定めでありますし、また、その中で第27次地方制度調査会は、御案内のとおり小規模自治体の位置づけは1万人を目標とすると、基礎自治体というのは1万人以上の自治体であるという、そういうような目標を定めた中で、議員御発言にもございましたように、平成17年4月以降の合併新法の中で位置づけするという方向づけをしてまいりました。

その中で、我が町におきましては、御案内のとおり1万3,000弱、1万2,800の現人口を有しているわけありますから、基礎自治体としての位置づけは、現時点では達成できたと申しますか、基礎自治体としての位置づけはなつたと。しかしこの人口も御案内のとおり、日本の人口は平成17年以降減少の一途をたどっていくということに相なっているわけありますので、我が町の人口もそれに似合わず、逐次減少してきているというようなことから、果たしてこの基礎自治体としての1万人の人口をいつまでぐらい確保していけるのかなというようなこともシミュレーションとして描いてみなければならぬなというふうに思っておりますが、ただ規模的には、まずは第一段階としてのクリアをしたなというふうに思っております。

しかし、最も重要な財政であります。財政運営をいかにしていくかと。さきに2月に議員の皆様方に、平成20年までの我が町の第4次総合計画の最終年度までの財政見通しのシミュレーションを説明させていただきました。これは、北海道が上富良野町の今後の財政規模をシミュレーションした数値を適用させていただきました。

しかし、この適用、先ほども申し上げましたように、平成20年度には59億、60億弱の歳入規模になるだろうというシミュレーションであります。しかし、御案内のとおり今三位一体の改革が進められております。この三位一体の改革が進まないで、ただ従前のような国の地方財政の進行をしていくところなるであろうという、国からの財源はこう減ってくるだろうという予測であります。基本的に御案内のように三位一体改革というのは、補助金、助成金については削減から廃止、地方交付税については大幅な見直しと、そしてそれに見合う税源移譲を国から地方へ税源移譲をする。そのうち、税源移譲については80%と100%という部分もあるわけですが、そういうような形で地方財政を今後取り進めていこうという方向性は示されました。しかし、どの補助金、助成金、負担金が削減されるのか、また交付税という中にどの程度の、全面的な廃止になるのか、あるいは財源調整機能だとか、財源保障機能というものをどの程度生かしてくれるのか、そういったものが全く見えてこない。

そして、税源移譲についても何の税を移譲してくれるのか。今、基本的には基幹税を移譲すると、住民税を移譲する、あるいは消費税を移譲するというふうに言われておりますが、16年度におきましてはたばこ消費税という、これから先消えてなくなっていくのでなからうかと思うような税が地方に移すぞというような話にもなっております。今そういうふうな状態で、地方に対する国の地方財政制度がどうなるかということが全く見えない。ことしの国から来る財源が、ことしの7月にならなければ確定しないという状況であります。

先ほど議員から、普通交付税の御質問をいただきました。これらのことは、当年度の普通交付税が7月にならなければわからない、そういう中で予測を立てた。

我が町におきましては、15年度おかげさまで予定減額される額よりも少ない数値で予算措置をしたために、五千何百万円の内部留保資金が確保できたという状況にありますけれども、これから先そういう地方財政がどうなるかということがわからない中で、財政シミュレーションを立てることはなかなか難しいということ、ひとつまずもって御理解

をいただきたいと思います。そういう中にありまして、さきにも御案内申し上げましたように、自主自立の道を進むためには、いかにあるべきかということについては、行政報告でも報告させていただきましたように、これから美瑛町とともに自主自立の道を歩むためにはどうあるべきかということ、これを十分に研究をし、それらの成果を議員の皆様さん並びに町民の皆様さん方に提示していきたいというふうに思っております。そういうようなことで、シミュレーションはなかなか難しいということ、御理解いただきたいと思います。

それから、地産地消につきましては、議員おっしゃるとおり、私も重要なものであるというふうに思っておりますので、今後これらにつきましては、行政として何をすべきか、それらの支援策につきましては、今後の課題として対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 13番村上議員の再質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、確かに議員が申し上げておりますように、今の時代背景的に、子供たちの診断、そういう知的障害だとかそういう診断が適切に診断されていることが、そういうことで児童数もふえていることは十分認識しておりますし、また今私が申し上げた特別支援を要する児童以外にも、例えば普通学級に学力の低い子、自分勝手な子、変わった子、わがままな子というようなことで、全国の各学校で約6%ぐらいの児童生徒が現場で抱えている。ですから特別支援児対策だけでなく、こういう大きな悩みも抱えているのが実態であります。

きょうも学校長がたくさん来ておりますけれども、一番今学校現場で私たちが意を注がなければならないという緊急的な課題については、確かに特別支援児対策だと思っております。

私も日ごろ校舎の整備だとか、机とかいすというのは時代が変わってもできるけれども、子供の成長過程の中で、今しなければならぬことは何なのかということ、これを十分その意識を持って、そのめり張りのある対応をしていかないとならぬということの認識をしておりますので、私が先ほど議員に申し上げたとおり、血の通った中身のある対応ということで、今理事者に校長先生から言われているやつを全部満たすことというのは理想ですけれども、理想と現実というような中身もありますけれども、心熱くしながら町長、理事者に特段の配慮いただくよう今鋭意努力しておりますので、今後も努力ということで御理解をいただきたいと思います。ということで答弁とさせ

ていただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再々質問ありますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） ただいま町長の御答弁で、確かに国の方針がわからない中で、なかなかシミュレーション難しいということでございますけれども、ただ難しいと、こういうことばかり言っても、新しい情報、やっぱり国はどちらかということ、合併推進の方にまた17年4月以降も進めていこうということでございますから、なかなか財政措置等を説明してこないと思うのですけれども、やっぱり新しい情報をどんどん求めていただきまして、町民に説明責任を果たさないと、前9月3名の方が一般質問、同僚議員から質問ございました御答弁の中で、町民に対する情報も一たん中断をしていると、機会を見て町長はまたそういう情報を示したい、町民に説明責任果たしたいとおっしゃっておられますので、それがいつごろになるのかお尋ねしたいと思ひます。

それから、3点目の特別支援児の対策についてですけれども、教育長、町の財政的な事情もあるようでございますけれども、そういうこと言っておられないのでしょうか。やっぱり上富良野町の子供の将来を思うときに、財政がどうもあれだからできないということではちょっと困ると思ひますので、早急に補助教員の設置、それから学校及び地域における教育推進体制の整備等必要だと思うのですけれども、もう一度よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市町村合併の問題でありますけれども、議員も御意見の中にございましたように、基本的に国は合併促進をしていくと、全国自治体3,200ある自治体を1,000にするのだと。今合併特例法の期限の中で、2,000を割るのか割らないのかというのが国と地方の攻防のような状況があるかに見ております。

平成17年4月以降も合併促進法の新法が制定されます。これまた市町村合併を将来的に1,000に結びつけるための国は合併の促進を図ってくるものというふうに思っておりますが、今町といたしましては、残念ながら合併協議をするためには、相手がないというところに大きな課題があるわけでありまして、合併したらどうなるかという検討ができません。合併したらどうなるかということは、相手がない、相手との調整の中で、そこを合併したときにはどういふふうになるかということを目測するわけでありまして、相手がないためにそれができ

ない。ですから、先ほどもお話ししましたように、大体国も今地方財政について、三位一体改革の方向性がだんだんだんだんと見えてきたと。おぼろげながら見えてきた。そういう中にありまして、自主自立の道を歩むとすればどうなるかということを目今美瑛町とともに研さんをしてきていると。これらの資料が整い次第、また町民の皆様方に御報告申し上げながら、町民トーク等々で市町村合併の状況等々の説明をも進めていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 13番村上議員の再々質問にお答えしたいと思ひますけれども、今まで2回答弁させていただいたのは、教育委員会の一つの重要課題だということに認識しておりますし、私も2回答弁した中で、心が通じてないのかなという部分がありますけれども、ただ議員等から言われていることについては同じであります。第4次総合計画の中にも、豊かな人づくりというような大きな4本柱にも入っておりますし、この理念に基づいて、金がないからできないのではなくて、どうしたらできるか、来年度は、今本当は実態的に今まで以上にふえてますし、またことしの新入学児童の106人しかいませんけれども、33人がいろいろな障害を持ったということで診断されてますので、そういう面では、今御質問あったこと、また学校長から言われていること、また保護者の意見、心、そういうことを十分踏まえて理事者と今協議しておりますので、全くしないということではなくて、何らかの対応を打ちたいということで御理解いただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました2項目について質問をいたしたいと思ひます。

まず、第1点目は、かぎっ子支援対策の確立について御質問をします。

今年10月9日づけの日刊富良野新聞で、上富良野西小学校における児童たちの放課後の生活の実態調査についての報道がありました。子供たちが家に帰ったときに、保護者が時々いない、ほとんどいない、合わせると50%に及ぶことがわかりました。

また、放課後の子供の遊びを見ると、テレビが14%、ゲームが33.3%、ぶらぶら過ごしているが6.3%で、これら合わせると半数以上の子供たちが1人の世界に浸り過ごしていると回答いたしております。これらの現状を不安を感じると回答している父母も多く、西小学校PTAの関係者は、留守

家庭児童をサポートするシステムづくりに関する要望書を提出されました。教育長及び議会議長あてに提出がありました。

特に要望書の中には、留守家庭児童を受け入れる施設の建設など、今すぐ実行することは乏しい事項もありますが、児童館に子供の心理を理解できる専門指導者の配置や、地域全体で放課後の子供の健全な活動を支える子供会活動の組織化、スポーツ活動の奨励などの幾つかの要望事項については、速やかに実行できるものもあると思います。これらの問題も含めて、西小学校の子供たちの健全育成について、どのように考えているかについて、次の3点について御質問をいたします。

まず、1点は、放課後の子供たちの健全育成を図るため、計画的なシステムづくりが必要と考えるが、教育長はどのように考えているか。

2点目は、児童館専門指導員の配置などについては、どのように考えておられるか。

3点目は、長期計画の中で施設の整備を必要と考えるが、計画が位置づけられるように考えているか。

以上、お伺いをいたしたいと思います。

次に、今後の町財政についての考え方と市町村合併についての質問をいたします。

市町村合併については、今までも同僚議員から何度となく質問されておりますが、私は財政の関係から質問いたします。

町の決算書を見ると、予算規模は年々減少しており、それに伴って歳入、町税、地方交付税も年々減少しております。特に地方交付税の落ち込みが大きく、前年比で見ると平成13年度は6,800万円で2%の減、14年度は2億3,400万円で7.2%の減、15年度に至っては、2億7,300万円で9.1%の減と、落ち込みは年を重ねていることに大きくなっております。

また、一方、総予算に対する職員の人件費の比率を見てみると、12年度では14.7%であったものが、13年度は16.4%となり、14年度は18.1%と、年を追うごとにその比率は大きくなってきております。

聞くところによりますと、町職員の給与を国家公務員と比較すると、ラスパイレース指数も国家公務員よりも高い数値を示していると聞きますが、このままの状態が今後も続くとする、町の予算は大部分が人件費となってしまう、事業費は年々減少して住民のサービスもおぼつかなくなるのではないかと危惧いたしているところでもあります。

このような状況を踏まえ、他町村と合併した場合、財政等は改善されるのか、また合併をせずに単

独に自治体を運営した場合は、今後も国の交付税の減少はふえ続けるのか、また合併に関係なく、町職員の生活の安定を図りながら、人件費に占める割合を低く抑える有効手段はあるのか、これらについて町長は今後どのように取り組もうとしているのかについて、次の3点を質問いたします。

まず、第1点は、平成14年度からの決算書を見ると、町税、地方交付税などの税収入が減少の一途をたどり、その幅も年々と大きくなっているが、他町村と合併によって交付税などの減収はどのように変わってくるのか、また交付税は合併によって10年間は保証されると聞いていますが、その期間中に現在ある100億円近い借金はどの程度解消することができるのか。

2点目は、歳入減少に伴い、人件費の割合が年々増加しているが、その対策として、今後どのようにしようと考えているのか。

また、他町村と比較して高いと言われるラスパイレースの減少と職員の生活の安定のバランスをどのように調整しようと考えているのか。

3点目は、合併によって発生するさまざまな問題があると考えられるが、もっと一般住民の意見も吸収できるように、住民も参加して合併によって発生するリスクはどんなものがあるか、また合併によるメリットは何かを検討するための組織をつくる考えはないのか。

以上の点について、わかりやすく御答弁を賜りたいと思います。

以上で終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のかぎっ子対策については、後ほど教育長の方からお答えさせていただきます。

私からは、2点目の市町村合併に関しての、まず1番目の合併後の地方交付税と起債残高の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

現在の合併特例法では、合併した場合の地方交付税は10年間保証されることになっており、この保証は金額が保証されるものではなくて、算定方法が維持されるものであるということでもあります。したがって、現在全国的に地方交付税の総額が減少方向にありますので、たとえ合併したとしても、同じような減少は続くことが予想されるところであります。

このことから、合併した場合の交付税の優遇措置については、合併後10年間は合併しなかった市町村より減少の率が軽減されることと理解しているところでもあります。

一方、起債残高については、合併する相手の起債残高に大きく左右されることとなりますし、合併特例法による地方交付税の優遇措置によって起債残高の解消が図られることにはつながらないと考えますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、2番目の人件費に関する御質問にお答えさせていただきますが、さきにお答えしましたように、歳入財源が大きく減少していく状況にあって、人件費を初めとする扶助費や長期債の償還費など、公債費などの義務的経費が総体経費に占める割合を押し上げる結果となっておりますが、全体収支の均衡を図るには、これら義務的経費を含め、すべての経費において削減に向けた検討を行うことが必要な時代となってきているところでございます。

なお、御意見にあります人件費の削減については、今までも特殊勤務手当や管理職手当を対象に、支給する目的や支給水準を見直すなどの制度改革を行ってきたわけでありです。

また、本年4月からは、ラスパイレズ指数の改善策の一環として、月給を1.5%から2%の間で引き下げる措置を講じたところでありますが、これらは職員の生活に直接影響を及ぼすことは明らかでございます。しかしながら、我が町の職員のあるべき給与については、他自治体の水準と均衡に配慮しつつ、今後においても適正水準となるよう取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

次に、3番目の住民参加による合併の検討組織についてであります。これからの地方自治の運営において最も重要なことは、地域住民の意思に基づき、住民とともに町づくりを進めていく姿勢が大切であると考えております。合併に関しましては、対象となる市町村の住民とそれぞれの施策について具体的に話し合うことから、メリット・デメリットが議論されるべきものと考えており、現在協議する対象市町村が定まっていない中で、これらの協議をすることは難しいと考えております。

また、組織の設置につきましても、対象市町村が定まり、その必要が生まれたときに設置が検討されるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番小野議員の1番目のかぎっ子支援対策の確立についての3項目にわたっての御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1点目の、放課後の子供たちの健全育成を図るための計画的なシステムづくりの必要性についてお答えいたします。

今私たちを取り巻く社会は、経済のみならず各分野にわたって大変厳しいものがありますが、こうした社会環境の急激な変化は、子供たちの生活にも大きな変化をもたらし、小中学校や児童生徒が関係する凶悪事件や事故、さらに子供が非行や暴力行為を繰り返すのは、家に帰ってもだれもいなかったり、いろいろな事情で家庭が崩壊していること、親の子育ての家庭教育なども大きな要因であると考えられます。

本町においても、先般西小学校で放課後の留守家庭児童の状況について、全校の保護者に対してアンケートを実施した結果、全校児童のうち、約4割が放課後の過ごし方について安心、安全面といったことで、親が不安を抱えているという状況下にあります。このことは、西小のみならず、全校に共通した課題でもあります。

また、学校や保護者からも、放課後児童が単に公共施設で遊び過ごせる場の確保といったことではなく、子供たちを安心、安全にサポートしてくれる指導体制の充実を図ってほしいとの切実な要望もされているところでございます。

町においても、今後子供たちのために社会の変化に対応する子育て支援と健全育成に意を用いて取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識し、今後も最善の努力をしまいにしたいと考えているところでございます。

2点目の専門指導員の配置についてであります。来年度文部科学省の目玉事業として、2年間かけて子供の居場所づくり事業が計画されております。この事業は、平日の放課後、午後4時から7時、土曜日は午後2時から7時まで小学校を開放して、小中学生がスポーツ、絵画や陶芸といった文化活動をスポーツ、各クラブの指導員やPTA関係者をボランティアとして登録し、1校につき3名の指導員の配置が受けられるとの国の施策の情報を得ているところでございます。

教育委員会といたしましても、町の財政が困窮していることも踏まえ、現在国が進めている施策事業の動向を見きわめながら、関係課との連絡、協力を深めながら、国の制度を活用して町の子育て支援と児童生徒の健全育成に最善の努力をしまいにしたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

3点目の施設整備の位置づけにつきましては、町の財政事情から、新規の施設整備の計画の位置づけは、当面は不可能であります。既存施設を有効活用するよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 合併の問題につきましては、先ほど村上議員によく御説明がありましたので、これは一応再質問はいたしません。

まず、かぎっ子問題について教育長に再度御質問いたしたいと思います。

ただいま教育長から、かぎっ子対策についてはわかりやすい御答弁がありましたので、次の2点について再度お尋ねをいたします。

第1点は、子供の健全育成についてのシステムづくりですが、子供たちの安心、安全サポーターとする支援体制で欠かせないのは、学校、家庭、教育委員会のほか、地域社会があるのではないかと思います。これらの4者を網羅した組織化、今後も必要と考えられるが、この点についてどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

次、2点目でございますが、次に専門職員の配置についてであります。文部科学省の目玉事業として、新しい取り組みが計画されていることですが、新しい制度ができて、それに真剣に取り組む姿勢がないと、生きた制度にはならないのではないかと懸念するところであります。この制度が十分生かされ、絵にかいたもちにならないよう、十分な予算づけと確かなる取り組みを検討されているかについて、再度質問をいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番小野議員の再質問にお答えいたしますけれども、1点の子供の育成の施設面につきましては、今新しい施設をつくらなくても、学校だとか児童館ありますので、その中身をどうやって子供たちの目線に立って、親の目線に立って条件を整備をするかということが大切だと思っておりますので、ソフト・ハード両面にわたって、これから国の制度に依存することなく、当然依存しなければなりませんけれども、当然そういう国の新しい目玉事業としても文部科学省で出てきておりますので、そういうものと連携しながら、その条件整備に最善の努力するというところで御理解をいただきたいと思っております。

私も幾らいい法律ができて、制度ができたって、マニュアルができたって、例えば夢と理想を語っているのでなくて、本当に現実にその制度を最大限に活用して、生かして初めて効果があると思っておりますので、とにかくプロジェクトXでありませぬけれども、とにかくやってみる。やってみなければいい成果があらわれるかあらわれないかわからないというようなこと、私も大好きな言葉でございますので、そういうことが事業評価、子供たちのため

ということにつながるのだなということで、議員からもそういうような側面的な支援をいただき、また学校、家庭、地域と言っております、それぞれ子供たちのために意を燃やして理解もいただいておりますので、当事者であります教育委員会といたしましても、町の宝、国の宝と言っている言葉の響きのいい論議で終わらすことのないように最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） さきに通告してあります件について質問いたしたいと思っております。

中山間地域等直接支払制度の導入ということについてお伺いいたしたいと思っております。

農水省は、近年農地の耕作放棄地の増加などにより、農村の持つ多面的機能の低下が懸念されている中山間地において、農業生産条件の不利益を補正するために、平成12年に中山間地域等直接支払制度が導入された。

この制度は、12年から16年までの5年間、この内容は、平場地区に比べて傾斜地は余計に経費がかかる。言ってみれば、畑おこすにしても倍時間がかかったり、燃料もかかったり、そういった余分な経費のかかる面の80%を見ようというものであって、各地域の実態は、上川管内24市町村のうち、実施されてないのが我が町を含めて5市町村。

そんなことで、今最近特に国のそういった事業を取り入れるとすると、各町村の負担もある。それで、この事業に対しては、ほかの地域、各町村は事業負担が4分の1、町村負担は4分の1に対して、我が町は3分の1を負担しなければならない。そういったこともあって負担が多くなる、あるいは防衛予算などもあつたりして、我が町は導入を見送った経緯がある。

しかし、国はこの事業、一応16年までとなっておりますけれども、この事業の見直し、あるいは継続ということも言われておりますし、我が町においても高齢化が進み後継者不足といったことで、だんだんと離農がふえて、そういった農地が残った人たちが守っていかなければならない。そうすると、どうしても規模拡大、さらに規模拡大がなると、当然機械力に頼らざるを得ない。そうなると、こういった条件不利地域は、特に大型機械が入らなかつたり、そういったことでどうしても耕作放棄地、そういった懸念がされることであって、ぜひ中山間地域等の直接支払制度、この制度を導入を考えないのかということ町長にお聞きしたいという

ふうに思います。

以上で質問終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

中山間地域等直接支払制度の導入についてでございます。

平成12年度から平成16年度までの5カ年間、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生を防止し、農業の多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差を直接農業者に支払う制度であります。制度の対象となる地域は、自然的、経済的、社会的条件が不利な地域振興立法で指定される山村、過疎地域等であり、本町は地域振興立法地域の指定外の取り扱いとなっておりますが、知事特認基準に基づく地域で指定を受けることも可能であります。この場合、指定地域に比べ、国、道の支援はそれぞれ2分の1から3分の1に引き下げられ、補助金の交付額は低下いたします。

この制度の基本であります緩傾斜地水田100分の1から20分の1、畑においては8度から15度を本町の面積に当てはめると、対象面積はおおむね368ヘクタールとなります。

このことをもとに、種々検討を重ねてまいりましたが、本町の耕地面積5,857ヘクタール、平成11年度2月農業基本調査での面積に対しまして、制度の対象となる面積は6%程度と少なく、農業者間の平等性が保たれないものと判断し、制度の導入を断念した経緯があります。

御質問のように、制度の見直しや延長も考えられるところではありますが、私といたしましては、中山間地域等直接支払制度にかわり得る農業振興施策として、主に土地改良事業の推進や支援に力を入れてきたところですので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 今、町長が農業者間の平等性が保たれないと言っていたのですが、先ほど言いましたように、平場というか、平らな土地に比べて傾斜地は当然経費がかかっている。それに対して8割を、差額の8割を見ようということなので、それを平等だとか不平等だとか、そういうことにはならないのではないかなというふうに思います。

それともう1点、土地改良事業の推進ということですので、この傾斜地に対しての土地改良事業といったら層圧事業しかないのではないかと。それをまたしるがね事業みたいにもう層圧してやるなんてことは到底できないのではないかと。そんな絡みか

ら、ぜひこの16年までの今の事業に対しては、これはもう期間もないし、17年から新たにもしそういった制度が改革されて、延長になったときにぜひ考えていただきたいな。

農地法からいって、今の放棄されたところを木植えるとか、そんなことには到底今の農地法ではできないわけですね。そんなことから、ぜひ我々農業者も守れるところはきちっと守っていくつもりしているのですけれども、そういった時代の流れで非常にだんだんと難しくなってくる面があるので、ぜひこういう面を考えていただきたいな。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再質問にお答えさせていただきます。

このことにつきましては、議会とも十分検討させていただきながら、この中山間地域等の直接支払制度については、町として見送った経緯がございます。そのことはなぜかと申しますと、先ほども申し上げましたように、わずか6%の対象耕地と、そしてまた加えて、これを申請するに当たりまして、膨大な資金を投入して、航空写真だとかいろいろなものに対応しながら、申請するための資料づくりに膨大な財政投資を必要とするというようなことから、この5年間で、その投資した財源だけ国からや道から戻ってこないというような判断のもとで、議会とも十分調整をさせていただきながら見送った経緯がございます。

そういうようなことから、それに相応する新たな農業振興施策を講じながら、その対応を図っていきたいということで、今日に至っているということで御理解を賜りたいなというふうに思いますし、またその中で、先ほども申し上げました斜度の問題で、例えば我々が予測した中で、河川等々あるいは道路等々の中の仕切りの中で、隣の土地は対象になるが、自分の土地は対象にならないと。では、隣の水田と畑地とは別でありますけれども、隣の水田と自分の水田とがどんなに作付不利益になるのよということになりますと、大した変わりがないにもかかわらず、そこから線引きされるというような部分が、先ほど渡部議員には平等性が保たれてないということはないわという御質問でありましたが、そういうような地域間の問題等々もございまして、見送りさせていただいて、議会とも調整させていただきながら見送りさせていただいた経緯でございます。その分につきましては、新たな農業振興施策を講じながら取り進めさせていただいているということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

16番渡部議員。

16番（渡部洋己君） 再々質問をさせていただきます。

これに関しては、まだこれからの課題といえますが、17年以降どういった形で出てくるかわかりませんので、そこら辺はまた、今回はこれであれしませうけれども、またその時期が来れば、またやらせていただきたいと思えます。

終わります。答弁要りません。

議長（中川一男君） 答弁できないか。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 今御質問にありましたように、私としても新たな制度として、新たな方向が展開されてきて、我が町の農業にとって大いに有利になると申しますか、プラスになる状況下に改善、是正をされた中山間地の直接支払い制度が生じた場合においては、再度検討しなければならない課題だというふうに思えます。

議長（中川一男君） ありがとうございます。

以上をもちまして、16番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告いたしました4項目、8点について一般行政の質問を行いたいと思えます。

まず、第1項目めは、上富良野町の住居表示についてでございます。

昭和56年9月28日に、上富良野町住居表示に関する条例が制定され、それに基づいて昭和56年11月1日に、上富良野町住居表示に関する施行規則により、本町の住居表示は整然と整備され、以来22年を経て、町民に住居表示番号が定着をしています。

しかし、住居表示番号の定着している反面、住居表示板が適切な位置に表示されていない、また住居表示板がないとの状況が散見されるとの町民や町外の訪問者からの苦情が寄せられましたので、次の事項について状況を伺いたいと思えます。

まず、1点目は、条例第14条による住居番号の表示が適切に指導されているか。

2点目は、施行規則第3条による住居番号設定、変更、廃止届けが適切に実施されているのか。

3点目は、施行規則第7条で汚損、紛失等による再交付は有償とし、その額は町長が別に定めるとあるが、過去の再交付の件数と有償額をお伺いしたいと思います。

次に、第2項目め、町立病院の医療事故防止対策についてお伺いをいたしたいと思えます。

平成14年度の病院事業会計の決算特別委員会審査意見の第6項目めに、医療事故防止について引き

続き努力されたいに対して、町長はその他の審査意見を含め、いずれも適切な審査意見と受けとめ、それを尊重し、今後なお一層の行政推進に努めると言明されました。

最近、医療事故については各種報道があり、また12月6日の北海道新聞に、相次ぐ医療事故に電話相談窓口設定ということで、旭川弁護士会が開設したと報じております。

町立病院においては、全スタッフが医療事故防止対策に日夜努力されていることに深い敬意を表します。

平成14年6月5日から施行した町立病院の医療事故防止対策指針、リスクマネジメントマニュアルに基づいて防止対策を実施していると承知していますが、その実施状況についてお伺いをいたします。

次に、3項目め、農業委員会の関係についてでございます。

農業委員会等に関する法律で、この法律は農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、その組織及び運営を定めることを目的とするとなっておりますが、農業をめぐる今日の環境は非常に厳しい状況にあります。農業後継者の減少と担い手の高齢化、過疎化の進行と遊休農地の増加、農業の国際化にある農産物の輸入増に加え、本年は冷夏による不作もあって、農業を取り巻く環境は極めて深刻な事態を迎えています。

この困難な状況を打開するため、農業委員会は農用地の確保と適正な農地行政を推進するとともに、地域農業の担い手に対する減反的な農地利用の集積、土地利用調整等の確立を図り、担い手である農業経営者の組織化、農業経営の法人化等を進め、さらに農業者の意見を集約し、合意に基づく諮問、建議等を行って、地域農業者の期待にこたえるような活動を進めています。

財務省は、去る11月24日、農業委員会活動交付金を削減すると発表しました。平成15年度の農業委員会活動交付金116億円、農業改良普及センター運営交付金252億円を、平成16年度は合計して30億円程度の減額を目指し、減額分は税源移譲は必要ないと判断をしています。このため、交付金の減額に地方の反発するのは必至だと新聞報道は伝えております。

については、次の2項目について、見解とともに明確な答弁を求めたいと思えます。

まず、1点目は、農業委員の定数は選挙による委員数、選任による委員数が法律、政令と条例等によって定められています。当町の農用地総面積は大きな変化はないが、農家の総数の大幅な減少から、

農地利用の集積、土地利用の調整等に地域農業者の意見を聞く立場から、農業委員は地域的に配慮して選出されていることに理解をするが、国の方針及び町の行財政改革から、農業委員の定数削減を検討すべき時期と考えるが、その見解を伺いたいと思います。

次に、2点目は、平成15年4月25日開催の第10回農業委員会の議案及び議事録によると、議案第3号土地の現況証明書下付についての申請第1号について伺います。

当該議案の備考欄に、年月日不詳から宅地として利用とあって、申請目的には地目変更とあります。議事録の調査担当農業委員の説明欄には、申請地は相当以前から民宿が建ち並んでおり、農地との境界がはっきりしていなく、今回測量したところ、一部農地に入り込んだことがわかり、本申請に及んだものですと記録をされているが、その実況に至った経過を明らかにしていただきたいと思います。

次に、第4項目め、十勝岳火山防災対策についてお伺いをいたします。

記録に残っている十勝岳の噴火は、安政4年、明治20年、大正15年、昭和37年、昭和63年の5回で、中でも大正15年5月24日の大噴火は、山腹の雪を瞬時に解かし、土砂や岩、木がまじった泥流となって富良野川、美瑛川に流下し、144名の死者、行方不明者を出す大惨事となりました。

このとき、泥流が火口から上富良野市街地まで到達するに要した時間は約40分で、山合いの地区では25分とも言われ、噴火してから25分が避難完了までのタイムリミットになると判断されております。活火山十勝岳と共生していかなければならない我々上富良野町民にとっては、その防災対策は急務であります。

昭和62年4月、建設省は国内の泥流発生の可能性が高い火山を対象に始めた特定火山周辺総合泥流対策事業を受けて、同年11月に道開発局と道の委嘱を受けて恒久的な泥流防止対策を検討する十勝岳周辺火山泥流防止対策検討委員会、委員長東三郎北大教授は、昭和63年3月に報告書をまとめられました。

その内容は、一つは砂防施設計画、二つ目は泥流監視システム、三つ目は避難地の造成、4番目は緊急対策の基本的な考え方など柱にまとめられており、その中の砂防施設計画では、泥流の流下ルートになる富良野川、美瑛川に本格的な砂防システムを設置するよう提言しております。

同委員会の試算によると、大正泥流規模の大泥流が発生した場合、両河川に流れ込む泥流の流量は1,900万立方メートルで、土砂と流木を巻き込

んで押し寄せる泥流からふもとの住民を守るためには、両河川に80基の砂防ダムの新設、泥流の流下コースを変える導流堤建設、川底などの浸食を防止する床固め工設置など、砂防機能を飛躍的に向上させるよう求めたのであります。

その報告書に基づき、平成元年から大幅な予算措置で防災対策は進められているが、総体で約800億円、20年以上の歳月が必要とされているが、大正15年の大噴火から77年も経るのに、いまだ町民が安心できるような防災防止対策にはなっておりません。町民は、あすにでも噴火があるかもしれないという不安と緊張の生活を強いられており、特に火山性地震が地震が発生したときは、まず十勝岳はどうなのかと頭の中をよぎります。

上川町村議長会は、本道の重要懸案事項として、北海道町村議長の第54回定期総会に十勝岳火山防災対策について提案し、その他4件とともに採択され、中央陳情も行われています。

このような十勝岳防災対策の町民の思いと願い、そして上川町村議長の動きを含め、町長の見解を求めます。

まず一つは、現在の十勝岳防災対策の状況をどう判断されているか。

二つ目は、今後の十勝岳防災対策強化への考え方をお伺いしたいと思います。

終わります。

議長（中川一男君） 時間が少々早いです。答弁は昼食休憩後としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） では、昼食休憩に入ります。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩を解きまして会議を続行いたします。

11番議員中村有秀君の答弁を求めます。

町長。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の住所表示に関する御質問からお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の住所番号の表示が適切に指導されているかについてであります。昭和56年、上富良野町住居表示に関する条例により、昭和57年鉄道線路東側、昭和58年に西側を住居表示実施しております。その後、宅地化や道路網の整備等により、平成元年及び6年に実施可能な地区の住居表示を行って

まいりました。これにより、住宅の新築があった場合、住所の認定上必要なことから、住居表示実施地区の方には届け出を行っていただき、住居表示の住居番号標の交付を行い、同時に通行人から見やすい場所に表示していただくよう説明し、取り進めているところであります。

2点目の住居番号設定、変更、廃止の届け出につきましては、さきに申し上げましたとおり、住所を認定し、転居届け等の届け出につながることから、建物の使用目的が住宅、事務所等については適切に行われていると考えております。

ただ、廃止や変更の建物については、所有者が管理者がかわってから取り壊しなどを行う例が多く、この場合には、次の代の所有者が新築する時点でわかることになり、その時点で台帳の整理を行っているのが実態であります。

ちなみに、年間の認定は40件前後、廃止は12から13件となっているところであります。

次に、3点目の再交付関係であります。これにつきましては、本来規則で定めており、額を定めるべきところでありましたが、規則制定時には再交付実態がなかったことも原因し、額を定めずに今日に至っております。

交付の実態といたしましては、四、五年に1件ないし2件であり、その多くが住宅の所有権が移転してからのものであることなどから、無償交付をいたしてまいりました。

件数が少ないなどの理由をもって規則等が不備でありますことが容認されるものではなく、深くお詫びを申し上げますとともに、実態に即し、早急に規則整備と適切な運用に努めてまいります。

次に、町立病院の医療事故防止対策の実施状況においてお答えさせていただきます。

病院では、平成14年6月に医療事故を防止し、かつ安全で適切な医療の提供体制の確立を目的に、上富良野町立病院医療事故防止対策規定を定めました。さらに医療事故の発生防止対策及び医療事故発生時の対応方法等についてマニュアルを作成し、職員全員に配付し、職員一丸で医療事故の防止に努めているところであります。

規定に基づき、医師、看護師、薬剤師等のほか関係職員等による医療事故防止対策委員会を設置し、医療事故防止対策の検討、医療事故の分析、再発防止策などについて会議を開催しております。その結果を各部署のリスクマネージャーを通じて職員に伝達し、事故の再発防止に努めているところであります。

本年度の委員会は、これまで7回開催し、委員会に報告された医療事故報告及びひやり・はっと体験

報告に対する分析、再発防止等について協議いたしております。

また、過般院内における感染の防止策に関し、職員研修会を開催し、医療事故を起こさないよう鋭意取り組んでいるところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、農業委員会に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の農業委員会定数につきましては、農業委員会の選挙による委員定数は政令で定める基準に従い、条例で定めることになっております。

また、選任による委員は省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が推薦した理事各1名、市町村議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき、学識経験を有する者5人以内となっております。

昭和41年に委員会定数が改正され、選挙による委員14名、選任による委員4名、計18名で現在に至っております。

年々農家戸数が減少している中で、国においては農業委員定数等の見直しを進めておりますが、本町においても農業委員会の意見を聞き、定数削減を検討していきたいと考えております。

次に、十勝岳火山防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

本町の十勝岳火山災害対策上からしても、大変に重要な役割を果たす富良野川火山砂防事業の促進は懸案の事項であり、御質問にもあるように事業促進に巨費を必要とすることから、近年の厳しい財政状況の中では、なかなか予算の獲得につながらない実態にあります。

町の火山防災対策上からも、本事業の促進は必須の要件でありますので、今後も十勝岳火山防災を最重点項目の一つとして位置づけし、要請活動をしている上川地方総合開発期成会や、活動火山対策連絡会議の組織を初め、北海道開発予算の中での予算額の確保を図るため、道との連携や、他のあらゆる機会を通じて継続的な活動を行ってまいり所存であります。

また、町みずからの防災対策強化としては、いち早く災害情報等を町民へお知らせすることで、町民ができる限り迅速に避難することを経験していただくことを目的として、十勝岳火山総合防災訓練を今後も継続的に実施していかねばならないと考えております。

また、さきの岩崎議員へもお答えさせていただきましたように、町の防災対策の基本計画となります上富良野町地域防災計画の全文改定を行っておりますので、時期を見て新たに策定中であり職員災

害初動マニュアルとあわせて、計画書案を議員の皆様にも閲覧していただけるように取り進めてまいりたいと存じております。

以上であります。

議長（中川一男君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（小松博君） 11番中村議員の2点目の土地の現況証明書下付についての質問にお答えをいたします。

土地の所有者から現況証明書願いが委員会に提出され、場所は深山峠展望台の旭川寄りに位置し、ペンション、喫茶店等が並んでいるところでございます。

その証明を必要とする理由については、昭和50年初めごろは、地籍調査によって地目堺が判然としていたわけですけれども、当地は傾斜地であることと、長年にわたる耕作の間に、地目の境界が異動していたことに気づかずに荒らしていたもので、現在建築中の建物の土地を所有権移転のため測量したところ、建築中の建物の一部と、ほか借地としている2棟の建物の一部が農地に入り込んでいたことが判明したもので、地目変更をしたいという理由でございました。

早速農業委員5名、事務局1名で現地調査をし、申請どおりであることを確認したところでありますが、農業委員会としては、長年遊休農地となっており、農地との境界が判然としないことから、境界を見落としたものと思われる事情を推察し、現況証明を下付したものでございます。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、第1点目の住居表示の関係でございませう。

一つは、鉄道線路東側が昭和57年度実施で、22年経過、西側が58年実施で21年経過しております。ところが、丸々何町何番という標示、縦のやつ、町の角々にあるだろうと思えますけれども、これは例えば町番号標とでも申しますか、しかし当時設置された街角の電柱だとか街灯、建物があったのだけれども、二十有余年経過をした中で、やはりまずよそから来た人は、何町で調べる。それから何番、それから個別の番号ということでお尋ねをするということになりますと、こういうのがないところが相当数あります。

それからもう一つ、破損をしているところ、例えば守田商会の裏側のところにあるのは、何町が消えてしまっているのですね。あそこは中町ですけれども、下だけ残っているのですね。そういう状態もあ

ります。ですから、私は早急にこれらを実態調査をして、措置すべきではないかというのが第1点でございます。

条例の第3条第3項の後段の中は、あくまで僕は町番号標と住居番号標は連結をしているという判断から、この条項を準用すれば、実態調査に住居番号をつけ、変更、廃止する必要が生じたときには、直ちに必要な措置を講じなければならないという関係からいって、早急にこれらについては調査をし、措置をすべきであるということと考えております。

それから次、住居番号標の表示のしてない建物、これも結構あります。これらも実態調査を行い、その理由によって必要な措置を行うべきではないかと考えております。

それから、3点目は再交付の関係についてお尋ねいたします。

施行規則第7条では、汚損、紛失等による再交付は有償とし、その額は別に定めるということでございます。というふうになると、この現在の状況から、次の問題がありますね。制定された当時からいただいた住居番号標が20年、21年、22年たっていますけれども、その住宅なり建物の設置する場所といたしますが、例えば雨、風、雪等に直接さらされるところと、そうでなくて軒の中に完全に入っているところというようなことがあります。

私調べてみましたら、住居番号のあれがもうわからなくなって消えているところが非常に多いのですね。あるところでは、わざわざ自分で何番何号のところをペンキで塗られているところもありました。ですから恐らく今役場の職員の皆さん方で、玄関の標のすぐ直接雨やなんかさらされているところまず見てください。もう消えて見えないのが、もしくは判読しにくいという状況になっております。ですから、これらについてもどういう方法か、実態調査を、もしくは町広報を通じて申し出てもよろしいですし、そういう関係の措置をやはりすべきでないかという気がいたしました。

そして、問題はそのときの、紛失やなんかと違って、二十有余年経過をして消えているから、それを有償にするのか無償にするのかという問題が出てこようかなと思います。ですから、僕は今ずっと相当数ありますから、これを全部無償にするということになると、相当のお金がかかるのかなという気がいたしますけれども、それらについてどう、有償か無償かということでの判断を、結論をいただきたい。

それからもう一つは、有償の額は定めてないということでもございましたのですけれども、実際に今あられた場合の実費額は幾らなのかということをお尋ねしたいと思っております。それによって、紛失や汚

損の場合の再交付と、それから完全にもう消えかかっているという面でのあれと体制がまた考え方が出てくるのではないかなという気がいたします。

それから、次に2点目の町立病院の医療事故防止対策についてでございます。今、上富良野町立病院医療事故防止対策規程の第9条、言うなれば病院に従事する人が患者さんいろいろなところでひやりとしたとか、はっとしたとかということが、この第9条に言うひやり・はっと体験報告ということで報告する義務になっています。しかしこの規定を見ますと、第2項のひやり・はっと体験報告は、別添の4ということで事務長なっているのですよ。ところが、その別添4は違うのですね。ひやり・はっとの事例なのです。ですから僕はこの報告は別添の3でないかなという気がするのですけれども、これがそのままずっと今まで来ていること自体がおかしいと思うのですけれども、それちょっと確認をしていただきたいと思います。

それから、医療事故防止対策委員会は、上富良野町立病院医療事故防止対策規程の第2条第4項で、委員会は毎月1回定例に開催及び委員長の判断によって、委員長というのは副院長がなることになっているのですけれども、臨時に開催することになっているということで、先ほど町長の答弁では、本年度は7回開催されているということでございましたが、これは平成14年6月5日施行でございますので、14年度の委員会の開催状況をお伺いしたいと思います。

それから、3点目は、本年度の医療事故防止対策委員会は7回開催ということで答弁がありましたけれども、委員会に報告された医療事故防止及びひやり・はっと体験報告について、平成14年と15年度に分けてお尋ねをいたしたいと思います。

まず一つは、医療事故報告ということで、答弁の中にありましたけれども、これは別添5の院内用と思いますけれども、もう一つは院外用があるのですね。警察やなんかに届けるとか、いろいろな関係のやつがあるのですけれども、恐らく院内用と思いますが、その件数は幾らかということで、14年、15年度。

それから、ひやり、それからはっとしたという体験報告、これは職員に対して積極的に提出を励行するというので、ひやり・はっと体験報告を提出した者に対し、当該報告を提出した理由により不利益処分は行わないと。だから言うなれば、自分がみずからやったらこんなことがありましたということで、リスクマネージャーに報告をしということになっております。そういうことで、このひやり・はっと体験報告の14年度の件数と15年度の件数

についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、次に農業委員会の関係で、平成14年度の上富良野統計、それから平成15年の上富良野町農業委員会の概要から、平成4年度と平成14年度の統計をちょっと比較してみました。農家数というのが、平成4年度は647戸あったのです。平成14年、昨年は467戸ということで、驚くなかれ、180戸の農家総数が減っているということ。

專業の関係見ますと、平成4年は339、平成14年は266という形になっています。

そして、あと1種兼業というのが平成4年は249戸、しかし平成14年度は79戸。

それから、2種兼業というのが平成4年は59戸ありましたが、これ平成14年度は122戸ということで、倍以上になっております。そういう農家総数の関係。

それから、経営の土地利用状況ということでちょっと比較をしますと、昭和49年度は5,660ヘクタール、平成5年は6,176ヘクタール、これは平成14年度は5,818ヘクタールということで、この統計から見ますと、農家戸数は総数は激減してます。しかし農用地の面積には大きな変化がないということから、特に農地の流動化についての農業委員会の役割というのは、非常に大きいものということで判断をしております。

たまたま農業委員会等の制度研究会の報告書ということが平成12年2月にありまして、それに基づいて、全国農業会議所を農業委員会の系統組織の改革プログラムということで、農水省と協議を経て取りまとめられております。これは農業委員会系統組織の関係者は、この改革プログラムの内容について情報提供を行いつつ、着実に推進していくこととすると。そういうことで、その中に組織体制の適正化ということで、農業委員の地区担当制の整備、それから農業委員の定数の適正化、これはこの中の説明では、農業委員の定数については農家戸数、農地面積減少等の地域の実情を踏まえ、適正化のために見直しを推進すると。そして、その後、平成14年7月、第18回農業委員統一選挙に向けた対応ということで、本来ならば去年の段階でこの内容に基づいてということが、この農業委員会系統の改革プログラム、農水省との協議の上出ていることなのです。

それからもう一つは、地域農業、農村を担う多様な人材の農業委員の登用ということで、この中では女性農業委員の関係、それからもう一つは青年農業者、認定農業者の選任、委員への登用ということがこの中でうたわれております。したがって、前回、今年の7月の段階で、女性の関係もどうかという議

会の中で議員推選の関係もありましたけれども、こういうことが実際はこの農水省と、それから農業会議所の中での今後の進め方ということで出ているのだと思います。

それから、農業委員会間の広域連合ということで、認定農業者等の広域な農地利用に適切に対応する、つまり農業委員会の広域事務連絡会、仮称の組織と定期開催による情報の共有化などの連携の強化というようなことがこの中でうたわれて、これが農業委員会にもある冊子の中に、このことが具体的に書かれているわけです。

私は、今のような状況、それから農水省、それから農家の減少等々も含めて、行財政改革という観点も含めて、この17年4月に農業委員会の選挙があります。したがって、できれば平成16年度中にこれらの問題について結論を出し、条例改正をすべきだと思います。

当然農業委員会は行政組織の一端ということで、あくまで自主的にそこがという形になってこようかなと思いますけれども、これらについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、次に土地の現況証明下付の関係です。私は、これちょっと気がついたというのは、旭川で発行されている月刊雑誌の北海道経済の9月号、10月号に、美瑛の四季彩の丘、この問題が農地の転用の問題で非常に騒がれて、こういう情報誌に載っていたわけで、その関係で上富良野の場合はどうなのかなということで、この役場の1階にある情報コーナーで議事録を見たわけです。

この中で、現実に年月日不詳から宅地として利用ということなのですけれども、実際に農地の所有者や民宿の経営者等を尋ねれば、日まではわからなくても、明らかに年度というのはわかるのではないかと思います。実際にその調査をしたのかどうかということで明らかにしていただきたいと思います。

それからもう一つ、農業委員の担当地区ということで、恐らく設定はされているだろうと思いますけれども、さきに申し上げましたこのプロジェクト、農業委員会系統改革プロジェクトの中では、認定農業者の掘り起こし等の現場の課題に対応する農業委員を明確にするため、農業委員の担当地区の設定なんていうことがこの中でうたわれております。したがって、上富良野町の農業委員会で、その担当地区の設定はどうされているかということでお伺いをいたします。

それから、恐らく現況証明下付なのですけれども、この土地の所有、移転登記のための測量したということですから、その以前に、2件の建物が農地に入り込んでいるということなのですが、この民宿

は何件か、もしくははまた経営者が何名かということもお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に十勝岳の災害防止の関係をお尋ねをいたしたいと思います。

昨日の北海道新聞に、十勝岳噴火から15年、それから警戒は常に欠かせぬ備えという大きな見出しで、防災体制、観測体制、火山活動について報道されました。私は、防災体制としての砂防ダムの建設についてお伺いをいたしたいと思います。

上富良野と美瑛と地理、地形的な関係もありますけれども、美瑛町側の旭川開建が行った砂防ダムは、流路工を含めて37基が設置されております。そして、来年度以降建設予定は17基と報じられて、その進捗率は64.9%でございます。

一方、上富良野町側の旭川土木現業所が行っているものは、透過ダム等も含めて21と報じられておりますが、本年10月3日実施の行政調査では、旭川土木現業所の資料で、富良野川火山砂防事業施設実績では23基になっております。これは底面スクリーンダムが1基、提ダム分が13期、透過ダムが4基、不透過型ダムが3基、ブロックダムが2基ということでございますから、恐らくこれが僕は正しいと思いますけれども、現実に来年度以降、上富良野側の砂防ダムの建設予定、来年度以降、これが何基あるのか、美瑛の方は17基と報じられています。したがって、この何基なのかをお伺いいたします。

それから次に、監視、警戒体制についてお伺いします。

旭川土木現業所の平成15年度の執行施設として、警戒避難対策事業として、発生地域に平成8年度から20年度までの実施計画で、監視カメラ3基、地震計3基となっております。しかし現在は、監視カメラは頂上に4台、美瑛町側に4台が旭川開建で設置され、上富良野町側では1基ということでございます。非常に国と道のかかわりもあるから当然だなと思いますけれども、ただ一応災害ということに考えると、同じようなやっぱりレベルでやっていただきたいというのが我々町民の願いであるし、それからそれを早くということだろうと思う。したがって、旭川開建と旭川土木現業所との予算措置の取り扱いに大きな差が感じられます。そういうことで、それらの設置については、先ほど町長の言う道との連携、ほかのあらゆる機関を通じて継続的に活動を行っていくということでございますけれども、それらについて、なお一層取り組んでいただきたいと思っております。

それから、3点目は十勝岳噴火による泥流を予想して防災ダム等がつくられております。しかし、そ

の泥流の流下する富良野川改修をこの問題とあわせて一体化と整合性のある防災対策を進めていかなければならないのではないかという気がいたします。ということで、これらについても町長の最終の答弁になるような形で、なお一層関係機関に働きかけをお願いをいたしたいと思えます。

以上、再質問を終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、住居表示の関係からであります。住居表示標と住居番号、これらにつきましては、議員のおっしゃるとおり、年月もたっておりまして、消耗もしているといういろいろな観点から、今後見直しを、十分調査をして対応を図らなければならないという認識を持っているのは、議員と同じであります。その調査方法等々につきましては、今後の中で検討をしていきたいと。

そして、また無償か有償かにつきましても、今後地域の住民会等々との話し合いの中で、十分対応を図るべく進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

また、再交付につきましては、実費額は幾らぐらいかということにつきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

次に、医療事故防止対策につきましては、これは係数的な部分が多いわけでありまして、担当の事務長から御報告、説明させていただきます。

さて、農業委員会の委員の定数、先ほどお答えさせていただきましたように、農業委員会の意向を十二分にお聞きしながら、定数の見直しにつきましては、削減に向かって対応をしていきたいという認識には変わりがございます。先ほどお答えさせていただいたとおりであります。

その見直しにつきましては、遅いより早い方がいいということは、議員の御指摘の部分も含めながら、今後農業委員会との調整を進めていきたいというふうに思えます。

最後の十勝岳火山防災関係であります。議員の御意見どおり、私といたしましても、国と道の中で大きな格差がないのかということにつきましては、常に国に向かって、北海道に向かってお話をしているところでございます。

御案内のように、昭和63年の十勝岳噴火に伴いまして、平成元年に活動火山対策特別措置法の適用を受けまして、この十勝岳砂防等々を含める事業計画が見直されました。その中で、富良野川を中心とする北海道の補助事業で対応する総事業費は、850億円という予算を総事業費の中で、今日取り進め

ているところでありますが、平成15年度までの予算の執行状況からすると、272億円の予算を対応しているということでありまして、率にしますと、32%という予算規模の状況であるということをお聞きいたしているところであります。

また、美瑛川を中心とした美瑛町の対応につきましては、御案内のように国の直轄事業でございまして、国の方で総額578億円の総事業費予算をもちまして、平成15年までに511億円の執行をしていると。執行率88.3%ということで、率からいたしましても富良野川と美瑛川との、また国と道の直轄事業と補助事業との格差が出ていると。このことにつきましては、北海道に常にお話を申し上げているところでありますが、御案内のとおり北海道の財政が非常に緊迫しているというようなことから、なかなか予算措置をしていただけないというのが現状でありますけれども、今後も強く国、北海道に要望をいたしてまいりたいというふうに思っているところであります。

また、監視カメラ等々につきましても、今現在上富良野町におきましては、国の火口を照らすカメラから、美瑛町役場を經由して、NTT回線をもって我が町の消防本部に静止画像が送られてきていると。24時間体制で送られてきているだけでございます。しかし北海道は、ことし来年と向けて3基の監視カメラを設置して、上富良野町に光ファイバーを通じた中での画像の送信を図るように取り進めていくという事業計画を持っている。しかしながら、場所が特別保護地域というようなことで、環境庁との調整等々でなかなか前へ進まない課題があるというような報告も聞いておりますが、こと人命にかかわる問題でありますので、こういったソフト面の充実をも強く要望してまいりたいというふうに思っているところであります。

また、最後に質問のありました泥流対策、議員から御発言がありましたように、大正15年の1,900万立米を抑止する事業計画で、今日この十勝岳防災砂防計画が事業が促進されているわけでありまして、御案内のように富良野川には70%の1,330万立米が富良野川沿いを南下し、我が町に泥流が襲ったというようなことから、この1330万立米の40%が水分であるというようなことから、その水は富良野川を流すと、残された60%の部分を砂防ダムあるいは透過ダム等々で抑止していくというのがこの事業計画でございます。

今現在、富良野川では、御案内のとおり3号ダムのかさ上げ事業が進められているところでございまして。大体平成20年までというようなこととお聞き

をいたしているところでありまして、済みません、間違えました。平成17年度までに、この76億円をもって対応する3号ダムのかさ上げを終了すると、その後2号ダムのかさ上げに着手するというふうにお聞きいたしております。

今現在の、先ほど申し上げました泥流の抑止力は16.3%という実情にあります。この3号ダムのかさ上げが完了すると、抑止力につきましては31.5%、30.9%の抑止力になるということでございますけれども、まだまだこの3号ダムのかさ上げにつきましても17年度までかかる。その後2号ダムのかさ上げに着手すると。

それからもう一つは、大きな課題は、今後三つのダムをつくらなければならないと。そのことによって、先ほど申し上げました1,330万立米の泥流の部分で、水の部分を残して土砂等々の抑止を図るということですが、今北海道では、これから新たに三つのダムをつくるということは、果たしていいのかどうかというようなことで、全面的な今見直しを北海道で取り組んでいるということをお聞きいたしているところでありまして、私といたしましては、当初事業計画の1,330万立米の対応を図れることであれば、必ずしもダムを建設するということが方法ではないというようなことで、基本的には1,330万立米を対処できる砂防事業を推進するように北海道をお願いをしているところでありまして、今後ともこの事業につきましては、先ほど申し上げましたように国直轄と北海道補助との格差はないと北海道は申しておりますけれども、今申し上げたようなおくれがあるというのは現実でありますので、これを早急に対処するように北海道に対し働きかけていくというふうに思っているところでありまして、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 次に、農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（谷口昭夫君） 中村議員の現況証明下付の関係についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目、現況証明願いの中に書かれております年月日不詳、宅地として利用と書かれておりますけれども、この年月日不詳という考え方につきましては、建物については年月日は特定されると思えますけれども、この部分につきましては、土地についてですので、土地がかわった年月日というのは特定できないことから、年月日不詳というふうに書いているところがございます。

それから、2点目の農業委員の地区割りですけれども、本町においては農業委員18名全員が地区割

り当てされております。明確にされております。

それから3点目、現況証明の下付、この地域についての下付の状況については、1件の現況証明が出てきておりますけれども、関係する建物については3戸でございます。

以上です。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 中村議員の住居番号標の現在の単価ということでございますが、現在約200円で1枚の整理を、大体それぐらいかなというふうな状況でございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 次に、町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目の規程第9条第2項におけるひやり・はつと体験報告の書式の表示でございます。御指摘のとおり、当初別添4というようなことで整理いたしておりました。その後、この誤りを訂正をすることで実行しているところでございます。別添4を別添3ということで訂正をしているということでございます。

ただ、開示しております書類等において、当初の表示ということで間違っておりますので、速やかに訂正をさせていただきたいと思っております。

2点目の14年度の委員会の開催でございますが、7回開催をいたしております。そして、そのほか職員研修会1回を開催しております。

委員会に報告されている医療事故等の件数、その内容等でございますが、まず最初に医療事故の定義といったことで、このことにつきましては、中村議員、今御理解をいただいているところでございますが、医療にかかわるすべての場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、死亡、生命の危険、病状の悪化などの身体的被害及び苦痛、不安など精神的な被害が生じた場合、さらに患者が廊下で転倒し負傷した事例のように、医療とは直接関係しない場合、さらにもう1点、患者についてでなく、注射針を誤って刺すなど、医療従事者などに被害が生じた場合、こういったもの等規定における医療事故といったようなことで定義づけをしているところでございます。

医療事故の件数でございますが、本年度においては5件、前年度、本規定が制定された以後、年度末までにおいて4件でございます。

それらの内容でございますが、注射に関して、トータルにずっとお答えさせていただきたいと思っておりますが、注射に関して6件、調剤に関して1件、

給食に関して1件、そのほか注射針を誤って刺したということでございます。これらにつきましては、注射に関しては点滴内容が変更されておりましたが、前日の点滴内容の点滴をしたといったことで、これにつきましては内容的には患者さんへの影響がありませんでした。

また、点滴を他の患者と間違えたといったことで、これにつきましては即誤りに気がついて、その薬液をとめる栓を閉めたので、患者にはほとんど入ってない。

あと、さらには患者みずから点滴針を抜いたことによるもの、注射薬の間違えといったことで、これにつきましては患者の疾病に適用があり、危険度はなかったといったようなことでございます。

さらには、廃棄した注射針を掃除業務の者が、それを刺したといったような事故でございます。

また、給食に関しては、患者さんの検査直後に患者様に食事を出したといったことで、これにつきましては、1回給食をとめる状況でございましたが、そのようなことであったと。

さらに調剤に関して、譲与量以上の投薬をした。これも1回の服用であったといったことから、患者様には生命の危険度については低く、大きな障害にはならなかったといったような状況でございます。

4点目に、ひやり・はっと体験報告報告者の状況に対する届け出件数でございますが、14年度においては5件、15年度においては2件でございます。

以上です。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、住居表示の関係です。町長は調査をして対応していくと、それから調査方法だとか、それから今実費額は幾らかということで、200円ということですけども、これも有償か無償かということで、恐らく結構な数字が、件数はあるのではないかと思いますね、薄くてわからないというやつが。そういうことで、早急に上富良野は観光の町、四季彩の町ということで、一つは町並みや、それから町のそういう表示等が鮮やかになっているというような形で、なおその促進を図っていただきたいと思っております。

それから、町立病院の関係です。今、ひやり・はっとの体験報告は、14年は5件、15年は2件という報告でありました。この上富良野町立病院医療事故防止対策規定のリスクマネージャーマニュアルによると、まず別添2に事故防止の要点と対策ということで、11項目の要点、それからエラー発生

要因、事故防止対策留意点ということが列記されております。

それから、別添3では、ひやり・はっと事例集ということで13項目、それから280事項に細かくこういう事例ということでメモがされております。例えば人工呼吸器の関係では20件、輸血の関係では15件、注射の関係では42件という、今までのいろいろな形で、はっと・ひやとしたというようなことのどこかの体験報告をもとにして、この規定がつくられたのだらうと思っております。これが、事例集が32ページにわたって列記をされています。それで、14年の5件、15年の2件ということで、7件のひやり・はっと事例があって、委員会において評価、分析、そして医療事故の防止に努められると思っております。

それで、私ちょっとお尋ねしたいのは、この13項目280のひやり・はっとで発生要因防止策、事故発生時の対応策ということにありますけれども、これらの事例のほかに、この規定では定期的に事例の追加記載を行い、関係職員にて周知を図ることになっております。したがって、これらの今までの事例の中に、それからよその病院であった事例の中から、ぜひこの事例集の中におさめなければならないというような事例があったかどうかということでお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、農業委員の定数削減の関係は、今町長の言うように、あくまで一つは農業委員会は行政政府の一員ということでございますので、あくまで農業委員会の意向を聞きながらということで、この前我々が議員定数の削減についても、言うなれば立候補する人の予定も踏まえて、早くに対応をしていかなければならないということで、わざわざその対応を20から18に出してまいりました。したがって、これらについても、ぜひ16年度中にとということで、町長はそう答弁されておりますので、そういうことをお願いをいたしたいと思っております。

それから、あと農業委員会の2点目の関係の年月日不詳ということで、あくまで土地ということだけでも、僕はやっぱり宅地として利用ということになると、建物が建ったということになるのだから、その段階を調査していけば、僕は何でもないのでないかという気がいたします。あくまで農業委員会だから、土地のことだけということであれけれども、いつから宅地として利用しているということは、ある程度推定ができるだろうし、それから建物を持っている人、地主から聞けばわかると思うので、話を聞くと、従来こういうケースで、年月日不詳ということで全部処理をされているということで、ずっと議事録を見ますと、そういう形になって

いるのですね。だけれども、やっぱり現況に合わないということなので、これはこれでやはりきちっとわかる範囲で調査をして、そして明らかにすべきではないかというような気がします。それが1点。

それからもう一つは、当町の景観に着目して、この農地等を正規の手続きを経ないで、既成事実をつくって、このようなケースというのは、今後僕は考えられると思うのです。そういう観点で、農業委員会として、これらの関係についての対策をどうするかということで提起をしていただきたいと思います。

それから、防災対策の防災の関係です。町長の言う、今ダムであれば抑止力は16.3%、それから3号ダムがかさ上げされれば30.9%ですか、今後2号ダムのかさ上げ等も考えていて、言うならば1,330万立米に対応ができるということなのですが、もう一つは、あと3基のダムを建設予定だということでございますけれども、これは問題、財政的な状況からどうなるかというのは、判断ができないようなニュアンスでした。

ここに石狩川上流富良野圏域河川整備計画の原案ということで、平成15年4月、旭川土木現業所で作ったものがあります。それを見ると、今十勝岳の富良野川流域の、言うなればサイクル橋より山側の方、そうすると、あれを見ますと39個計画の中に入っているのです。そのうちの今23個ということで、僕はとらえていたのですが、このことはこれからのあくまで仮定の話ということで、これはあくまで河川整備計画の原案ということになってますから、財政計画等もあわせてだろうと思いますけれども、そういうことで、あと3基なのか、それともとりあえず今の段階ではかさ上げで、何とかこの抑止力を高めていくということで理解をしていいのかということで、できればそれらも、今後町民がやっぱり十勝岳の爆発に対する砂防ダムはこういうことでまた進めていくということで、それらについて明らかにしていく責任があるのではないかという気がいたします。

それからもう1点、監視カメラの関係ですが、環境庁の関係でどうなるかというようなことでございます。それで、先般我々が行政調査で行ったときに、土木現業所のこの資料によると、一応平成15年度の施工施設ということであるけれども、施工年度は平成8年から平成20年と、この警戒避難対策事業ということなのですけれども、言うなれば監視カメラの関係、受信機の関係等でございます。これらについて、もう今この冬に向かって、平成15年度の施工施設ということなのですけれども、恐らく今年度は無理ということで判断するのかどうか、そ

の点の見きわめ方についてちょっとお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、住居表示につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、今後の課題として検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、町立病院につきましては計数的な部分については、事務長の方からお答えさせていただきますが、私といたしましても医療事故防止対策委員会、あるいはひやり・はっとの報告、これらを十二分に対応することによって、それらもまた内容分析することによって再発防止を進めていくと。そして、医療事故の抑止に努めていくということは、院内で十分に対応を図っていくべきであるし、そういうふうに指導をしていきたいというふうに思っております。

次に、農業委員会の定数の問題も先ほどお答えいたしましたように、遅いよりも早い方がいい。見直しにつきましては対応して、農業委員会と十分意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、防災関係であります。今現在3号ダムのかさ上げが終了することによって、30.9%の泥流の抑止力が出てくると。2号ダムのかさ上げが、その後引き続き実施されるわけでありまして、これが完成しますと約50%近くになるという予測でございます。

残りの部分につきましては、先ほど申し上げました、今後3基のダムをどうするかということが、今北海道で協議されておりまして、その方向性が後ほど示されるものというふうに思っておりますが、町としての考え方は、先ほどお答えしたとおり、1,330万立米の土石流、大正15年の泥流を全面に抑止するということが基本であるというふうに思っておりますので、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、河川改修であります。今現在富良野川につきましては、サイクル橋までの河川改修は一次、二次ともに終わって、部分的には二次、一次ということで改修は終わっております。

サイクル橋から上につきましては、火山砂防事業で実施するという事に相なっておりまして、御案内のとおりサイクル橋から上は、まだ全く手をつけられていないというのが現状でありまして、これにつきましては、北海道に3基目のダムが建設される場所までは、河川改修で対処するということ

で、見直しを図るようにお話を申し上げておりますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたダムを含めて、北海道はこのことも含めて見直しをするということでお答えを聞いているところでありますので、今後それらの方向が定まることを北海道にも再度河川改修を含めて要望をしまいたいというふうに思っております。

それから、監視カメラの3基につきましては、今現在4号ダムのスクリーダム、透過ダムの場所と吹上温泉と十勝岳温泉、この3カ所に監視カメラを設置するというので、今先ほどお答えさせていただいたように、環境庁との調整を図りながら、また光ファイバーの配置等々で今後取り進めていくということですが、この冬の事業がどうなんだということにつきましては、私としては承知しておりませんので、計画どおり設置していただくように、今後も北海道に要望をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（小松博君） 中村議員の質問にお答えをしたいと思います。

実は、年月日不詳の件でございますけれども、局長の方からのお話がございました。今後においても委員会で検討しながら、その辺もどのように調べていくかというような、最近の高齢化の流れの中で非常にわかりづらい、答えがしっかり返ってこない部分もあるかと思っておりますけれども、そのような方向で御理解を賜りたいと思っております。

それと、不正事実づくりというような御発言がございましたけれども、この件につきましては、最近委員会系統組織でもる論議されているわけなのですけれども、遊休農地への産業廃棄物の投棄等々が最近非常に府県、ある都市部近郊であるわけでございます。それに絡めまして、私どもとしても、実際にはある程度パトロール的なことはやっているのですけれども、完全なものではなかったのかなというふうに後悔をしているわけでございますけれども、今後は農地のパトロールというようなことも委員会の仕事として努めていきたいというふうに感じてございます。

それと、町長答弁してくれたわけなのですけれども、委員会の定数は是正ということで、委員会の仕事の内容を議員それぞれ列記していただいたわけなのでございますけれども、これからは非常に今委員会の検討委員会等々で、まだ結果が出ておりません。委員会の中でも定数の問題については、最近の交付税の減少等々を踏まえながら検討していかねければならないなという話題もあるわけでございまして、

その辺も御理解を賜りたいと思う一方、農地法の一部改正等々によりまして、株式会社が農業法人として農業に参入してくるというようなこともございます。これからは、るるふえるのかなというふうに感じてございますけれども、その辺の事務的な監視も委員会の仕事だよというような話題も出ておりますけれども、その辺も内部的にはどのように今後決まってくるのかなというふうに感じているわけでございます。

そのようなことで、農地の不正事実、上富には絶対ございません。今後においても、まま特別に条件の悪いところは、耕作放棄的な姿にならざるを得ないのかなというふうにも感じておりますけれども、その辺も地権者に相談をしながら、今後進めていきたいというふうに感じてございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 次に、町立病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 11番中村議員のひやり・はっと参考事例における追加記載の関係でございますが、これまで本事例に追加する事例がありませんでしたことから、追加記載はないということでございます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 私は、さきに通告してありました3項目について御質問したいと思います。

まず、1項目めとして、ごみ袋の代金について御質問をしたいと思います。

当町において、ごみの処理が有料化になって1年が経過して、町民がごみの分別にもなれ、減量化ということでは、もう定着したと思われま。

そこで、可燃、不燃ごみ袋の価格が45リットルで1枚90円という価格について、近隣の市町村と比較して、3倍以上の町民負担を強いられている実態、ごみというのは生活上必要不可欠なものであり、随分と高いと思っておりますが、町長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

続きまして、2項目めの農産物の地産地消についてということで御質問をしたいと思います。

広報かみふらの9月号に、地元農産物を地元で消費というタイトルで、8件の直売所の紹介がありましたが、大変よい企画だと思えました。

また、直売所の持っていない方でも自宅で販売したい方は大勢いると思っております。全農業者を対象に、掲載希望を募って臨時増刊号のようなものを発行することができないでしょうか。本当に安全で新鮮な農産物が町民がどこの農家からでも買うことのでき

る広報紙の企画をお願いしたいと思います。農業支援策として、この提案についての町長の所見をお伺いしたいと思います。

また、町として、今後農業者に対しどのような事業並びに支援策をお考えか、またお伺いしたいと思います。

続きまして、3項目に、上富良野小学校周辺の通学路について御質問したいと思います。

通学路、若葉通りから北1条通り、また北3条通りにおいての通学路の街路灯が少なく、また、あっても暗いということ、また街路灯の回りの木の枝が邪魔になり、十分に歩道を照らしていないと思われる。

最近頻繁に起こっている青少年誘拐など、子供たちに対する犯罪がふえている中、子供たちを犯罪から守るため、周辺の街路灯の整理を初め、街路灯の増設を早急にすべきと思いますが、町長はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

以上3項目の御答弁をよろしくお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみ処理に関する御質問についてですが、一般廃棄物の収集運搬処理にかかる経費の一部を排出者である住民の皆様へ御負担をいただくために、平成14年7月開会の第2回臨時町議会において、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について議決をいただき、平成14年10月1日から有料化を実施いたしているところであります。

有料化を実施する目的については、実施を前に、議会を初め住民の皆様へ説明会等々において申し述べてまいりましたとおり、1点目は廃棄物を燃やすごみ、可燃ごみと埋めるごみ、不燃ごみなどの非資源化物とペットボトル、プラスチック類等の再生利用や、再使用できる資源化物に分けて、非資源化物の排出をできる限り抑制し、将来に向けて地球環境の保全に努めること。

二つ目には、上富良野町が一般廃棄物の収集運搬処理に要している費用が年間3億円以上要しており、一段と厳しさを増している町財政を圧迫していることから、その費用の一部を、排出者である住民の皆さんに御負担をいただくこととするものであります。

御負担をいただく方法として、多くのごみを排出する方には多い手数料、減量等に努力して少なくごみを排出する方には少ない手数料を負担していただき、排出量に応じた重量制を用いております。

なお、負担いただく料金の換算については、有料化の対象となっている燃やすごみ、可燃ごみ、埋めるごみ、不燃ごみ、破碎するごみ、粗大ごみの非資源化物にかかわる収集運搬費用のうちの施設の設置費用を除いた3分の1程度を御負担いただいているところであります。

近隣の市町村と比較して、料金が高いとの御指摘であります。各自治体等によりましては、分別収集処理及び処理施設の投資など、形態や有料対象が異なることなどから、それぞれの状況によって差は生ずるものと考えております。

当町の現状手数料につきましては、受益と負担の関係から、機会を見据えて増額改定も視野に入れる必要を感じているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の農産物の地産地消についてお答えさせていただきます。

今年度の町広報の9月号に、直売所の紹介したほか、7月号にも生産者と消費者との交流の場として、中央コミュニティ広場の一部を開放する農畜産物の直売所開設の呼びかけをして、地産地消の一事業としてPRを行いました。

地産地消を実施しているグループもあり、地元消費者との交流の促進、地元農産物の消費拡大、品質の向上など、農業分野のシェアを広げていくためにも積極的な参加を呼びかけ、場所の提供など今後も引き続き支援をしていきたいと考えております。

また、今後ともさらに農業、商業、観光を連携させた地場農産、畜産物のPRのための各種イベントの直売所開設場所の提供や情報発信など、町の活性化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、上富良野小学校周辺の通学路の街路照明に関してであります。北1条通り、北3条通りにつきましては、学校敷地内立木等の影響もあり、明るさが遮られる部分があることも御指摘のとおりであります。

北1条通りにつきましては本年10月、地域町内会からの御意見をいただき、双方で現地調査を行い、照明等の球切れや一部支障木の枝打ち等を了し、地域町内会の生活灯整備協力をいただきながら、現在は地域からも良好な状況であると評価を得ているところであります。

北3条通りに関しましては、上富良野小学校から若葉通りの間は、生活灯2灯と街路灯3灯が設置され、現状では地域町内会等からの特別の御意見等はいただいております。

なお、両通りに関しましては、生活灯と街路灯が混在していることもあり、地域町内会とも連携を図

りつつ、環境確保に努めてまいりたいと考えております。

また、周辺立木の影響につきましても、関係施設管理者等とも協議を行いながら、必要に応じて枝打ちなどの協力をいただくよう、調整をいたしてまいりたいと思います。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） まず、第1項目めのごみ袋の代金についての再質問をいたします。

ごみを減量化するために、多少の有料化はいたし方ないかと思いますが、ごみを有料化してから随分ごみが減りましたという所管のお話も伺いました。ごみが減ったということで、経費の軽減が図れたのであれば、町民の皆様の努力により経費が節減できたので、10円でも20円でも安くしますよと。さらに、分別においては、まだまだ十分ではないので、もう少し吟味していただくと、さらに減額できますというのが本来かと思いますが、町長の答弁の中に、時を見据えてさらに増額したいとありましたが、このお考えからすると、目的は単にごみを減らしたいというだけでなく、財政補てんの部分が非常に強く、聞こえは手数料と柔らかいのですが、単なる間接的な増税ではないかと思えます。

私なりに5市町村、また近隣の市町村のごみ袋の価格を調べてまいりましたが、ほとんどの町が袋程度の町民負担と思われ、基本的な考え方として、ごみ処理においては、直接町民負担にすべきではないという観点からの考えが非常に強いと思われます。

当町の町民も高いとは思っていないながら、よその町はどのようになっているのか、知らない人の多さにも驚きました。その背景には、本当に十分な情報提供がなされていないのではないかと、このように思います。財源が減少した背景には、本当に住民の生活が驚くほど悪化していると考えられ、日々1円単位で買い物をしている奥さんたちにとって、90円もするごみ袋にごみを入れなければいけないむなしさを考えたとき、ごみ袋に大きな町民負担をかけるというのは、決してよい方法とは思えません。

確かに各市町村によって、ごみの処理方法も考え方も違うと思いますが、高いということからどういうことが起きているかということ、隣町のごみ袋を

買って隣町へ捨てに行くと、こういうことが起きています。いたずらにやっているわけではなく、本当に後ろめたさを感じながら、そうせざるを得ないのが実態であります。この点について、町長のお考えをお願いいたします。

2番目の農産物地産地消についての再質問をいたします。

先ほどの私の説明が十分でなく、なかなかわかりづらかったかと思いますが、農業者は作物をつくるという点では確かにプロですが、まだまだ売ることについては、本当に苦手な部分かと思えます。

今日、顔の見える農産物ということで、消費者にも強く求められてきておりますし、また町民の方どこへ行って買えばよいか、情報が十分ではありません。現在、直売所をやっておられる方々の御苦労は、一方ならぬものがあると思いますが、しかし本当にお客さんに喜んでいただけたときの感激は、何ものにもかえがたいものがあり、それが日々の励みになり、家庭において大きな光になっていることは事実です。この喜びを1人でも多くの農業者に味わっていただき、農業婦人たちが本当に元気でいてほしいと願うものであり、町としてもいろいろ対応されていますが、どうか多くの方々にきっかけを与えるため、今後とも場所の提供を初め、永久保存版となるような広報紙等における紹介も含め、御支援をお願いするものであります。

16年度において、イベント等具体的に企画があれば、お教えください。

3項目めの上小周辺の通学路についての再質問をいたします。

北1条通りにおいては、秋から見ると枝の整理がなされ、また電球の整備もされ、幾分明るくなったかと思われませんが、夏になると、また木の枝葉により明かりが遮られると思われ、北3条通りにおいては、グランド側には街灯がなく、実際歩いてみると木が生い茂っていることから、本当に物騒です。

先月の19日でしたか、富良野において児童が3人組の男の人に声をかけられるという事件がありました。大きな事態には至っておりませんでした。各学校に注意を呼びかけられたということがありました。今後ますますふえるであろう児童に対しての犯罪に対しても、もっと明るくすべきであり、両通りとも思い切った剪定と街路灯の増設をすべきだと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの有料の問題であります、その自治体自治体でその有料の額については、また有料が無料かということについては違うかなというふうに思いますが、私といたしましては、現在の財政状況、今議員から財政補てんではないかということですが、そのとおりであります。かかる経費を受益者負担の原則で御負担いただく。量を出す人も、量を出さない人も、同じ行政負担ですべてを実施するというのではなくて、先ほどお答えさせていただきましたように、受益者負担の原則で量を余計出す人は余計負担をしていただく、少なくとも対応する、分別等々で努力する方々は経費は少なく負担する。再利用する、リサイクルする部分については、無料でありますので、袋代だけありますので、そういう観点であります。

ただ、今現在有料化の部分につきましては、量は減ったとは申しませんが、かかる経費がそれほど大きく減額していないというのが現状であります。やはり巡回に回る収集車につきましては、同じ回数で同じように回転をしているというようなことと、焼却費用だとかそういったものについては、大きく変動はなされていないというのが現状でありまして、町は当初このかかる経費の2分の1を受益者の方々に御負担いただきたいということで御提案申し上げましたが、議会の議員の皆さん方が、一挙に無料が有料になるのに無理であるというような御判断から、現在はかかる経費の3分の1を受益者負担でいただいているということでありますが、将来的には厳しい財政の中で受益者負担の原則を維持していくことに相なりますれば、10分の1、あるいはそういった形で改正を進めていかなければならないというふうに考えているところでありまして、無料ほどいいことはありませんが、それでは財政がもたないということでもございますので、財政状況を見きわめながら、ごみの料金の見直しについては対処していきたいというふうに思っております。

次に、地産地消の問題であります、先ほど再質問にありました永久版的な広報紙の発刊をということですが、このことにつきましては、町といたしましても町広報紙を通じて連続的に、あるいは繰り返しこれらの情報を町民に提供することによって、農業者の皆さん方のこの直売、地産地消に対する直売意識を高揚するとともに、消費者との連携を図っていく、そういう機会をつくるために、直売所の施設、場所等々の提供等々も含めながら、今後そのPR、広報につきましても、町広報紙の中で対応できる範囲内で繰り返し対処してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

最後に、通学路の街路灯及び生活灯の件ですが、今樹木等々につきましては、今後議員のおっしゃるとおり、枝が伸びてくるわけでありまして、これらにつきましては、先ほども申し上げましたように、関係施設管理者あるいは地域の皆さん方との協力を今後も対応していただきながら枝打ちを続行し続けてまいりたいというふうに思いますし、また特に暗いところにつきましては、街路灯という位置づけがなされるのか、あるいは生活灯という位置づけがなされるのか、こちらあたりを十分地域の状況を見きわめながら、地域全体の不公平のないように対処していくためにも、地域住民会と調整を図って、この設置に向かっては対処していきたいと思っております。

街路灯につきましては、御案内のとおり住民会から要請を受けてまして、町が補助金を出して建設するという事に相なっておりますので、住民会から、その要望がなされるような対応で対処していくようなことも含めて、今後地域と協議を重ねてまいりたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 1点だけ、ごみ袋の代金についてということで再々質問をいたしたいと思えます。

町民の1人として、よその町の方にごみ袋の価格を聞かれたときに、大変恥ずかしい思いをしたのは私だけでしょうか。ごみ袋に過大な手数料をかけるというのは、本当に住みづらい町というふうに思いますが、町長はいかがお考えですか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話し申し上げましたように、私はすべてが無料であることが町民にとってはいいと、これはもう私自身も有料で対応しているわけですから、それは十分認識いたしております。しかし、今町財政は非常に厳しい状況になって、今3億円からのこのごみ処理費用を負担している。このことにつきましては、やっぱり何と言っても、こういった部分の受益者の負担というのは基本である。これからはより一層受益者負担の原則のもとにあって、応分の受益者の御負担をいただくか、その事業を中止するか、あるいは先ほどもお答えさせていただきましたように、行政にかわって町民の皆様方が何らかの形で継続していくか、そういうような手法をとりながら、今後20億円から削減しなければならぬ、その削減の原資を求めていかなければならないという

ふうにご認識しておりますので、御理解を賜りたいな
というふうに思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、7番岩
田浩志君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の
日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせま
す。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 報告申し上げます。

明15日は、本定例会の2日目で、開会は午前9
時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じ
ます。

以上であります。

午後 2時46分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年12月14日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 吉 武 敏 彦

署名議員 米 沢 義 英

平成15年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成15年12月15日（月曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田未範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成15年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日は、第1日目に引き続き、日割り表に基づき一般質問を行います。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 仲 島 康 行 君

11番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、15番向山富夫君。

15番(向山富夫君) 国の内外を問わず、大きな課題や難問を抱えている中にあり、昨夜ついに皆さん御案内でございますが、イラクのフセイン元大統領が拘束されたという、大きなニュースが飛び込んできました。しかし過日、11月29日、厳しい状況の続くイラクの最前線におきまして、我が国の国際貢献に活躍されておりました若いお二人の外交官が、憎むべきテロにより、非業の死を遂げられました。まことに痛ましく、このようなテロを絶対許すことはできません。国民の一人として、犠牲になられたお二人に、冒頭、心から哀悼の意を表するも

のであります。

さて、一向に回復の兆しが見えてこない国内景気、とりわけ地方においては、むしろいまだに後退しているのではないかとさえ思われます。このような中において、国や道は厳しい財政状況の名のもとに、そのしわ寄せを町村合併の推進、三位一体の改革などと言いながら、交付税や負担金、補助金の先行削減などなど、かつて経験したことのない厳しい状況がさらに地方へ地方へと押し寄せてきております。当町とて例外ではありません。しかし、これは避けて通ることのできない現実でもあり、しっかりと受けとめていかなければならないと思います。反面、このような厳しいときだからこそ、自分たちの町のあり方を町民みんなが真剣に将来を見据え、取り組む好機ととらえることもできるのではないのでしょうか。

そこで、私はこの際、町長に2項目3点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、先ほど申し上げましたが、今後、我が町の財政運営も一層厳しくなることが予想され、より町民に御理解と御協力をお願いしていかなければならないと思います。時には、今以上の御苦労や御負担をお願いしなければならないことも多々あると思われれます。そのため今まで以上、住民一人一人と行政が共通の価値観を持って、町づくりを進めていくとともに、行政もより住民に身近で、より密着し、信頼される役場に変わっていかなければならないと思います。

これらを考えたとき、今後の住民サービスのあり方として、多様な町民の就労形態や高齢者世帯の増加などにも対応をしていくため、住民票や印鑑証明書の発行などの休日窓口サービス業務をなるべく早く実施をし、より身近な役場を目指すべきかと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、農業政策について2点お尋ねいたします。

昨年12月に、米政策改革大綱が示されたことは、既に御案内のとおりであります。今日まで30数年間、さまざまな生産調整施策が行われてきましたが、いよいよ平成16年度からは、今までのネガ政策からポジ政策、すなわち需要に見合った量だけ生産する方式へと180度政策転換がなされます。これに伴い、各地において地域水田農業ビジョンを策定し、今後の地域における水田農業のあり方が目標年次を定めた中で、確実に目標達成に向けて取り組んでいかなければならなくなったわけでありませう。

当町においても、水田農業推進協議会においてビジョンの策定中ですが、最大のハードルは、

いかにして担い手を育成し、その担い手に農地を集積し、効率的で安定した水田農業を確立するかという点であります。

このたびの対策においては、担い手の要件も示されており、認定農業者では10ヘクタール、集落営農では20ヘクタール以上であり、一層の集積を図らなければなりません。このような状況の中において、当町の水田の現状はというと、集積を図り、効率化を進める上での絶対条件である、基盤の条件整備が極めて立ちおけていることであります。この整備が進まない限り、極論で申し上げますと、当町の水田農業はかなり厳しい状況に陥ると言わざるを得ません。

そこで、ぜひお聞きしたいのですが、水田基盤の未整備地区の一刻も早い整備が待たれるわけですが、今日の厳しい農家経済を見たとき、地域からの自発的な発想による合意形成を期待することは極めて難しいと思われ、この際、行政による強力なリーダーシップによって、取り組むべきではないかと痛切に感じるわけですが、町長の率直なお考えをお伺いいたします。

さらに、あわせてもう1点。今後、田畑ともに、担い手に農地の集積が進むとすれば、高齢者農業者を中心に就労の場が失われていくことが予想され、町全体の発展と活力保持を同時に講じていかなければならないと思っておりますが、あわせてこの点についても伺いいたします。

我が町が、将来とも自立を目指し、再び町ににぎわいをよみがえらせ、力強い上富良野に生気を築くため、きのうの続きのきょうではなく、未来に踏み出す新たな一歩のきょうになるようなお答えを御期待申し上げます、質問とさせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問のいただきました住民票や印鑑登録証明証の休日発行に関しましては、現在、行政サービス拡充の観点から、一部具体化した自治体もあるのが現状であります。知り得る範囲での道内的な実情を申し上げますと、いずれの自治体も自動交付機によりまして2市3町、うち上川管内では、旭川市がこれに取り組んでいると伺っております。

本町におきましては、自動発行機の整備がないため、当該サービスを進めるためには、休日に職員を配置することでなければ、対応できない状況にあります。しかしながら、このことにつきましては組織の再編を含め、現在進めております職員の削減等からも、大変厳しい状況にありますことを御理解賜り

たいと思います。現在におきましても、時間内に来庁できない方につきましては、事前に電話などをいただき対処させていただいたり、委任状をもちまして、信頼される方による代理交付を受けることも可能でありますので、今後も引き続き対処させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、住基ネット、個人認証サービスなど、窓口業務関係につきましても、電子化の進展が予測を越えて急速に進んでおりますので、今後、自動交付機に関しましても、関心を持って、その状況を把握してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

次に、2点目の水田農業構造改革における当町の水田基盤づくりと、地域活性化について、お答えさせていただきます。水田農業については、昭和46年より減反、転作と、型を変えながらも、国はさまざまな対策を進めてまいりましたが、時代背景とともに米の消費量も減少し、農業構造全体にわたる課題となっております。

このことを背景にいたしまして、平成16年度より消費者重視、市場重視の売れる米づくりを基本に、水稻作付が行われることとなります。地域においては、平成22年度を見据え、水田農業のあるべき姿を地域水田農業ビジョンに示し、展開することとなります。

御質問のとおり、水田農業構造改革の柱である担い手への農地集積、水田基盤整備などを推進していくことも、水田農業のあるべき姿の一つと考えますが、特に水田の基盤整備は農業者が主体的に地域の計画を取りまとめ、合意形成を得ることの難しさや、基盤整備事業負担に対する不安はあると考えております。

私といたしましては、今後も農地の基盤整備事業にあっては、行政の役割として、計画段階から地域にかかわりを持ち、取り進めたいと考えております。事業の実施にあっては、ほとんどが道営事業で進められ、現在は道の補助に合わせて、町も定められた負担を行い、農業者負担は少なくなっておりますが、今後も現在の補助率等が継続できるように、道に対し、強く要請してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

担い手への農地集積につきましては、地域水田ビジョンの進行経過によっては、高齢者を主に離農も想定され、場合によっては農業者自身、みずから大きな決断をしなければならないと考えますし、そのことにより離農される方の就労の場の確保という課題が出てくることで、議員同様、私といたしましても心配をしております。しかしながら、現

在の低迷する中で、農業はもとより商工業においても、就労の場の確保は極めて難しいものがあります。就労の一例を挙げれば、これまで築いた農業技術を生かし、農業生産法人の構成員として従事する道や、高齢者事業団等での就労機会の拡充を初め、雇用創出の場の確保ができるように今後も心がけてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目の、休日におきます窓口サービスの実施についてでございますが、私はこの窓口サービスという業務そのものが行政が本来果たすべく役割の基本でありまして、町民と行政がともに汗をかいていこうという町づくりの原点ではないかというふうに認識している次第でございます。

町長の御答弁の中に、現在、当町におきまして自動発行機等の整備がなされていないために、さらに休日に職員を配置しなければならないので厳しいとの見解であります。それでは仮に、もしこういう休日のサービス業務に取り組むとすれば、ではどういうハードルがあって、しかもそれはどうしても、もうクリアーすることができない事柄なのか、そこら辺についての御認識を承りたいと思います。

それから、質問の中でも申し上げましたが、今後一層の財政の歳出削減や職員の削減なども図らなければならないというお考えのようでございますが、そうであるならば、さらにさまざまな場面で、町民の皆さんに御負担や御不便をお願いしなければならないのではないかというふうに思われます。しかし一方、町民の皆さんは大変厳しい民間の就労条件の中で、懸命に働いておられるわけでございまして、町長も企業経営をなさっていたという経験をお持ちでございますので、そこで働いておられる方々の状況は、私が申し上げるまでもなく、御案内だと思います。

とすれば、むしろそういう一生懸命、懸命に働いておられる皆さん方のことを考えれば、休日の窓口サービスの実施など、ソフト面での行政サービスの実施は重要な課題だと私は考えますが、再度お尋ねさせていただきたいと思います。

加えて、ますます高齢化が進んでまいります中での高齢者世帯、ここで生活されておりますお年寄りの方々は、医療、福祉、年金等、さまざまな行政手続きや相談ごとなどをされるときに、遠くに離れておりますお子さんだとか、そのほか家族の方々が土日を訪ねてきていただいて、一緒に役場の窓口が開

いておれば、手続きや相談をスムーズにできるというふうに、大変役に立つと私は思われるわけですが、こういうような視点からも、ぜひ休日の窓口サービスの必要性があるのではないかというふうに考えております。あわせて、お答えを賜りたいと思います。どうぞ町長の一步も二歩も住民に軸足を移したお答えを期待するものであります。

それから、2点目の水田の基盤づくりと、地域の活性化についてでございますが、御案内のように当町の水田面積は約2,000ヘクタールでございますが、そのうち3反でございます、30アールの水田が現在そのうち約1,000町歩、50%を占めていると、こういう非常に厳しい実態でございます。そのため、排水の条件あるいは農道などの作業性、それから機械作業における非効率などなど、極めて生産性が低い状態と言えます。

町長も整備の必要性は認めておられますが、いま一度、このような現状を町長としてどのように認識されているか、お尋ねさせていただきたいと思えます。

さらに、16年度から始まる新たな水田農業改革は、今まで行われてきた水田農業に対する政策とは、事の正確が全く異なり、それに対応するため、町としての取り組みにも一刻の猶予もないと考えられます。今後、我が町が水田農業の確立を図る上で、その基本中の基本である圃場の条件整備が何にましても急がれ、これを推進するため、町長みずから地域に入って合意形成を図っていただきたいと考えておりますが、この点についてもお伺いいたします。

さらに離農を選択された農業者などの働く場の確保についてですが、一方では、こちらもちきちとした対応がなければ、町全体の衰退を招くことになるおそれもあり、大変心配するところであります。このたび町においては、大幅な組織の再編を計画されておられるようであり、この中で農政業務と商工業務を一つの課とすることにより、既存産業の有機的な連携を図り、産業全体の振興を図ると、こう定義されておりますが、これに大いに期待を寄せるわけであり、具体的に、ではどのようにこれに対する戦略と申しますか、政策がイメージされているのか、あればお伺いさせていただきたいと思えます。

以上、再質問をさせていただきますので、よろしくお答えのほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、窓口業務の件でありますけれども、このこ

とにつきましては議員おっしゃるとおり、行政サービスの一環として、決して重要でないというふうに考えておるわけでありませんが、先ほども申し上げましたように、これからの財政運営の中で財源の投資効力を考えますと、今行っております事前調整、あるいは代理交付等々で大きな障害が出ているという状況にもございませぬし、いろいろな観点から祭日休みの窓口業務につきましては、行政サービスの一環としては意義あるものというふうに思いますが、財政効力からして意義あるというふうにはいささか私としても考えなければならないというふうに思っておりますし、今後の行政サービスにおきましても、私といたしましても住民の皆様方が期待する、本当にかゆいところに手の届く行政サービスの推進を図っていききたいというふうには思っておりますが、これからはそういう時代で徐々になくなってきていると。かゆいところも自分でかいてもらわなければならない状況になってきているというような部分からすると、これからこの行政サービスの拡大につきましては、十分その状況を見きわめながら、判断をしていかなければならないというふうに思っているところでありますが、将来的に住基ネット等々の対応の中で、自動交付機の対応等々も含めながら、今後の大きな課題として検討をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、基盤整備の関連でありますけれども、地域水田ビジョンの方向性等々も含めながら、これからの水田農業が大きくさま変わりをする過渡期を迎えてきておるわけでありまして、議員御発言のとおり、耕作のしやすい耕地をつくり上げるということは当然重要な課題でありますので、これらにつきましては、私といたしましてもこの整備事業につきましては大いに率先して、農業者の皆様方が対応をしていただくように、合意形成を図って、取り進めていかなければならないというふうに思っておりますが、ただ、このことにつきましては、御案内のとおり農業者の御負担と、基盤整備事業費の御負担という部分があるわけでありまして、これらを認識した上での合意形成を図らなければならないというところに大きな課題があるわけでありまして、町といたしましては、今後もこういった地域における基盤整備の対応につきまして、率先して努力をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に今回、来年4月1日から対応したい、組織機構改革の中での産業振興課というところに、一つにまとめたことにつきましては幾度も申し上げておりますように、従前の縦割り行政から、往々にして出

ることができ得なかった部分について、農業と商業、そして観光業、これらの部分と農業委員、別行政組織ではありますが、農業委員会組織等々がやはり連携して、この我が町の産業の推進を図っていかなければならないというような基本の中で、一つ一つの小さな壁をはずして、連携をとった産業振興ができるような組織づくりを目指して対応をしているということでいうことで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 何点か、再々質問をさせていただきたいと思っております。

まず、休日の窓口業務についてでございますが、町長はかゆいところもみずからこれからはかいていただかなければならないというような御認識を申ししておりましたけれども、私としては、むしろこれからは財政支出を伴うようなハード面での住民に対する負託については、非常にこたえづらくなるという時代がこれはもう間違いなく来るというふうに認識しております。

しかし、私のイメージとしては、むしろこういう窓口サービス、相談業務も含めまして、そういうところを一層充実させることが、住民の皆さんと行政とが本当にそういう接点を持つことによって、より身近な役所、役場行政にということで、町民と一体感が生まれてくるのではないかとというふうに私はそういうふうに思うわけでございます。そういう観点から考えましても、まずこういう窓口業務を充実させることがすべての基本になって、なおこれからはむしろ一層大事になるのではないかとというふうに私は思いますが、重ねて町長の考えを承りたいというふうに思います。

それから、水田の条件の整備についてでございますが、私は、もうくどいようでございますが、もう一刻の猶予もないと。御案内のように、近隣町村を見ますと、既にもう上富良野をはるかにしのぐ整備率がなされております。そういう中で、漏れ伝え聞くところによりますと、さらに近隣町村では、さらにその上を目指して整備を進めようとする動きさえあるようでございます。

ここでスタートが立ちおくれしてしまいますと、今回のビジョンは、もう年限がはっきりうたわれておりますので、もう一刻も猶予もなく、町長みずからがそういう地域に飛び込んでいただいて、ぜひその合意形成を図っていただきたいと。改めて、力強い答弁を期待するものでございます。

また、それに伴いまして投資効果も、私はこれ実際、経験上感じるわけでございますが、こういう条

件整備によります当然負担も生じてきますが、これはもう経営全体の中で、投資効果は十分ある事業だというふうに自負しておりますので、そういう心配は、合意形成を図っていく中で解消できるものというふうに理解しております。

それから、最後にお尋ねいたしました組織の再編に伴います、その町長が描いておられる、期待しておられる、その統合による効果と申しますか、そういう姿が具体的にたまたま伺えませんでしたので、その点についても、もう一步踏み込んだお答えがいただければということで再々質問といたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、窓口業務の件でありますけれども、財政的な部分については、議員おっしゃるように、今後の財政状況からすると、ハードの面というのはなかなか手をつけられない課題であります。ソフト面の事業の推進ということに相なってくるのがそのとおりであります。そのソフト面の財源につきましても、やはり投資効果という部分も十分考えなければいけないと。住民票と印鑑証明証、年間1万2,000件というような我が町の状況でございます。その中で、今事前報告をしていただいて、事前に調整をしていただいて交付するというような件数につきましては、現在ではわずかな件数と。予測では、今もしこれを実施したとしても年間30件あるか、ないかというような予測の状況であります。その年間30件あるか、ないかという予測の中で、ひとり一人を配置して、人件費を負担して対応をしていくということが本当の住民のサービスになるのかということになりますと、私はいささかもう少し利用度というものがあるのであれば別であります。そういうような現実で考えますと、かかる経費等を見きわめると、決してそういうものではないと。

そのために手法がないのであれば別であります。事前に連絡をしていただければ、時間外であってもその対応を進めているという現実の中で、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

次に、基盤整備の件につきましては、この件につきましては全く議員のお考えと、私の考えは同じであります。我が町の基盤整備が隣接町村と比較して大いに立ちおけているということにつきましては、残念に思っておるところであります。ただ単に考え方としては、これはあくまでも農業者みずからの負担を伴うものということでありまして、余

りにも行政主導で強制的な対応をとということには相なりません。私はこの地域が、団地形成の中で取り進めんとする部分につきましては、行政もその中で、初めからその中に入って合意形成のために努力をしていくということにつきましては、議員の御発言のとおり、行政としての調整責任を果たしていくように努力していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。このことにつきましては投資効果、その基盤整備をしたあとの効果につきましては、十分にその効果があらわれているということは、議員の御意見と私は同じように認識いたしているところであります。

次に、組織機構改革につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、この組織機構改革の中で御説明も申し上げました。また、昨日も議員の皆さん方から御質問をいただきました。農業者は生産をするということについては、技術的にも能力的にも自信はあるが、販売についての能力についてはなかなか身につけていないのだと。そういったことから消費者と連携の持った、そういう地産地消の対応をとというような御意見、御発言もあったように、そういった部分を連携するということは、今の農業振興課と商工観光まちづくり課とか一体になることによって、農と商が一体に連携を組みやすくなる。そして、その中でいろいろな対応ができるであろうし、また、観光農業等々の対応についてもより対処ができやすくなるというふうに認識いたしておりますので、この中で、ひとつ先ほどお話し申し上げました、それぞれの農業振興課、それにもう一つは商工観光まちづくり課、農業委員会と、この三つが壁をつくっていた部分を壁をはずすことによって、一体化することによって、農業振興あるいは商工業の振興、観光業の振興、また、農業委員会の持つ行政推進にも連携した対応が図れるというふうに思っておりますので、そのような目的を持って対処するわけありますから、それにつながるように職員も意識改革をして、対処していただくように指導をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、15番向山富夫君の一般質問を終了をいたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問いたします。

初めに、市町村合併についてお聞きいたします。今後の地方自治制度のあり方に関する答申書を読みますと、平成17年4月以降は財政支援措置のない新法が制定され、さらに自主的合併を促すとあります。またさらに、知事の勧告あっせんにより合併協

議会の設置、または住民投票の制度を設けるようになると思いますが、知事のあっせん勧告があるまで合併協議会の設置または住民投票条例制定の行動は起こさないのか、お聞きいたします。

次に、合併を議決し、知事に報告した場合は、合併が平成18年3月までの1年延期となります。ですが、現行でいくと平成17年4月以後は議会が存在しなくなります。かわりに地域自治組織を設置し、地域協議会を置かなければならない。現在、先送りの時間はないことを認識し、町民に迷惑をかけるため、最良の方策を決定しなければならないのではないかと、考えをお聞きいたします。

次に、最も大切なことは、町民への情報提供と丁寧な説明会ではないかと思えます。この我が町最大の問題である市町村合併問題は、町長提案、議会議決等ということで済まされない問題であります。最後は議決でございますが、何らかの形で住民の意思の確認が必要ではないかと思えます。住民投票または住民アンケート等により、町民と一体となった町長提案、議会議決にならないのか、お聞きいたします。

次に、補助金についてお尋ねします。この補助金については、同僚議員として、いかに見直しをさせるか頭を悩ませました。壮警研修のときには、見直しの条例をつくるということを知り、でき上がったら送っていただきたいとお願いしてきましたが、結局できなかったようです。事ほど補助金の見直しは難しい問題です。

そこでお聞きしますが、一律8%ということではなく、この財政難の折、補助金検討審査委員会を設置し、補助金の見直しをしてはいかがでしょうか。

次に、それとあわせて、先日ニセコの逢坂町長が富良野講演で言っておりましたが、補助金の一覧表を作成し、情報公開ということで、これを全戸に配布をしたということです。すると、おのずから答えが出てきたと言っていました。この方法はいかがか、お聞きいたします。

次は、保健、医療、福祉について、お尋ねいたします。まず初めに、今年国保を値上げしましたが、来年度はどうなるのでしょうか。保健、医療、福祉については、広域で事務所を設置し、職員を派遣し、本来5市町村で実施しなければならないのではないのでしょうか。中富良野町だけという姑息なことでは済む問題ではないと思えます。合併協議会のもつれが広域行政にまで飛び火し、地域住民に多大の迷惑をかけているのではないのでしょうか。このことについて、どのようにお考えか、お聞きいたします。

次に、ディスプレイの使用について、お尋ねいたします。現在、国、道、歌登町がディスプレイ

の使用について社会実験中であります。その中間報告が先般行われ、報道されたところです。今年度中に社会実験を終了をし、来年度から実使用の段階に入っていくことになるが、町はこのディスプレイについて、どのように受けとめ、対応をされるのか、お聞きいたします。

次、小学生のかぎっ子について、お尋ねいたします。ある犯罪を犯した少年が裁判官から犬のふんは肥料になるが、肥料にもならない産業廃棄物よりまだ悪いということで、判決をされたというのが報道されております。しかしこれは、子供が悪いのではなく、大人が悪いのではないかと私は思います。小学校入学と同時に国旗、国歌で大人不信となっております。幸い我が議場は議長の決断により3月から国旗が揚げられます。それで、このかぎっ子の問題につきましては、昨日、同僚議員の答弁を聞いており、御苦労されているのがよくわかりました。しかし、さらに補足されるところがあれば、お聞かせいただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

市町村合併に関して、1点目の平成17年4月以降の新法での知事のあっせん、勧告まで、行動を起こさないのかとの御質問についてであります。現在までの取り組みといたしまして、富良野地区広域市町村圏振興協議会において、平成11年度より広域行政に関する研究、平成14年度に5市町村による合併研究会、また、今年度は広域連合設立に向けた研究を行ってまいりましたが、いずれも具体化には至っていない状況にあるわけであります。

現在、富良野圏域におきましては、南富良野町と占冠村が任意合併協議会を設立したという状況でありますし、中富良野町は自立の道を選択したことによりまして、我が町にとって合併協議の対象市町村がないのが現実であります。

このような中で、11月13日、第27次地方制度調査会の最終答申が、内閣に提出されました。この中で、小規模の市町村の目安が人口1万人未満として示され、当町においては人口規模においては基準をクリアしているとの認識を持っているところであり、合併特例法の有無にかかわらず、一つの自治体として自主自立の道を歩むことが基本であると考えておりますが、今後の国の動向や圏域市町村の動きによりましては、合併や広域行政の協議について、状況を十分見きわめながら取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の最良の方策を決定しなければならないの

ではないかとの御質問であります。現行、合併特例法の失効まで1年半を切り、現行法による合併の恩恵を受けようとした場合には、協議の時間が大変短いことは承知しているところであります。しかしながら、特例を受けることを目的に十分な地域住民の協議のないままに駆け込みで合併することは、私としても本意ではなく、地域の総意として合併問題を考えていかなければならないと考えております。したがって、状況の変化に際しましては、できるだけ多くの情報を、住民の皆さんに提供し、必要に応じ、直接の対話の場を持つなど、住民の皆様のご意見によって、最良の方向を見出していきたくと考えておるところであります。

3点目の住民投票、住民アンケート等についてであります。私も住民への情報提供と丁寧な説明は、最も大切なことと認識しております。これまで平成14年1月号、6月号から11月号及び今年の3月号、11月号、12月号の広報かみふらので情報を提供をしているところであります。また、昨年8月27日に町づくりトーク、今年1月22、23日に町内3団体と、27日から30日まで、住民会単位の10会場での住民の皆様との直接対話の場を設けてまいりました。

合併特例法の失効まで1年半を切ったことから、圏域市町村の動向や新法の情報など、市町村合併に関する動きが活発化することが予想されますので、極力住民の皆様への情報提供に努め、直接、御意見を伺う場なども設定していく中で、重要な判断を伴う場合には、場合によっては住民アンケート等も選択肢の一つとして考慮しておくことも必要かと思っております。

次に、補助金についての御質問にお答えさせていただきます。

補助金は自治法上、地方公共団体はその公益上、必要がある場合において補助することができることと規定されており、公益上の必要性に基づき、交付されていることは言うまでもありません。ただ、厳しい財政状況にあって、その見直しは重要な課題と受けとめており、これまでにおいても補助金合理化の指針を示し、その改善に取り組んでいるところであります。

平成16年度予算編成においては、歳出一般財源の8%削減を目標に方針を掲げたところであり、補助金においても、各種事務事業と同様に見直し改善を指示したところであります。

私はこれまで、一律何%削減という指示を出したことはありません。補助金においては、その必要性や効果等を見きわめ、必要なものは増額もやむなし、必要性が薄らいだものは廃止をも含めて、歳出

全体としての目標とする削減率を達成するよう指示しているところであります。

また、御提言あります補助金検討審査委員会の設置についてであります。この施策に限らず、あらゆる行政課題等において、住民参画を進めていくことは、極めて重要なことと受けとめております。ただ、さまざまな組織などがその目的とする機能を十分発揮されるよう設置されることが重要でありますので、住民参画を進める一環として検討してまいりたいと存じます。

次に、補助金の交付状況の公表についてであります。現在は庁舎1階の情報提供コーナーに収録し、自由に閲覧できることといたしましたので、コーナーの積極的な活用を期待するところであります。また、行政ホームページへの掲載についても、研究を進めたいと存じます。

今後におきましても、補助金に限らず、住民への情報提供については、開かれた行政の推進の上からも基本的な課題と考えておりますので、行政情報の提供・充実に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、保険、福祉、医療について、富良野圏域5市町村で取り組むべきとの御意見についてであります。最近の地方自治体を取り巻く財政状況からいたしますと、当然、本町においても行財政の効率化に向けて、あらゆる手段を講じていかなければならないと考えております。

御意見にあります広域行政の推進は、行財政の効率化を図る上でも、最も重要な手段であると考えております。また、広域行政の効率性では、2町村での取り組みよりも、5市町村で広域行政を推進する方がより効果が大きいものと認識いたしているところであります。したがって、私といたしましては、今後においても行財政の効率化を図るための広域行政を推進し、なるべく大きな規模で、より大きな効果を発揮するよう、その具現化に努めてまいりたいと考えております。

また、国保税については、医療費等の増高に大きく左右されることから、十分にその動向を見きわめて検討をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目のディスポーザーの使用についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中にありました社会実験の概要につきましては、歌登町をモデルといたしまして、ディスポーザーと下水道組み合わせにより、粉碎した生ごみと汚水を一体的に下水道環境で収集し、下水処理場で処理し、さらに有効利用するものであります。コスト削減、エネルギー消費抑制を目的として、平

成12年度から開始し、平成15年度まで公営住宅300世帯にディスポーザーを試験的に導入し、主に下水道への影響、ごみ収集処理への影響検討、汚水廃棄物処理システムの効率性検討の3項目の調査を行っているところであります。

中間報告におけるメリットとしては、ごみ回収に出される生ごみの重量が半分に減少したこと。利用者のアンケートでは、ごみ出し労働の半減、台所の衛生面の改善等が挙げられ、一方のデメリットとしては、排出される汚濁物質が一人当たり20%から50%程度増加すること。また、管の中には付着物が多数発生し、管の清掃の頻度が多くなることが報告されておりました。

具体的な効果等につきましては、今後、詳細な分析報告がなされるものと思います。しかし、本町の下水道事業につきましては、設置当初から汚水のみ処理施設であり、下水道の整備もあと二、三年で終了する状況にあること。生ごみの受け入れのために、新たに処理施設の増設と膨大な投資を要することなどの問題があります。また、本町で収集される生ごみにつきましては、分別収集によって、広域で資源としての堆肥化を行っており、広域での取り組みのほか、コンポスト助成により、町民の御理解を得て処理体制が確立されておりますことから、将来とも、広域の体制で処理を考えているところであります。

このようなことから、生ごみの処理方法として、下水道の処理施設を利用して行う考えは持ち合わせおらず、下水道に直接放流するディスポーザーの設置につきましては、認めない方針で行政指導をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 5番梨澤議員の5点目の小学生のかぎっ子対策についての御質問にお答えさせていただきます。

昨日の小野議員の質問で、教育委員会としての今後の指針について、お答えさせていただいておりますので、重複の説明は御理解いただいたものと思います、詳しくは申し上げませんが、今後、町の子供たちのために、社会の変化に対応する子育て支援と児童生徒の健全育成には、意を用いて取り組んでいかなければならない重要な課題であると十分認識しているところでございます。

本町においても、過去の慣習やマナー、惰性に踏襲するのではなく、新しい意識を持って変化する時代に即応しつつ、よき条件と環境を整え、青少年健全育成の推進に意を注いでいかなければならないと考えているところでございます。

また、国におきましても、本年度に次世代育成支援対策推進法が制定され、また、明年度より実施が計画されております子供の居場所づくりなど、子育て支援を実現するための諸施策が講じられ、積極的な取り組みが行われておりますので、これらの制度を活用し、関係課との連絡と協力を深めて、血の通った中身のある子育て支援と児童生徒の健全育成に最善の努力をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 市町村合併について、懸念されるところをお尋ねいたします。

初めに、町広報12月号の4ページに答申の概要、その(5)に、客観的に合併が困難な市町村に対しては広域連合制度を充実し、広域連携の方策により、対応することを検討すべきとありますが、答申書では平成17年4月以後の合併に関する新法で、当面合併が客観的に困難、あと云々とあります。さらに上記、今この客観的な困難なという上記の市町村について、通常基礎自治体に法令上義務づけられた事務については、窓口サービスとその一部のみを処理し、都道府県に、それ以外の処理を義務づける特例的団体の制度の導入について検討するというようにあります。

ですから、特例法期間の平成17年3月までは合併しない。平成17年4月以降の新法のもとに、このようにするというを明記しなければ、情報操作ということになるのではないかと思います。これをお認めいただいて、町広報の訂正を求めます。これは町長と所管課長にお聞きをいたします。

次に、市町村合併問題は、平成17年3月までに合併をするか、しないかということで、町民も議員も受けとめています。議決もしていないし、議員もだれも合併をすれとか、するななどとは言っておりません。住民も含めて、広く会議をおこしましょうと言っているのです。いつ、どこで、だれが決めているのかお尋ねをいたします。これは町長です。

意味、通じましたですか。平成17年の特例法期間内では合併しないということがいつの間にか決定されたように聞こえてきているわけです。だれが決めたのかと。議会、議員も住民もみんな平成17年3月までにするか、しないかということ非常に気にしているにもかかわらず、そこまではしませんよと町長言っているけれども、だれが決めたのですかということをお尋ねいたします。

次に、合併に関する新たな法律のもとでの合併が客観的に困難であるというのは、これは国、道の合併構想からはずれる市町村ですね。離島であると

か、陸の孤島を言っていて、これは客観的にということでもわかることなのです。見て、ああこれは無理だなということを使うわけなのです。ということは、これは総務省の一昨日の課長の答弁です。そこで、国、道の構想内にある上富良野とか中富良野は、完全対象外です。この特定市町村みたいなことにはならないということなのです。

昨日、同僚議員の質問に対して、相手がいないということをしていましたが、これは答弁にはなっていないのです。窓口サービス一部と、それ以外の事務は道に任せる特例団体になるつもりならば、また別です。飛び地合併を含めて、こうはならないと思いますけれども、国、道の合併構想内にあることを無視できるのか、お聞きいたします。

次に、補助金についてですが、確かにコーナーにあります。確認しました。縮小された膨大なものです。私は、決算委員会で議員全員に、これを配っていただきたいということで、資料を請求したのですが、いまだに議員には配付されておられません。資料請求を、再度いたします。できればA3に拡大したものがよろしいと思いますので、お尋ねをいたします。

次、保健、医療、福祉についての値上げについては、今後は基金を使っただけがいい。来年をしのげば、平成17年には合併がはっきりします。5町村で実施するか、特例的団体に入るか、見通しがつかず。これほどすべてに、この合併問題が絡んでいます。考えをお聞きいたします。

次、ディスポージャーについてですが、町の状況とか、また、富良野圏についての状況もよく承知しています。ただ、なぜ国がこのように力を入れているのか。国土交通省、都市地域整備局下水道部下水道企画課ですね。それから国土交通省国土技術政策総合研究所、それから北海道建設部公園下水道課と、こういうのが入ってきているのですよね。この辺がなぜなのかと。町長にも、これは難しいかとは思いますが、それでこのディスポージャー、これを使うと電気料と水、水と電気を使いますが、これも229円です。それから生ゴミ袋ですね。これ今の一月分ですよ。1カ月229円です。生ゴミ袋は大体250円ぐらい使うのです。この辺のところをどのようにするのかということ、わかる範囲で再度お尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併の関連でありますけれども、広報の中で第27次地方制度審議会の内閣総理大臣に

提出した最終答申の内容が町報の内容と違うということではありますが、確かに町報の内容につきましては、一部大きなところだけをあれしめて、細部、細かいところすべてにつきましては記載されておりません。あれを全部記載するとなると、町報の何カ月分も使わなければなりませんので、一部分の重要な部分を記載されておりますので、決して情報操作だとか何とかということではありません。そういう大きなところにつきましては、その課題は、項目につきましては、記載させていただいているということで、まず御理解をいただきたいというように思います。

それから今後、特例法の期限内で市町村合併はしないというのは、だれが決めたのよということではありますが、だれも決めて、まだいないのでないですか。私としては私の考えはどうなのだと議員さんに質問を受けるから、私の考えは合併特例法があるからといって、その特例法にぶらさがって合併するようなことは、私は考えておりませんということはお答えしてはおりますけれども、決してまだ最終決定されたとか、何とかということではないと。私の考えを聞かれるから、私はこう思っていますよということでお答えしました。

これに対して議員さん、あるいは町民の皆さん方が、町長お前はその考えが違うぞと。早く合併を促進せよと言えば、いろいろ手法の中で町民の皆さん方のその手法もあるわけではありますが、今は私の考えをお話し申し上げているということで、決まったことではないということで、御理解をいただきたい。

それからもう一つ、合併特例法の期限が切れた平成17年4月以降には、こうなるぞということで、だから窓口業務ぐらいしかできない自治体になるのだよと。だから、どうするのだというような御質問かというふうにお受けいたしました。我が町におきましては、先ほど来、お答えさせていただいておりますように、第27次地方制度審議会におきます基礎自治体としての人口規模は確保したと。ですから、上富良野町がそういうような対応になるということには、17年の4月以降、知事の勧告等々の対応を率先して受けなければならない自治体になっているというふうには、私は認識しておりません。

ただ、将来的な見地からするならば、富良野圏域というものをどうするのかということをお考えすると、そういう課題が残るなど。しかし、財政運営という部分からすると非常に厳しいと。やはり富良野圏域における、将来的な広域行政の中での見きわめをしなければならない状況も生ずるのかなというふうにお思っておるところであります。

あと、補助金関係であります。議員から決算特別委員会の折に要望のありました補助金の一覧表の資料提出であります。確かに、資料提出ということのお答えはさせていただいておりますので、そろそろこれから、また予算等々についてもあれですので、その補助金の団体の一覧は今後、対応をしていきたいというように思っておりますが、予算書の中で、そのすべてが網羅されていると。一括そういうふうにつくるということは確かに見やすく、利便性があるわけでありまして、それをつくるために職員をそこに対応をさせなければならない、というような部分もあるということではありますが、これは要望に対しまして了解をしておりますので、それを資料提供はさせていただき予定になっておりますので御理解をいただきたいと。

それから、ディスプレイの問題であります。今、国がどうしてこれに力を入れるのかということでもありますけれども、それは私としてはこうだぞという結論を言うわけではありませんが、これから生ごみの処分をするために、やはり環境社会をつくり上げていく、循環社会をつくり上げていく中での生ごみを処理するために、その施設の持っていない方が経費の少ない中で対応できるのは、どういう方法かと。それがディスプレイという一つの方法もあるということで私は国や道が研究していると思っておりますが、富良野圏域は32億円かけて生ごみの処理施設をもう完成しているわけです。ですから、今さら私は申し上げているのは、ディスプレイで上富良野町の終末処理場の施設を改造をするという考え方は持っていないと。もう既に32億円からかけて、広域で生ごみ処理という対応ができています。

ですから、これら施設をまた改修なり何なりしなければいけない時代が来たときには、また、考え方はどうなるかということでもありますけれども、私としては、先ほども申し上げましたように、これを使うことによって下水管の汚濁が厳しいと、多くなると。それらの下水管の清掃等々を考え、また、終末処理施設の改修等々を考えると、上富良野町としては、今までのとおりの対応で進めたいという考えでいるということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 保険、基金。

町長（尾岸孝雄君） そのことにつきましては、担当課長から、お答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 現状の状況だけを申し上げますが、先ほども町長からお答えを申し上げましたけれども、医療費、それから特に介護納付金にかかわりましては、その全国枠の中で、非常に

その額の上昇が毎年のように続いているというような、非常に厳しい状況にございまして、今それらについては、その情報をとらえながら検討をしている状況でございますので、合併というところの論議ではなくて、基金が対応できる部分については基金を対応しながら対応をしていきたい。可能な限り、その上昇を避けたいというふうには考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々質問、ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 市町村合併についてですけれども、一昨日ですね。今後の基礎自治体のあり方にかかわる説明会、これに行きまして、新しい局面が出てきたのかなど。それについてお尋ねをいたします。

一昨日、今後の基礎自治体のあり方にかかわる説明会で新しい問題が出ましたので、さらにお聞きいたします。国は、合併後の交付金、これを10年プラス5年。10年プラス段階的5年ですね。これについては、縮小をすると明言をしました。これは一昨日の講師の課長に私、質問をして確認をとりました。この件については、春の説明会あったときに、これやっぱり私が質問をして、10年プラス5年は間違いのないのかと言いましたら、10年プラス5年は国の約束だから間違いのないことを確認しています。これは記録も残っているはずで、一昨日の記録に残っているはずで、この10年プラス、この件についてはどのように受けとめますか。まず、これを1点ですね。

それから次に、国が説明に来ていて、年度当初に言ったことと、年末に言っていることが変わっているのです。このところは問題となることです。町村長会にとっては、この問題はブラックホールとなります。この10年プラス5年の縮小反対と言いますと、合併を認めたことになってしまいます。しかし私は、町村長会で10年プラス5年の縮小反対の決議をしてもらいたいと思っております。この問題は、町村長会の合併反対の決議が壊れる問題ですので、全国市長会または市議長会には、ぜひこれ決議してもらわなければ問題なのかなど。両面作戦でいってと思います。

法律化、これまだたしか法律化されていないと思っております。法律化される前に、行動を起こさなければならぬ問題ですが、町村長会として、この10年プラス5年が縮小ということについて、提案されて決議するというようなことについて、どのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

さらにそのとき、交付金についても質問をいたし

ました。合併したところと、しないところは交付金に差は出るのでと聞きまして、差はありませんと言いました。ところが、春の総務省の課長補佐の説明では明瞭に合併したところは多く、しないところは少なくと差は出ると、こういうように説明しています。この違いをどのように受けとめられますか。どちらもうそは言わないはずで、合併交付金の配分法律ができたのではないかと予測されます。

当たり前のことですけれども、この国の官僚はすべて法律どおり実行します。法律どおりですと言われたら、だれも何も言えなくなります。この件について、片寄っていると思うつぼにはまってしまうのではないのかなと思います。

そこで、ちょっと厳しいですけども、町長の片寄った姿勢は町民に迷惑をかけております。何回も言いますが、議員も一人として、合併をすれとか、するなどは言っておりません。広く会議をおこしましょうと、こう言っているだけです。情報を出しましょうと。感じるのは、町長の先走り、先送り問題となっているのではないかとこのように思います。

このことについて二つお聞きします。一つは、市町村合併特例法の期間には合併しないということは今後言わないでいただきたい。ここが一番大事なところですから、町民にしても、議員にしても、今後言わないようにしていただきたいと、これが1点。

2点目に、美瑛との自立研究は、直ちに中止していただきたい。上富良野町は、国、道の合併構想内にいます。勝手に相手がないということは、これ勝手に言っているだけであって、そんなことになっていない。合併構想内に入っているのです。ですから美瑛町と、あれは中富良野町とこのように立派な報告書をつくって、職員で勉強をして、保険、福祉、医療のこの報告書をつくったと。何の役にも立っていないですよ、これ。

今後、来年3月まで、美瑛と、その自立の研究をやると言いますが、これもむだ金、むだ仕事になります。これは、直ちにやめるべきだと思います。まして、美瑛というところは、白金ダムに当たっては債務負担行為をしていないのです、あそこは。それどころか白金ダムできたら今度は発電所をつくって、おいしいところはとりますよと、こういう町ですからね。そんなところと一緒にやる必要はないのです。我が町だけで、町民も入れて、みんなで話し合いませんか、大変なことですからということですので、この美瑛との自立研究も含めまして、以上4点についてお尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

どうも私、鈍いのか、議員の御質問はどれも十分理解できない部分があるということは申しわけないなと思うのですが、今、議員の質問の中に出てきたのは、平成17年の4月以降の合併促進法新法の中における合併対応のことを今、国は一生懸命検討をしておるわけでありまして、現在10年間、特例法の中におきます17年の3月までは10年間見きわめるぞと。それから先については、一切見ないぞという中にありますが、見なければ、交付税が極端に合併した自治体が落ち込んでしまうと。

それが落ち込むと、国は合併余計なくなるというようにことから、その一部を5年間見ようか10年間見ようかというようにことで、交付税の部分の対応を図らんというような部分があるなということですが、これはまだまだ決まったことでなくて、これから総務省等々の中で検討がされて、新法が出てくるなど。その新法は見きわめなければいかないと。これは来年の、現在の特例法が執行を停止する以前に、大体新法の方向性は決まってくるだろうと。私は、次の段階としてはここを十分見きわめなければいけない課題だなというように認識しております。

それからもう1点、10年プラス5年につきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

交付税等々のペナルティーの問題でありますけれども、やはり過般参りました総務省の合併促進課長ですから、あの方は合併を促進する担当の課長でありますから、合併しなければこうだという厳しい話も出てきましょうし、私も一度、あの課長の話を聞いたのですけれども、これからは小さい自治体はどうにもなりませんよと、はっきり物申す方でありまして、自治体は合併を促進すれということで、お話しがあったらうと。

だけれども、国としてしないからペナルティーを科するぞということは、決して表向きは私は言わないと。ただ、総務省の職員がそういうペナルティーあるよというような話はするかもしれませんが、ペナルティーをかけるぞということは公然とは申さないと。しかし、じわりじわりと交付税等々のペナルティーが出てくるということと、交付税そのものの制度からいって、合併した自治体に今10年間は優遇するわけでありまして、その優遇する部分だけ減ってくるから、合併しない自治体の交付税というのは減るのだと。これはもう当然にして、そのとおりであります。そして、総枠の交付税が減ってくるわけですから、なお厳しくなってくる。合併しない自治体、厳しくなってくる。しかし、合

併したら10年間はいいけれどもと、10年後においては同じような算出で交付税の支給がされるわけですから、合併しても、しなくても大体同じというような結果に相なるのではないかなというふうに思っております。

それからもう一つ、情報の提供と町民との話し合い。これは重要な課題でありますので、私は今もう既に昨年の暮れからことしの冬にかけて、第1弾として町民の皆さん方との懇談会を終わりました。その後、こういう経過になっておりますが、その間、新たな情報を提示する、あるいは国の新たな動きというのはなかったし、地域としての新たな動きもなかったというようなことで、住民に対する情報は、特に国の情報をそのまま住民に提起をするというような形になりましたけれども、これから17年の3月の合併特例法の現法の期限切れを前にして、大きな地域それぞれに動きが出てくるであろうというふうに思われますので、そういう中にありまして、先ほど来、お答えさせていただきますように、これからも十分な情報の提供と、それから町民との意見の交換。これは十分に今後も進めていかなければならないというふうに思っております。

それからもう1点、美瑛町との行財政研究会は即中止すべしという、議員のお考えについては承っておりますが、私といたしましては、今この対応を図るのに議員の皆さん方に御説明を申し上げましたように、自主自立の道を歩むということになりますと、どのような町づくりを目指していいのか。そういうようなものをお互いに勉強をし合おうということでもありますので、これからそれらの資料が町民の皆さん方に自立した場合は、こういうような状況になりますよということが提示できる一つの資料をつくれるなどというふうに期待をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 4番梨澤議員の地方交付税の関係ですが、ただいま市町村の合併の特例に関する法律、合併特例法の中では地方交付税の額は10年間、そしてのちの5年間については段階的に縮減していくというのが現行の法律で定められているところであります。

その中で、過日の新聞報道等や何かにも出ておりましたが、国の財政状況とかそういうようなことで、これらの期限については、また見直しや何かもしなければならぬのかなというような国のコメントが載っておりましたが、今のところ、この合併の特例に関する法律がまず優先されるというようなことから、今後、我々としても関心を持ちながら、推移について見守っていきたいというふうに考えてい

るところであります。

先ほど町長の方から、お答えをさせていただきましたが、広報の関係であります。

これにつきましては、あくまでも地方制度調査会が今、答申というようなことで、11月13日に答申が出されました。その概要を町民の方にわかりやすく広報をしたいということで、これについては全文広報紙の紙面の都合等もありますので、まとめたものを載せさせていただいております。いかにわかりやすく広報をするかという観点で載せておりますが、受けとめ方の中にこの部分が不十分とかということがあろうかと思いますが、我々としたしましては情報操作というようなことではなくて、あくまでもわかりやすい観点で、広報に掲載をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、6番米谷一君。

6番（米谷一君） 私は、さきに通告してました農業行政2項目について質問をさせていただきます。

1点目は、農業支援資金の活用と農業後継者への育英資金の貸付制度の新設についてであります。

農業は先行き不透明だとか、明るい展望が持てない。また、高齢のために離農する方が毎年出ています。しかし、世界的に見るならば、人口の急激な増加によって、近い将来において食糧が不足することは確実だと伝えられています。こうした状況下であって、食の安全という観点からも、農産物を海外に依存している姿勢を改めるべきであり、そのためにも農業後継者の育成を真剣に考えなければならないと思います。

道では、北海道農業、農村の担い手としてふさわしい人材を確保、育成するために、新たに就農しようとする青年等が作成する就農計画について、知事が認定を行い、その認定を受けた就農予定者（以下、認定就農者）に対して、就農支援資金を貸し付ける支援措置があります。また、この資金のうち、就農研修資金は道立及び府県の農業大学校を初め、専修学校の農業関係学科、大学の農学部（短期大学の農業関係学科を含む）等の教育機関を含むことが

ら、非常に間口の広いものです。

この資金は就学期間中、月額5万円、年間60万円の融資を受けることができ、卒業後、農業を継ぎ5年間の就農実績があれば、毎年の返済額を150万円まで免除していただけるとのことで、農家の子弟で町内で農業を継ぐ学生にこの制度を有効活用して、親の教育負担を少しでも軽減できるように窓口業務の徹底と推進をお願いしたい。

あわせて、町でも意欲的な人材を確保するために、町独自の農業大学、短大農学部等の進学者に無利子で一定額を融資し、卒業後、農業を継ぐと返済を猶予し、一定期間就農すると免除するという育英資金を創設するお考えがないか、お伺いしたい。

2点目は、花嫁花婿対策であります。当町では30歳以上の男女後継者が20数名おられます。町としては、この人たちに積極的に経営に打ち込めるように、早急な対策が必要かと思えます。御存じのように、パートナーがいなければ、農業経営、農村生活は維持発展できないし、農業そのものが継続できなくなります。一人のパートナーを世話することは、その農家の経営を30年から50年継続させることにつながります。

結婚という極めて個人的な問題から、行政の対応にも限界がありますが、次代を担う若者を確保し、住みよい町づくりを進めるためには、町の財政は非常に厳しいですが、思い切った支援策、奨励策が必要かと思えますが、この点についても、町長の考えをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま6番米谷議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

農業支援資金の活用と農業後継者への育英資金の貸付制度の新設についてであります。北海道におきましては青年等の就農促進に関する方針に基づき、知事より就農計画の認定を受け、農業大学校での教育研修、先進農家での研修などをする者に対して、月額5万円から15万円の範囲で無利子の就農研修資金の貸し付けを受けることが可能で、5年以上継続して就農をしている実績があれば150万円までの返済免除の道も開かれておるところであります。

今後においても農業研修を行い、就農を目指す方々への負担軽減を図っていく手段として、この北海道の制度を有効に活用をしていただくために、町広報等を通じて積極的なPRを行ってまいりますので、御理解を願いたいと思えます。

御質問のように、農業大学、短期大学の進学者に支援する町独自の育英資金の創設につきましては、

現在のところ考えておりませんが、現在、町の進めている新規就農者対策事業の積極的な活用をお願いするものであります。

次に2点目の花嫁花婿対策についての御質問にお答えさせていただきます。

本町における農業後継者確保対策、とりわけ配偶者確保については昭和56年に町と農協の補助金をもって、農業後継者対策協議会を設置し、平成11年に名称を上富良野町アグリパートナー協議会に変更しており、現在に至っております。

その中に、結婚相談推進員を置き、農業後継者の配偶者対策推進のため、結婚相談、後継者の調査把握などの情報収集、啓蒙宣伝等の活動を進めております。また、美瑛を含む沿線6市町村で構成する富良野地方アグリパートナー協議会が、農業青年の出会いをチャンスを広げるため、女性週刊誌で全国から女性を募集、青年との交流を図るサマーフェスティバル、農村青年写真掲載事業を実施しているところであります。

その結果、昭和56年からの平成14年までの間に166組の結婚が成立し、そのうち交流会などで結ばれたカップルは42組となっており、平成15年度に入り、現在までに交流会等で1組が誕生しております。今後においても青年のイベント等の参加を積極的に推進するとともに、沿線協議会との連携のもと、1組でも多くの結婚の成立に努力してまいりたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問でございますか。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） 再質問をさせていただきます。

質問に対するお答えをいただき、何か釈然としない温度差を感じています。多分、質問の趣旨が説得力に欠けるか、あるいは思いが違うのか、どちらかであるのではと思えます。財政改革を強力に進めようとする町側としては、金のかかることはどうも受け入れがたいと感じるのであります。思いと実利のその差が温度差になっているのかなと思えます。

基幹産業の農業という位置づけをしっかりと考えていただき、また農業経営の安定化という点からして、後継者対策は最重要課題であるという観点から、町の取り組みをお願いしたわけですが、まだ十分とは言えないにしても、世論の後押しもあって、新規就農者については何とか形を整えてきていると思えますが、既存農業者の後継者対策については、いまいち十分でないと感じるわけでありました。将来、町を背負う若者、当町に残り、先祖伝来の農地を守るという者に対して、町としてはメッセージを送るべきではないかと思えます。厳しい財政ですが、や

り繰り返してでもあなたたちに期待と応援をしますよというメッセージを。

豊かな町づくり、潤いのある町づくりなどを言われて久しくなりますが、町づくりの基本は人づくりであると考えます。人材を育成し、その人たちが活躍する場をつくることによって、町づくりは自然にできるのではと思います。そんな思いで、育英資金の創設を提案したわけであります。再度、町長のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

それから、花嫁花婿対策については、アグリパートナーの事業を十分承知しております。そのことについては異論はありません。しかし、夢を抱いて農業を営んでいる若者に、将来パートナーが得られなかったために営農を断念することになったとしたら、こんなに悔しいことはないし、町としても大変な損失だと思ひます。そのために、町としても積極的なてこ入れが必要と考え、お願いをしているのです。

例えば、町独自の出会い場のイベントを催すとか、農業後継者の結婚に詳しい専門家の講演をお願いするとか、また、奨励策としては仲介者礼金を10万円から20万円ぐらいにするとか、結婚祝い金を大幅に増額するとか、あるいは成婚になると住宅改造資金を額を定めて利子補給をするとか、方法はあると思ひます。少子高齢化対策にもつながります。多額な投資ではありませんので、町の将来を見据えて、お金のかかることですが、柔軟な対応をお願いを申し上げ、再度、町長にお伺いしたいと思ひます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、後継者対策でありますけれども、また、花嫁、花婿対策であります。

考え方につきましては、私も議員と同じ考え方を持っております。基幹産業の農業の後継者問題、また、我が町の商工業の後継者問題、非常に厳しい環境にあるということをも十分認識しております。その中にありまして、町づくりは人づくり、人づくりによらなければ町づくりはならないという認識も私は同感であります。

そういう中にありまして、今現在、育英資金の問題に、この農業後継者の研修に対する育英資金の問題につきましては、今もお話し申し上げましたように、道のその施策の展開を十二分に利用促進を図るよう努めてまいりたいというふうにお思ひなされておられるところでありまして、その北海道の利用の状況を見きわめながら、また、町としての施策についても、鋭意考えてまいりたいというふうにお思ひなされておられるところであり

ます。

また、花嫁花婿対策、これも同じように農業問題、農業の後継者にとっても非常に重要な課題であるし、これからの基幹産業の農業におきましても、大変重要な問題であります。また、これらは商工業と同じ部分も連動して、これらの問題はあるわけでありまして、今現在、農業後継者につきましては、先ほども申し上げましたように、町は1名の職員をもって、この対応を促進しておられるわけでありまして、それらの事業の内容については、今後、御指摘のとおり、農業委員会さんとも調整を図りながら、この職員の事業活動について、より一層今、議員から御提言のありましたようなことも含めながら、ひとつ農業委員会の方にもお願いを申し上げながら、町の支援策を考えていきたいというふうにお思ひなされておられるところでありまして、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、6番米谷一君の一般質問を終了をいたします。

次に、14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 私は、さきに通告いたしました2項目について質問をいたします。

まず初めに、町民参加の町づくりについて、自治体の憲法とも言う自治基本条例の制定についてお伺いいたします。

町の第4次総合計画の基本構想の中で、町民主体の取り組み、また、基本計画の中のとともにつくる町では、町民参加の町づくりをうたっています。今、地方分権が大きく進んで、自主自立の自治の確立のため、住民参加は避けて通れない前提条件であります。自治基本条例は、町民を町づくりの主役として、町づくりの理念や町民参加の仕組み、町民の権利と責任、町長、町の役割と責務を明確にした自治体の憲法とも言われています。

行政は、町民のためのものでありますが、町が提供するサービスを町民が受けるだけでなく、町民も権利と責任を持ち、町民が町づくりに参加することは意義深いものと思ひますが、自治基本条例の制定についていかがお考えか、お伺いいたします。

次に、後発医薬品の使用促進についてでございます。少子高齢化による医療費の増大によって、医療保険財政の悪化が顕著にあらわれています。新薬と同じ成分で、新薬の特許切れ後に製造され、厚生労働省の承認を得て発売される後発医薬品の使用促進は、医療費削減に直結します。これにより、病院による薬剤費の抑制、削減や、患者の医療費の負担減になり、財政的にも苦しい医療保険の削減にもつながると思われますが、後発医薬品の使用促進についてお伺いいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町民参加の町づくりを含め、自治基本条例の制定についての御質問であります。これからの町づくりのあり方においては、これまでの俗に言うお任せ民主主義的な町づくりから、真に住民主体による町づくりへ転換を図っていくことが、極めて重要であると考えているところであります。議員、御提言にあります自治基本条例の制定については、意をともにするところであります。そのようなことから、明年4月1日に実施を予定しております組織機構改革の中で、設置する行政改革推進事務局において、その事務を所掌させていきたいと考えております。

なお、自治基本条例は、議員御指摘のように、自治体の憲法とも言われる条例でありますので、その制定に当たっては、多くの町民が参加し、共通理解のもとに制定されることが望ましいものと受けとめておりますので、その制定プロセスが極めて重要であると考えております。

そのような意味から、議会におきましても、主体的にかかわる方法を御検討をいただきながら、ともに汗を流し、制定に向け努力してまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りたいと存じます。

次に、2点目の後発医薬品の使用促進であります。医療保険財政の悪化の中で、価格の安い後発医薬品の採用については、これまで厚生労働省が全国の国立病院、診療所に対し、積極的な採用を促してきたところでありますが、大規模な製造メーカーがなかったことや、副作用や安全性に関する情報が少ないなどから、医療関係者が採用をためらっている実態にあると聞いておるところであります。こうしたことから、後発医薬品の使用において、厚生労働省は平成14年の診療報酬改正で保険点数、処方せん料であります。上積みする措置を講じ、使用の促進に努めている状況にあります。

町立病院の本年10月における後発医薬品の使用状況は、薬剤6種類以下の処方せん料件数2,209件のうち420件、19%であります。また、7種類以上の処方せん料件数157件のうち70件、44.6%となっております。病院全体の処方せん料件数2,366件のうち490件、21%が後発医薬品を含む処方となっております。これらにかかわる後発医薬品の採用は30種類程度であります。

今後の後発医薬品の使用促進については、現在、医師、薬剤師長、看護師、事務職等による薬品管理検討会議において、使用促進について検討をしてお

り、可能な限り使用を促進してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 今、国では三位一体の改革、また、市町村合併と、いろいろな施策を打ち出しています。これからの町づくりは、町民と町がお互いの責任や役割を分担し、ともに考え、共同して取り組み、自己責任、自己決定による個性豊かな地方の姿が理想的ではないかと思われま

す。さきの答弁で、来年4月の組織機構改革の中で設置する行政改革推進事務局において、事務を所掌するとありますが、町長は条例を制定する意思はあるのか、ないのか。また、この条例の制定をお考えでありましたら、この条例は自治や地域づくりの基本的な方向と、そのための戦略を打ち出していくためのものであります。町長は条例制定のためのスタイルやコンセプトを何かお考えであるか、お聞きしたいと思います。

次に、後発医薬品のことでございますが、答弁の中、副作用や安全性に関する情報が少ないとありますが、これらに関しましては1997年に品質再評価制度が導入されまして、厚生労働省の承認を得て発売される薬品であり、効き目や安全性は十分確認されているものであります。薬品名が従来と違うことから、使用に対して成分の内容の確認など、大変と思いますが、ぜひこれからの薬品費の抑制や医療保険の抑制につながることを大きいだけに、これからも後発医薬品の使用のある程度の目標値を定め、使用促進に対して、ガイドラインをつくっていく必要があると思われま

す。この点についてお伺いたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、自治基本条例であります。先ほどお答えさせていただきましたように、この設置につきましては、議員と同じ意をともにするものということで、設置に向かって取り進めさせていただくという考え方です。今現在、町は景観条例の制定に鋭意努力をいたしております。今年度中に、その景観条例につきましては御提案申し上げ、議会の御議決を賜りたいということで、鋭意努力をしております。次年度に当たりましては、自主基本条例に向かっ

ての作成に向かっ

中でも、町民がなすべきもの、行政がなすべきものということで、総合計画の中で位置づけさせていただいておりますように、町民の皆様方の権利と責任を十分に見きわめながら、そしてこの基本条例を策定していきたいと。その策定に当たるプロセスについては、非常に作成するためのプロセスが一番重要であるというふうに思っております。そのためには多くの住民の皆様方、町民の皆様方の参加をいただきながら、そしていろいろな御意見を承りながら、住民みずからがつくり上げる自治基本条例でなければならないというふうに認識しておりますので、そういう作成プロセスにつきましては、十分配慮していきたいというふうに思っております。

それから、後発医薬品につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、町は検討委員会をつくりながら、その使用の促進に向かって、努力をいたしておるところでありまして、今後もこれらの使用促進につきましては、議員の御発言にありますように、保険医療制度の厳しい財政状況の中で、少しでも軽減な薬品を使用するというのも、重要な課題でありますので、これの促進につきましては、より一層努力をしまいたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、14番長谷川徳行君の一般質問を終了をいたします。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきほどに通告しております2点について町長の考えをただしたいと思っております。

いずれも再三論議された課題でありますので、要点を絞り、簡潔に質問をさせていただきますが、町長におかれましては住民が納得できる、率直に明快なる答弁をいただきたいと思っております。

初めに、17年3月31日をめどに、全道各地で急進模索されている合併についての課題について伺いますが、上富良野町は合併を模索するのか、単独行政の道を選ぶのか、全町民が心配し、事あるごとに話題となり、理事者はどのように考えているのか、議会はどのような方向で動いているのか、私自身の考えはと問われ、答えに窮している現状にあります。

いずれにしても、決断をしなければならない時期が来ているのではないかと考えられますが、現在の非常に厳しい地方自治体行財政の中で、町の将来を見据えた上で、町長はどのような対応で乗り切る考えでおられるのか、真意を伺いたいと思っております。

2点目に、パークゴルフ場に至る路線整備について伺いますが、町長は6月の定例会において、財政措置をしながら、早急に対処していきたいと答えた

が、現在の交通事情から見て16年度事業計画の中で予算措置を行い、整備すべきであると考えます。整備課題として、西1線北27号の踏切を含む変則交差点の改良、基線北27号交差点の信号機設置、27号及び基線道路の歩道を含む路線改良などが挙げられるが、安全対策上、いかなる対応を図る考えか。住民の生活路線としても、最も重要な路線であり、決断を持って対応をすべきであります。この点についての所信を伺いたいと思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の御質問に、お答えさせていただきます。

まず、1点目の合併課題であります。現在、富良野圏域5市町村の枠組みによる合併協議につきましては、中富良野町が離脱により中止され、さらに5市町村での広域連合準備室についても11月29日に開催の5市町村長会議におきまして、当分の間凍結するに至ったところであります。このことから、上富良野町におきましては、当面は自主自立の道を歩んでいかなければならない現状と考えております。

さきの議員の質問にもお答えさせていただきましたように、上富良野町の財政見込みにつきましては、平成20年度には一般会計財政規模の合計が約59億円に推計したところであります。今まで以上に事務事業を取捨選択するとともに、各種公共事業の削減、また、受益と負担の関係を見直すなど、財政規模に見合った行政サービスのあり方などをも再構築しなければならない、厳しい行財政運営に対応していかなければならないと考えているところあります。

現在、美瑛町との間で自主自立のための行財政の研究を進めるべく、美瑛町、上富良野町行財政研究会において、今後の人口推移の予測や自立のための財政運営のあり方を初め、自立に向けてどうあるべきかの協議を進めているところであります。また、この研究の成果につきましては、町民の皆様方が将来とも自立でいくべきか、また、合併の方向を模索しなければならないのかの判断材料となるものと考えておりますので、その成果を町民の皆様方に情報提供をするよう努めてまいります。

次に、パークゴルフ周辺整備に関する御質問に、お答えさせていただきます。まず、御質問の第1点目、西1線北27号の踏切を含む交差点の改良についてであります。この路線の交通量もふえ、踏切内の狭隘による交通事故の発生が憂慮されることから、議員から再三にわたり早急整備への御熱心な御要望をいただいているところであります。

しかし、さきにもお答えさせていただいておりますように、当該改良に必要な用地は農地となっており、営農に意欲を持っておられる地権者においては、耕作地を割くことについて、強く反対の意思表示をして、本意を促すことは極めて難しい状況にありますことから、ある程度の時期をおいた中で、再度のお願いをし、理解を得られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の基線北27号の信号機の設置ということでございますが、この区域においてはパークゴルフ場の利用等から、車両通行の増加対策などとして、交差点対策の路面表示や注意看板等の設置をし、安全啓発に対処しているところであります。今後も信号機の設置については、その実現がかなうように引き続き公安委員会に強く要望をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の北27号道路、及び基線道路を含む路線につきましても、近年の交通量からしても2次改良の必要性を感じておりますが、一応の道路整備を完了していることから、現在の第4次総合計画におきます実施計画においては、位置づけしておりません。したがって、今後の整備計画の中で位置づけを検討しなければならないと考えておりますが、現在の財政状況からして、早急な整備は極めて難しい状況にありますので、当分の間、一部改良を進めながら、安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再質問をさせていただきます。

まず初めに、合併問題について伺いますが、5市町村の枠組みの中でとか、広域連合がどうか、住民の皆さんが注視しているようなことを聞いているではありません。合併にしても、単独にしても、他のケースを考え、行動をしたのか、そこを聞きたいのです。

町長は、上富良野町は当面、自主自立の道を歩んでいかなければならない現状と考えていると答えたが、しからば5年後には、町財政は現在の3分の1以下に落ち込む逼迫した財政実情の中で、思い切った大なたをふるい、行財政改革を断行しなければならないと考えるが、町長はいかような施策をもって対応をする考えか、詳細に伺いたいと思います。

次に、パークゴルフ場周辺整備について伺いますが、中でも特に3点目に重要を置いてお伺いいたします。この課題については、パークゴルフ場建設以前から、27号道路脇に建設するのであれば、現在

でも最も交通量の多い路線であり、建設により交通量、及び人の出入りが増大して非常に危険であり、住民生活の安全を守る上から当然に歩道の設置が必要不可欠であり、並行して建設すべきであると提言して以来、再三にわたり周辺整備について要望をしているが、6月には早急に対処と答えた。

今回は、第4次総合計画実施計画に位置づけしていない。今後の整備計画の中で、位置づけを検討しなければならないと考えています。現在の財政事情から、早急な整備は難しい。どうも語尾が濁る。このような答弁では住民は納得できませんよ。この課題についての現在の状況は、建設以前から、どなたが考えても当然にわかりきったことであり、当時の施策のあり方に疑問を付すとともに、このような人命にかかわる重大な課題をいまだに解決されない町長の政治姿勢にも課題があるのでないですか。

一部改良を進め、安全対策を図ると答えたが、一部改良でどのような安全対策を図るのか。歩道整備建設事業の位置づけはいつなのか。

以上について、漠然とした答弁でなく、誠意を持って詳細にお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問に、お答えさせていただきます。

どの案件も的確にお答えさせていただいたつもりであります。

まず、市町村合併でありますけれども、今まで何をしてきたかと。このことについては、先ほどお答えさせていただいたように、広域5市町村の中で合併研究会をつくり、検討してきたよと。それで合併協議会を設立しようと思ったけれども、中富良野町さんの離脱によって、合併協議会が設立できなかったよと。今現在、南富良野町と占冠村は協議会をつくって鋭意、合併協議を進めていますと。上富良野町、中富良野、富良野市は、今早急に何らかの今後の行政運営について協議を進めたいという提案をさせていただいて、過般11月29日、了承をいただいていると。これから、どういう形になるのか、1市2町で会議がもたれるということですが、その先行きは全く不透明であると。

また、自立するための勉強につきましては、先ほど来、お答えさせていただいておりますように、美瑛町との研究会をつくったぞということで御説明をさせていただいております。そういう結果であるということをまず御認識いただきたいなと思います。

それから財政運営につきましても、先ほどもお答えさせていただきましたように、非常に厳しいと。今後、議員のおっしゃる3分の1までには落ち込ま

ないでありましょうけれども、現在の規模からすると大きく落ち込む。59億円相当の財政規模になるのではないかというような予測が出ていると。そのためには、事務事業の取捨選択を強く対応せねばいかんだろうし、また、公共事業等の削減、受益と負担の関係を見直す。

同じことをまた読むわけでありませけれども、そういうふうなことでお答えさせていただいているというふうに思っておるところであります。今後の財政運営については非常に厳しいと。これは住民の皆さん方にも、御理解を賜らなければならないなというふうに思うところあります。

何度も申し上げておりますが、第27次地方制度審議会におきまして、規模的なことにつきましては1万人という、一つの目安が提示された。我が町においては、規模的な部分においては基礎自治体として認められたのかなと、認められるのかなというふうに思っておりますが、あとの大きな課題は財政運営だと。この財政運営をどうするかと。今、三位一体の改革でやや見えかかっては来ておりますけれども、先行きまだまだ見えない部分があると。これらの部分を見きわめながら、財政運営を忌憚のない対応を進めていかなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、パークゴルフ場周辺の件でありますけれども、私は6月にお答えしたのは、交通安全対策については、即対応をするように努力すると。歩道の設置につきましては、今と同じようなお答えをさせていただいております。ただ、議員が疑問に思われますように、私自身も疑問に思うのは、27号西道路はあれだけ整備がされた。しかし、日の出公園に向かう27号の東道路が、道道の、旧国道から整備が行き届いていなかったということにつきましては、私としても町づくり、交通網の整備ということの観点からすると、疑問に感ずるところであります。今の財政状況からして、27号道路の整備につきましては、今総合計画の中でも位置づけされていない。非常に予算措置が厳しいと。位置づけされておる事業も、さきにお答えさせていただいたように、先送りしなければならない事業がたくさんあると。そういう中にありまして、なかなか27号道路の道路改良については、全面的な改良につきましては、厳しい状況にある。しかし、交通安全対策は十二分に対処しなければならぬと。

今後も、27号基線の信号機の設置につきましては、今まで同様に公安委員会に対し、強く要望をしまいたい。また、踏切につきましても、地権者の理解を得るように努めながら、今現在JRが示

した構造を別な手法で対応できないか。JRとの調整をも今進め始めたところではありますが、なかなか道路構造上、JRさんも非常に厳しい考えを持ってありますし、道路構造上もそれに見合った改善を図らなければならないということで、厳しい状況にありますけれども、当初、皆さん方にお示し申し上げましたような対応でない手法がとれないかということも含めて今、両面から検討をしているという段階であるということで、御理解いただきたい。

また、基線道路の歩道につきましては、もう既に1次改良が施されております。あと部分的に改修がある部分につきましては改修をしながら、歩道の通行が障害とならないように対処したいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） どうも町長、答弁聞いておりますと、どうも判然としない気持ちなのですがね。なかなか納得のできる御答弁がいただけないということで、さきの議員の質問の中でも、財政問題等でそうしたあれなのかというようなこともありましたけれども。

まず、再々質問の第1ですが、合併問題について、もう既に町長の腹の中では、上富良野町はこの方向で行くのだぞというようなものができ上がっているのではないかなと、時期的に見て思うのですがね。そうした中で単独で行くのなら単独で行く。私、合併に別に賛成していません。できれば単独で行くべきかなと、やっていけるのであれば思っております。そうしたことで、どうですかね、町長。ちょっと腹を割って、私の腹の中では、もう単独で行くのだぞという考えでいるというような御答弁がいただけないものなのですかね。どうも、いつまでも判然としなくて。

それから、先ほどの他のケースを考えないのかという質問もさせていただきましたけれども、例えば仮に申し上げますと、これは仮ですよ、仮にね。中富良野町と合併するとか、また、美瑛その他の合併の方向を考えると、そういうようなことは考えてはいらっしゃるのですか。そうしたことを私は実は期待していたのですけれども、それはともかくとして、この合併問題については、本当の町長の腹の中をお聞きしたいと思います。

それから、パークゴルフ場周辺の整備につきましては、町長どうなのですかね、これ。27号の歩道の建設は考えられないですか。もうこれは随分長いことを、何回も質問をさせていただいているのですが、これはひとつ町長、あそこの27号、土日あた

りの人の出入りが激しいときに、あそこに1日ひとつ町長出向いて、ごらんになったらよくわかると思うのですよ。大変な車の量と人の数です。もしか、そんなことがあってもらっては困りますけれども、事故があったらどうしますか。町で責任とれますか。交通事故は法を守れば起きないというような御答弁を前にされたことがありますけれども、私はそんな問題でないと思うのです。この点について、歩道の整備を早急に、私はやっていただきたい。特に、最初に申し上げたように16年度予算に組み込んで、建設を考えていただきたいと思います。

以上の点について、いま一度、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併について、町長の腹の中を言えやということですが、議員が町民に聞かれて答えに屈するというのと同じ以上に、私の腹の中といたら、上富良野町の将来を考えた中でどうあるべきかということは、自主自立の道を歩んで、住民に対してどういう町づくりを示せるのか。そういうことが一番大切でありまして、今なお、私としての結論は出ていないと。

一つには、先ほど来言っておりますように、規模的には基礎自治体としての、言うならば認証を得たなど。しかし財政運営上、先ほど来、議員が道路を直せ、あれもせいと言っていますけれども、そういう財源が全くなってきている厳しい財政運営をどうしていくのか。その中で、行政サービスも相当変わってくるだろうと。受益者負担の原則といっても、住民がどこまで負担を背負えるのかということ考えたときに、自立の道というものも厳しいと。

しかし、合併の道を選んだら、では楽なのかというと、やはり合併をしても地域過疎の問題を考えると、我が上富良野町のこの106年の歴史を考えると、合併の道を選んで過疎になっていく、辺地になっていく、そういう姿を想像すると、また安易に合併の道を選ぶべきでないというような気持ちを持っておるということで、まずこのことの最終決定をするのは住民でありますけれども、住民の代表であります議員さん皆さん方が結論を出すことであります。私はただこう思うよということをお話することしかないと。私には、決める権限は全くないと。そういう観点から、町長はどう思うかという御質問をいただくわけでありまして、そういうことであればあるほど、右か左かを決断することには、なかなか安易に決断をし、公表をすることは、表に出すことは安易なものではないという御理解をい

ただきたいなというふうに思いますし、合併の手法として、中富良野町ともあるのではないかと、美瑛町ともあるのではないかと。合併する、しないは別としても、合併したらどうなるかという勉強をするためには、研究するためには、相手の自治体を選ぶ必要はないと、私は思っております。

ですから、ともに上富良野町と合併について勉強しようやという自治体があるとするならば、私はともにあなたと合併した場合にはどうなるのかという研究は、私は大いにすべきであると。だが、今のところその相手がいないと、そういう実情であると。私は相手があれば、議会の皆さん方に御説明を申し上げ、御理解をいただいて、勉強は大いにすべきだと思っております。する、しないは別としてというふうに思っています。

それから、パークゴルフ場の周辺整備であります。議員御発言のように、来年度予算でつけれということですが、今、来年度予算を編成するに当たって大きななたを振るわなければならないと。今年度、15年度予算編成に当たりまして、15、16、17年の3カ年間の実施計画を、財政見直しを含めて、議員の皆さん方に御提示申し上げました。しかし、その16年度の実施計画では、わずかの財源不足である予定でありましたけれども、国の状況は大きく様変わりした中で、先ほど来、行政報告でもさせていただきましたように、次年度予算編成に当たりましては8%の削減をしなければいけない。4億600万円の削減をしなければいけない。しかし、各所管から予算要求が出てきたのが、その倍に及ぶような数字であるというようなことも聞いております。

そういう中であって、国や道の補助金をもらわないで、単独で町の財源だけで、道路を改修するということは100%不可能であると。そういう実情を、現状を御認識いただいて、交通事故防止の対策につきましては、最善の努力をしまいたいというふうに思いますが、道路改修につきましては、今厳しい状況であるということを知りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了をいたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました8点について質問をいたします。

今、政府は、イラク復興法に基づき、イラクに自衛隊を派遣しようとしています。しかし、イラクの現況は日々その事態が悪化し、泥沼化の様相を深めています。また、イラクの米軍の現地司令官も述べているように、イラク全土が戦闘状態で、イラク

を戦闘地域と非戦闘地域に分けることができない状況にあると述べています。

また、この11月29日には、日本人外交官2人が殺害されるという痛ましい事件も発生しています。しかも、米英軍のみならず、国連関係者や赤十字国際委員会、民間人まで攻撃の対象になっているというのが実情であります。米英軍の死者は、既に500人近くを数え、11月の死者は80人と開戦後、最悪の事態にまでなっています。このような状況の中で、自衛隊を派遣することになれば、米英軍の戦闘支援と見なされ、自衛隊や日本もその攻撃の対象にされることは明らかです。

また、日本には平和憲法9条があり、それにも違反することは明瞭であります。派遣されるこの部隊の中心は、旭川の第2師団を中心とした部隊であり、自衛隊員とその家族を抱える町としても、立場を越えて身の安全を願うことは、共通の願いであります。イラクの事態を打開する道は、米英軍の占領支配をやめ、国連中心の非軍事での復興支援であり、この点からも、今改めて町長の町民に対する健康と安全を守る立場からも、自衛隊の派遣中止を関係機関に対しても要請すべきだと考えますが、この点についての町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、駅前再開発についてお伺いいたします。駅前再開発は、閑散とした駅周辺を衰退する商店街などの活性化対策として、計画が進められてきています。確かに、町や商店の活性化を図る、そのための計画や目標を持つということは当然であります。しかし、今この間、町長が述べているように、今、町の財政が将来的にも60億円まで引き下げなければならない。基金を取り崩しても、なおかつ財源の確保が難しい。そういう状況の中で、住民に対しては応分を負担をしてもらおう。この間、財政難という理由の中で、住民の願っていた保育所までが民間委託される。今後、しろがね灌排事業、あるいは保健センターの償還、維持管理等の負担、問題等を見れば、難題が山積みであるということは明白であります。そういう事情を考慮すれば、到底、駅前再開発というのは、当面中止すべきであると考えますが、その見解を求めます。

また同時に、それでも実施するとすれば、その根拠を明確にさせていただきたいと考えます。明確な答弁を求めます。

次に、機構改革の問題について、お伺いいたします。町は住民のニーズにこたえるため、また、行政の効率化のためという形で、機構改革を進めようとしています。今回の機構改革の中身は、住民からしてみれば、なかなかわかりづらい中身であります。

住民にとって大切なのは、今後、住民の暮らし向きは、この機構改革によってどう変わるのか。また、町づくりの方向が、どう前へ進むのかという点であります。その点を考えたときに、なかなかこの説明文においては、その意思や今後の展望が見えないというのが実態であります。ただ、見えるのは財政難、あるいは来年退職者が出るから、不補充しないという状況の中で、この間、一気に機構改革を進めようという中身であります。

もう一方で、問われなければならない問題あると思います。この機構改革の中身でも、不自然な点があります。機構改革というのであれば、収入役の廃止や、あるいは課の再編成をもっとすべき課題があるのではないのでしょうか。例えば、保健、福祉にかかわるラベンダーハイツの統合、あるいは総務課においても企画調整課を統合するなど、具体的な対策という点では、まだ課題がありますが、この点についても不明瞭であります。

今回、統合されようとしている中身においても、産業振興課と商工振興課を統合しようとしています。しかし、私はこの統合によって業務がさらに過大化する。道路河川課、上下水道課においてもそうあります。また、教育管理課についてもこれからの社会教育の立場からすれば、きちんとした統合ではなくて、管理をしなければならないという点からも、問題があると考えています。そういう意味では、私は今回の機構改革の中身そのものが、十分理解できない部分がある、こう考えています。今、必要なのは、住民にとって、暮らしや町づくりが、どうこの機構改革によって変わるのかという展望を示すべきだと思いますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、産業廃棄物処理建設についてお伺いいたします。近年では、産業廃棄物処理をめぐって、全国的にもその処理対策、あるいは設置した会社が倒産するという状況の中で、処理そのものが不可能になってしまう。また、産廃を残したまま業者がいなくなるという問題の中で、多くの環境破壊、住民にも問題を投げかけるという事態であり、その後始末を、結局今の法律でいえば自治体が処理しなければならないという現状であり、その分、住民の負担も大きく伴う危険性もあるわけであります。そういう状況の中で、十分な町の判断が求められていることは明らかであります。

今、上富良野町草分地域において、産業廃棄物処理施設の建設計画が進められようとしています。そういう意味では、この間、上富良野町にもコンクリートの中間処理施設の建設に相まって、住民との間におけるトラブルが発生するという状況がありま

した。この中で、行政がどうかかわってきたのかということ振り返って見た場合に、後手に回り、その対応に問題や課題を残したという状況であり、この業者は、その後もいろいろな問題を残すという状況になってきています。そういうことを考えたときに、今後、町におけるこの種の施設を設置するかどうかということも、行政にとっては判断として問われるものであります。

今、進めようとしている業者は、環境アセスメントの調査を事前協議も始めようとしています。来年度をめどに工事の着工を進めようとし、上川支庁においてもその申請を打診しようと、今進めています。いずれにしても、住民の合意がなくては、すべての合意がなくては、建設に着手できるという状況ではありません。確かに許認可は道にあります、関係する自治体の意見もその許認可に当たって重要視されることは言うまでもありません。そういう意味では、町が将来の上富良野町の環境保全とこの美観を守るためにどういう態度を示すのか。そういう意味では、町の意見というのは促進するのか、後退させるのか。そういう意味では、大切なキーポイントになっています。

私は、この間の町づくりを考えたときには、この種の産業廃棄物処理場は要らない、こう考えています。確かに、社会の環境からは、どこかでこの種の対策をとらなければなりません、あえて上富良野町でなくても、これはいいわけですから、この点を考えてときに、私は町における今後の対応について、どのようにされるのか、その見解について、お伺いいたします。

次に、留守家庭児童対策について、お伺いいたします。西小学校地域から、学校開放後の児童対策の要望が出されてきました。その背景には共働き家庭など、また、農業を担っている家庭など、多くの就労家庭が多いという状況の中で、かぎっ子も非常に多いという特殊な環境があるということが報告されています。

そういう現状の中で、今何とかこういう対策を進めてほしいという状況で、関係する団体、PTAも含めて町に要望を出されました。その要望の中で、例えば学年問わず見てくれる五、六十名の規模の放課後対策の施設や午後6時までの預かり保育ができるようなシステム、子育てシステムの体制を整えてほしいという要望が出されています。これは単に、この地域の問題ではなく、町全体に投げかけられた問題であります。これをどのように受けとめられているのか、お伺いしたいと考えています。

また、この間、町はこういう要望に対して、どうこたえてきたてでありましょうか。保護者の思いとは

かけ離れた対策が依然としてまかり通っているというのが実態であります。学校開放後の学童保育においても15人枠という狭い枠を設定して、この要求になかなかこたえようとしない。冬期間においても実態からかけ離れた、解放後は午後4時半までという事態になっているという現状を見たときに今、町は何をしなければならないのか明確であります。今後できるエンゼルプランに基づいた事後対策という形の中で、すぐそこに逃げ込もうとしています。

私は、こういう問題というのはエンゼルプランを待つことなく、きっちりと町で状況を見たときに、判断したときにできる問題、たくさんあるのにもかかわらず、しようとしなさい。ここにこそこういう問題を残す原因があるわけですから、直ちにこの問題に真剣に取り組む、そういう体制が必要だと思えますが、この点についての見解を求めます。

次に、学校の修理修繕をお伺いいたします。

子供議会においても、学校の修理修繕について多くの要望が出されました。また、トイレ等の修繕、グラウンド等の整備、また、楽器等の整備など、多種多様なものであります。どれ一つをとっても、子供にとっても大切なことで、子供たちというのは1時間、1秒、大切に育てなければならない、そういう環境にいるわけであります。予算がないというだけで、これをあとに追いやるのではなく、予算がなければ事務事業の見直しを行うと。これを行って、必要な財源をきっちり確保する、メリハリのある財源を打ち出す、これが必要だと考えています。

しかしこの間、町はこういう手法ではなく、住民の要求に沿わない財源を打ち出し、保健センターの建設初め、各種の住民負担を新たに押しつける政策を打ち出しました。この間の駅前開発においても、今後どう対処されるのか、問われる問題であります。こういったところにこそ、住民の願う予算をきっちりと配分する、これが今、必要だと思えますが、この点についての今後の対応についてお伺いいたします。

次に、障害児童対策についてお伺いいたします。

今、小学校では、知的、情緒、難聴、多動性、学習障害などなど、多くの問題を抱えた児童が学んでいるという状況があります。いずれの児童も、その特徴もさまざまなので、行動も衝動的に起こるという状況、日常的な生活にもなかなかなじみがないという状況の中で、多くの先生たちが、日常的に学習面においても、生活面においても、個別の指導をされておりますが、しかし1人で3人を受け持つというような事態に、現状あるということを見たときに、1人では到底これをこなすということができないというのが現状であります。

そういうような状況の中で、今後、新しく特別教育の支援教育制度が生まれようとしている。この制度は、一般の健常な方と混合で教育をするという中身であります。この点ではいいわけではありますが、しかしその受け皿という点では、十分な体制がとられていない。どうしようとするのかという点でも、不明確が多いという点で、現場の先生たちも困っているという状況であります。いずれにしても、上富良野町において、独自の対策をする必要と同時に、教員の増員、あるいは関係機関においても、対策をとるといふ働きかけをとるといふこと、これが望まれていると考えますが、この点についての見解を求めたいと思います。

次に、障害者の日常生活支援対策について、お伺いいたします。この間、国においては、障害者における障害者の支援制度が実施されました。しかし、各地で問題になっているのは、実施されたけれども、その各自治体に利用できるサービスがないという問題であります。上富良野町においても、そのようなことが起きています。そういった点では、十分に実態を把握し、掌握し、どう改善するのかということが望まれています。

例えば、知的障害者等の保護者でつくる会、子供たちに日常生活を楽しんでほしいという思いから、学校の休みに、防災センターで音楽療法士の方を講師に招いて、活動、交流を深めています。そういった意味では、もっと行政の支援体制を臨んでほしいということを述べています。町ではそういう要望のもとで、場所の確保をするという点を主張されたわけですが、しかしそれに伴う音楽療法士の先生の配置の問題、予算の問題等、多くの課題を抱えています。

そういう意味では、障害支援制度がありながら、その恩恵に預けられていないという現状をしっかりと見る必要があります。単に少数だから、これは受けられないというのではなく、こういう人たちが、この制度の恩恵に預かっていないというところをしっかりと見て、今後、この教訓をどう生かすのか。また、全面的な支援体制をどう町で整えようとしているのか。これらの点についての明確な答弁を求めたいと思います。

議長（中川一男君） 昼食休憩といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番米沢義英君の一般質問に対し、答弁をお願い

いたします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の自衛隊のイラク派遣について、派遣中止を要請すべきとの御質問であります。まず自衛隊のイラク派遣につきましては、国家レベルの問題と考えております。しかしながら、あえて私個人の考え方を言わせていただきますならば、私は今回のイラク派遣につきましては、国際貢献、及びイラクへの人道復興支援活動という観点での派遣と認識していることから、賛同の意を持っているものであります。

12月9日には、イラク復興支援特別措置法に基づく自衛隊派遣の基本計画が閣議決定されましたので、自衛隊が駐屯する町の首長として、派遣される隊員の安全確保や国民全体の激励を受けた中で、誇りと名誉を持って、国際貢献できるような万全な体制を整えることを国に対し強く求めてまいりたいと考えております。そして無事、所期の目的を達成し、帰国することを心から願うものであります。

次に、2点目の駅周辺の整備についてですが、議員の御指摘のとおり、町の財政が非常に厳しい状況にあることは、私も十分認識しているところであります。しかしながら、商業関係者皆さんの地域を挙げたさまざまな取り組みが行われているものの、年を追うごとに商店街を含む、市街地中心部での経済活動を初め、町のにぎわいというものが後退の一途をたどっておるところであります。

具体事業の着手については、慎重な判断が必要であると考えておりますが、私といたしましては、町の中心を元気にすることが、町全体の活性化につながるものと考えており、その拠点として、駅周辺を整備していきたいという考えに変わりはありません。そういうことで、御理解をお願いしたいと存じます。

次に、3点目の役場の組織改革についてお答えいたします。

現在、平成16年4月1日の施行を目標に置いて、本町行政の組織機構改革に着手していることは、既に御説明いたしているところでありますが、過去を振り返ってみますと、国と地方の制度改革や社会環境の変化にあわせて、現在までたびたび行われてきたものであります。今回の組織改革は、平成11年4月以来のものであり、前回と同様に、今回の改革の終点は、行財政改革と一体になって、緊縮する財政状況に即した効率的な行政体制の質的充実を目指すものであります。

かつて事務事業の質と効果を高めるために、職員

の業務範囲を細分化、専門化する方向で、課や係の分割、新設を推し進めてきた時期もあり、右肩上がりの経済成長と住民ニーズに基づく事務事業の拡大にこたえてまいりました。これを裏打ちしたのは、着実に伸び続けた予算規模と次々と打ち出される補助金等による、国や北海道の支援策でありました。しかしながら今日、国、地方ともに、バブル崩壊以降における類似の経済対策や景気回復に向けた諸施策に伴う歳出の増大、また、大幅な減税の実施、累積する公債残高の影響、経済不況に伴う国税の大幅な減収、少子高齢化の進行に伴う福祉経費の増大など、さまざまな要因により、危機的な財政状況に至りつつあります。

我が町においても、この数年、歳入一般財源の減少の一途をたどりつつあり、このような状況のもと、国の構造改革方針に伴う地方財政の縮減が急速に進み、今後の健全財政を揺るがそうとしておるところであります。これらの状況に対応すべく、現在取り組んでいる行財政改革の一環として、行政組織のスリム化と運営の効率化を図ることは、町民が求めている行政課題であるとの認識のもとに、今般の組織機構改革を実行するものであります。町民も行政に多種多様なものを求めていますので、すべてを満たすことは不可能であると考えております。

また、今回の改革に当たっては、平成15年度末に定年退職する職員数を、単に減じたものではとの発言する方もありますけれども、これを機に、現実的に対応でき得る分野としての課の数や、効率的、理想的な行政分野の種わけなど、総合的に内部協議を重ねてきた成果であると考えております。今後も継続的に進めていかなければならない職員定数管理や組織機構改革についても、職員の退職と採用、財政規模とそれに見合う行政サービスなど、表裏一体の中で進めていかなければならないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、中期的な財政推計に基づく、本町の適切な一般会計財政規模は、昭和60年代初頭の60億円程度と予測しており、現在の姿で行政運営を目指すとするならば、その財政規模へ転換するための困難と痛みが伴ってくるものと考えております。それを乗り越えていかなければならないと考えておるところであります。このためには、従来の行政手法を全面的に見直す必要があり、さまざまな御意見もあろうと思いますが、新たな改革に向かっては、議員各位初め、町民の皆様にも、今後とも継続的に御協力と御理解をお願いしなければならぬと考えております。

次に、4点目の産業廃棄物処理施設についての御質問にお答えさせていただきます。

本年10月、草分地区に産業廃棄物処理施設として、管理型最終処分場を計画したい旨、関係の事業者が来庁され、事務段階での概略を説明いただいたところでありました。その中では、処理対象物につきましては、法に定める産業廃棄物20品目のうち15品目を対象としたいとのことで、申請準備を進めている旨の説明があったところでありました。

建設計画といたしましては、草分地区に、埋立面積1万2,000平方メートル、埋立容量10万立方メートル、埋立期間5年から7年、主要な施設としては遮水シート、水処理設備などあわせて10件、埋め立て終了後の跡地は緑化し、草地及び林地として復元の計画とされております。

町といたしましては、法に定める範囲の住民はもとより、住民会への情報提供を行い、あくまで地域住民の皆さんの意思を最大限にしんしゃくさせていただくことを基本とし、かつ周辺生活環境、水環境や野生動物等への被害を及ぼさない対処や交通対策などを求めつつ、許認可権能を持つ北海道への意見反映を行いたと考えております。

次に、8点目になります知的障害者等の日常生活支援に関する御質問にお答えさせていただきます。他の前の部分につきましては、教育長からお答えいたします。

議員の御質問の内容につきましては、第2、第4土曜日の月2回、泉栄防災センターの空いている部屋を利用して、母子通園センターひよこ学級を終了をされたお子様の保護者の一部の方々が、自主的な活動として、知的障害などのお子様に対して、音楽療法を取り入れた学習、交流会などを継続的に行っているものであります。このような自主グループの活動については、大いに評価いたすところであります。今後も引き続き、活動となる公共施設の無償提供に配慮してまいりたいと考えております。

また、その他のグループにおいても、類似する多様な要望や課題等もあろうかと存じますが、十分に御意見をちょうだいしながら、町としてでき得る支援策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の5点目の留守家庭児童対策についての御質問にお答えさせていただきます。

初めに、留守家庭児童対策であります。昨日も5番小野議員の質問にもお答えいたしましたとおり、本町における現状と課題につきましては、教育委員会といたしましても十分認識しておりますし、また、学校や保護者からの切実な要望についても、重く受けとめているところでございます。

今後、町の子供たちの健全育成と子育て支援のために、現在、文部科学省が明年度の大きな目玉事業として計画しております子供の居場所づくり事業や町独自の推進について、関係課とも密接に連携、協力しながら、実施のための計画づくりを行い、その実現に向けて最善の努力をしてみたいと考えております。

また、ことしの冬休み期間中には、学校週5日制対策として、嘱託1、職員1名を配置しておりますので、試行的に、留守家庭児童対策についての事業を実施するよう計画しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、2点目の学校の修理修繕等についての御質問にお答えいたします。

児童生徒が快適な教育環境の中で学習していただくための条件整備を行うのは、設置管理者である町の責務でもあります。また、建物や備品は新築が終わり、使用が開始され、また、備品等についても購入とともに老朽化が始まると言われておまして、各学校施設や備品についても適時適切な維持管理が必要であると思っておりますし、しかしながら、町の財政事情もありまして、なかなか理論どおり実施できないのが実態であります。

先日の第2回子供議会におきましても、各学校の児童の純粋で率直な立場で、学校施設の整備や修繕、また、机、いすの更新やスクールバンドの楽器の充実など、いろいろな要望の発表があり、子供たちの夢や希望を壊さないように、できることは一日でも早く願いをかなえてあげたいとの思いで、誠意を持ってお答えしたところでございます。

また、各学校からも教育環境整備につきましては、山積した課題についても要望されているところでもあります。町の財政的事情もありますので、要望されていることをすべて早期に実現することは困難であります。児童生徒の安全確保と子供たちより要望をされた緊急を要する事業につきましては、明年度の予算の中で整備を行い、また、多額の費用を要する事業につきましては、年次計画で整備をするよう努力をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、障害児対策についての御質問にお答えいたします。

昨日、村上議員の御質問にもお答えいたしましたように、今日の社会背景的問題や家庭環境等のいろいろな要因により、本町においても特別支援の対象となる児童生徒がふえておりますし、また、障害の程度も複雑化してきている状況にあります。

現在、本町の特別支援児に対する教育につきましては、町で一部情緒障害児の指導体制の支援をして

いる東中小学校を除いては、国の配置基準により、児童生徒の指導を行っているのが現状であります。しかし現実には、昨日、村上議員にもお答えいたしましたとおり、障害の程度も複雑化し、教職員一人が児童一人を指導しなければならないといった重い障害児がふえ、国の基準による教職員だけでは、ほかの障害児の適正な指導ができないばかりか、児童の安全確保すらできないといった、重大で深刻な悩みを各学校で抱えております。

また、障害児童のみならず、幼児の言語障害児も年々ふえ、現在12名がことばの教室に通っておりますが、この対応につきましても、町の嘱託職員1名で、その重責を担っていただいております。明年度も対象がふえますので、今後の指導体制の充実も大きな課題であると思っております。学校の責任者である学校長からも、いろいろと現場で抱えている課題の対応について心を熱くして、特別支援児に対しての指導体制の充実について、国や道に依存するのではなく、町の障害児を持つ児童のために、町の施策として意を注いでほしいと再三要望を受けているところでもあります。

教育委員会といたしましても、特別支援児の学校現場での悩みや課題については、その実態を各学校長から聞き、理解しながらも、町の財政的事情もありまして、意を満たすことができないでおります。しかし、学校での特別な教育的支援を必要とする児童の在籍者も多く、また、程度の重い障害児も抱えているといった実態であり、明年度以降もふえる傾向にありますので、各学校の実態を踏まえ、その指導体制の条件整備について、校長先生などの意見も聞きながら、明年度より指導体制の充実を図るよう、現在、町理事者と協議を進めているところであります。特別支援児対策については、今後も前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、イラクの派遣についてお伺いいたします。

確かに、国の制度上という問題もあります。しかし一方で上富良野町からも、日刊富良野の報道では20名の方が派遣をされるというような話も出ております。そういう意味では、私はこの問題については立場を越えて、このイラクに対する危険な紛争地域に隊員を送り出したくないというのは、多くの隊員の家族やすべての多くの人たちの願いだというふうに考えています。そういう意味では、安全の確保がされるという答弁がされておりますが、しかし新聞等でも御存じのように、万が一相手側から武力攻

撃を受けた場合に、それに対処する、そういう措置まで考えているということでありますから、決して身の安全が確保されるという点では、そうならないという実態があるわけです。この点は、町長どのように考えているのか。

そうであるならば、おのずと国のためということはあるでしょう。任務ということもあるでしょう。しかし、それを越えた中で町の隊員の家族を預かる、やっぱり長としてこれを阻止するというのは当たり前のことだと思いますが、これをなぜ拒否されるのか、もう一度伺いたいというふうに思います。

次に、駅前再開発の問題について、お伺いいたします。

なぜ推進するのかということでは、町長の答弁で商店街の活性化、要望はあるからということの答えだけであります。しかしそこには、町全体の財政計画や振興計画等が当然あるわけです。そういう意味では、この間、町長も答弁で述べているように非常に財政は厳しいと。人件費の削減やもろもろの削減を行っても、なおかつ厳しいのだという状況が、みずから述べておきながら、それをさらに厳しさを増すように要望があるからというだけでこの駅前開発をするということであれば、町長の言っていることに私は矛盾があるというふうに考えておりますが、この駅前開発にかかわる、総計では約30億円ぐらいかかると。補助等の予算がついても、かなりな持ち出し等があるということは、もう御承知のとおりであります。なぜ、あえてそういう状況にあるにもかかわらず、この過大な投資をして進めようとしているのか。やはり、ソフトの面での企業支援、あるいは空き地、空き店舗対策を利用しながら、そこに人を呼び込むというこういう対策も、やはり一つのにぎわいや、町の活性化を図るという点でも、効果的な策だというふうに私は考えています。

私が町長の立場でありましたら、こういう立場から商店街の皆さん方も、財政の事情も話して、十分な論議も含めた中で、将来の町づくりの展望を示すということが今問われています。ただ単に、要求があるからというだけでは、それは財政の方向、住民をさらに負担を新しい方向に追いやる大きな問題点が私はあると思います。そういう意味ではもう一度その財政問題も含めて、本当にこれをやれる財源の裏打ちがあるのかということも含めて、お伺いしたいというふうに思います。

次に、機構改革の問題についてお伺いいたします。

住民のニーズを、また、財政の効率化ということを全面的に打ち出してきました。ここで問題なの

は、この間、スタッフ制も一部導入したけれども、必ずしもそれは成果として上がっていないということが言われています。そこには、情報の提供や課長の采配が、いわゆる町づくりに対して大きなウエートを占めているのだと。その采配がまずいのだということが書かれています。

私は、そういうこともあるかもしれませんが。しかし、私は一番この町づくりで何か欠けているのかと思ったときに、町長自体のリーダーシップがやはり発揮されていないという問題なのです。こういう統括をする場合は、そこにトップに立つ町長が町づくりや住民、あるいは職員の気質も含めて掌握できるような能力と知識と、そういうものが度量として持ち合わせているかどうかという点であります。そういう意味では、前後しますが、駅前開発やこの間の財政運営見ても、均一の財政運営を図ろうとする余り、重点を忘れた町づくりを進めてきていると。

私は、こういう状況の中で、本当に職員の能力を発揮できるような、町長のそういった手腕を職員側が受けとめているのかということになれば、私はまだまだ隔たりがあると。やはり先進地の自治体の状況を見ましたら、トップに立つ自治体の長さんがどういう町づくりに対する考え方を持っているのか。それがそのまま活力として、職員の方に乗り移る。確かにいろいろな問題があったとしても、そういう形態になっているわけです。そういうものがない中で、単にスタッフ制導入という形の中での行政改革や、あるいは機構改革やったとしても、また、オウム返しになる部分というのがあります。文字どおり職員の気質や町長みずからの志気の高揚をしない限りは、この住民との関係でも新しい町づくりや機構改革の意義すら失われるというのが、実態であります。そういう意味では、そういう町づくりの展望も含めて、なかなか明確な答弁がなされていないと思いますが、この点どうなのか。

それと、機構改革ということでは、部制もとりながら、きちんとした体制づくりをやるのが私はよりこのスタッフ制もしかりかと思えますが、よりメリハリがあってわかりやすいと。今回の調整役についても、課長、主幹という形の中で、そこにリーダーになる方をつくるということですから、それを統括するというのであれば、部長制やあるいはそれを管轄する課の課長との連絡調整機能をきっちり持った中で、こういう組織機構を維持しない限りは、何ら改善する方向は見当たらないと。

また、この統廃合の問題でも、産業振興ということで、商工観光、まちづくりを一くりにする。課制においてもそうです。教育委員会においても、そうです。そういう意味では、確かに事務量が減った

からやるということですが、やはり多様な細かい要求もあり、結局、係が担当しなければならないという専門的な要素を抱える部署もたくさんあるわけです。そういう意味では、私は現行の体制を多少見直しながら、部制もとりながら、そういった方向での位置づけの方がよりわかりやすいし、調整機能をさらに高めるといふ点でのこの努力をやらない限りは改善できないと思いますが、この点についての、機構改革についてのもう一度明確な答弁を求めます。

次に、産業廃棄物の処理の問題ですが、重要な点というのは、町は今後、道の許認可事項で意見を反映するだけのことだというような考えがあるかと思えます。第一番目には、やはり住民の関係する方々のすべての同意がなければ、これは容認できないということがあると思いますが、これは実態そうなのか。一人でも反対すれば、この建設は進まないというふうに聞いておりますが、どうでしょうか。

それと、もう一つお伺いしたいのは、この業者は今の火山灰等における採取もやっております。地域で何が起きているかという点、火山灰採取に当たってのその後の処理がまずいために、道路にトラックからついてきたあの砂をまき散らす、あるいは水がたまってそれが流れ出すという問題も起こしているわけでありませぬ。

さらに、今回の申請に当たっては19項目ですが、申請が出ておりますが、この中には、いわゆる木くず含めた植物性の残渣、プラスチック、いわゆる有害等と見られるたくさんの廃材も処理したいということの問題の申請が上がってきています。この処理に当たっては、当然、末代にわたって水を維持管理するということになるわけですから、当然、地元の方に聞いても、この企業は果たして将来にわたって維持管理できる能力があるのかという疑問も聞いて歩きましたら、率直に投げかけられています。

将来、上富良野町としては、観光の町、景観を損なわない、そういう町づくりをするということでもありますから、こういう立場からも、私は町の意見というのは、先ほども言いましたが、その反映される大切なキーワード、ポイントになっております。これを進めるかどうかということにもなる重要な判断が求められるときもあります。そういう意味では、もう環境アセスメントの調査が始まって、この実施計画でいけば来年の10月ごろに、順調にいった話であります。建設に着工したいと。そうなれば、事前に上川支庁から意見が求められてくるのも、恐らく3月か4月になるうかと思えます。その後、工事閲覧、縦覧という形の中で告知されて、これが通

れば着工という段取りになりますから、そういう意味では町の考え方によっては、これは大きく左右される問題であり、私は今後、この問題に対する町の対応、そしてこういうトラブルがある、もう既に起きているこういう業者に対して、本当に信頼性があるのかどうかという点も含めてお伺いしたいというふうに考えています。

次に、留守家庭児問題についてお伺いいたします。

財政問題もあって、今後、十分努力するということの答弁があります。このアンケートの中にも述べられているのは、下校時、家庭に保護者がいますかという問題で、ほとんどが、半数近くがいないというアンケート、もしくはどこで子供さんが過ごしているのかということについても、おおむねわかっているけれども、その遊ぶ場所がやはりどんどん移るので掌握しづらいという、こういう意見も述べられています。

また、友達の場所で遊んでいるという意見もあります。当然そうなれば親御さんがいませんから、いろいろなことが想定されます。しかし、子供さんですから、いろいろなことが想定されます。また、やっぱり放課後、お子さんの過ごす時間帯に不安を感じますかという点でも、4割が不安だという問題を抱え、それに対処する形で延長保育や児童館、また、勉強を見てくれる、そういう指導員をきっちり配置してほしいと。今の指導体制では不十分だと、こういうはっきり述べているわけでありませぬ。

そういう意味では、待ったなしの財政難という理由もあるかもしれませんが、子供にとっては待ったなしの、いわゆる限界と思うのかどうか。これがあるのだらうと思えますが、今後の対応も含めて、この感想も含めて、御存じだと思いますが、もう一度答弁願いたいと思えます。

学校の修理修繕については、計画的にということではありますが、多額の費用を要する部分については、年次計画に基づいてということではありますが、どういう計画が教育委員会として持っておられるのか、お伺いしたいというふうに思えます。そういう意味では、予算の使い道という点では、重要な時期に差しかかってきております。どこに重点的に配分するのかという点が、これから一層求められるわけでもありますから、住民のソフトの面での要求を大切にするとということが今言われて、この点からも、こういう子育てや修繕の部分における対策が必要だと思えますが、この点についてお伺いいたします。

障害児童対策の問題であります。もう御存じのように、今、こういう子供さんを3人抱えているという先生の実態を見ました。ひどいものです。すさ

まじいものです。本当に生活していく上で、本当にあれだけ厳しい指導が求められるのかというぐらいに、子供さんとの関係、1人の動く多動症の子供を抱え、また、いろいろな表情をする子供を抱えて、1人で2人を見ているという実態が、生々しい現場を見れば一層明らかになります。

そういう意味では、こういうところにこそ予算配分をふやすという政策をとる。来年度からも今、町長のところに保護者からも要望があったかと思いますが、特殊教育という形の中で制度が変わって、一般の健常者と同じ教育の中で受けなければならない。しかし、その環境整備はおくれているという状況で、一体どうなるのかと言われています。そういう意味では、こういうお母さん、お父さん、そして現場の、教育長もおっしゃいましたが、きっちり聞いて、どのような指導体制が上富良野町にとってよいのかという点で、もう一度十分吟味して、その対策を講ずる必要があると思いますが、この点についても、財政を考慮する余りにただやったというような、その位置づけではなくて、やる以上はとことんやるというところの姿勢を見せていただきたいと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、知的障害の日常生活の支援の問題ですが、日常生活における支援制度があります。これは、そういう子供たちを持つ家族や本人の日常生活を支援する、そういう立場からの支援制度であります。全国的には、こういう制度の不備が今新たに指摘されています。上富良野町でも、こういうお母さんたちの要望を聞きましたら、デイサービスが欲しい、お年寄りと同じようにヘルパーさんを派遣してほしい、こういう切実な要求がたくさんあるわけです。実際、こういう問題が届けられているのかということになれば、よくわからないという状況ではないかというふうに思いますが、こういう実態も含めて御存じなのか。

また、この土日という形の中で、土曜日に防災センターで音楽療法士をみずから招いて、交流会や学習会をしてくる。そういう親たちの心や悩み、普段はこういう子供たちを連れて学校へ行く。本当にその苦労たるものは、本当に涙ぐましいぐらいの努力で、本当にそれでも大変な生活を送っているわけです。そのための支援制度をなぜ上富良野町では生かされていないのかという素朴な疑問が出てきます。そういう意味では、ただ担当課のところに行ったら、少人数だから大きな人とグループ分けしてみた場合に、少人数のところ支援策をとると、これは不公平だと言われたというのです。私はこれ聞いて、びっくりしたのです。こういう障害の方というのは、そんなに多くいるはずがないのです。そうい

う人たちをなぜそういう言葉でけちらすような、そういう行政の指導ができるのかと。

私は、この子育ての問題でも一貫して問題だと思っているのは、町のそういう縦割りの行政なので、これこそ。まさにトップがこういう姿勢であるから下まで全部移っていくという問題があるのではないかと、私はそう考えるわけです。そういう意味では、本当に生きた行政、日ごろから言う血のつながった対話の行政ということ町長言っているわけですから、このことがなかなか末端まで伝わっていないということが、この一つを見ても明らかになっているわけですよ。

そういう意味では、きちんとした体制をとって、即実態も踏まえて、どういう実態になっているのか。この点についても即対策をとっていただきたいと思いますが、これらの点についての見解を求めます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問に、お答えさせていただきます。

何かどうも歯車があわないような気がするわけですが、まず自衛官のイラク派遣の問題ですが、この件につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、議員とは考え方が全く違うのかなというような気がいたします。国家レベルのこととはいえ、議員のおっしゃるように我が駐屯地に隊員がいると。その隊員が議員がおっしゃるように、私も富良野新聞を見せていただきましたが、20名近くの方が参加するというを目の当たりにすると、先ほどお答えしたように、国はこのことに対する責任を持っていたかなければならないというふうに思っておるところであります。しかしながら国が定めて、これの派遣を決めたわけありますから、当然にして自衛官の方々も、それを誇りと名誉をもって参加するわけあります。

ある新聞に載っておるわけですが、自衛官の生の声を聞きたいということで、自衛官の記事を取りに行った記者のメモでありますけれども、「我々は任務上、職業上、おれは行く。でも、部屋でがんがん暖房をたいて、車を乗り回している人が、どうして平気で反対、反対と言えるのだろうか」という自衛官のコメントであります。

また、「危険だぞと。そんなところへどうして行くのだ」と言われて、「おれがイラクで死んだら、あんたおれを責めるか」と記者に問いただしたと。そういう認識で自分の職務を神聖なものと考えながら、国の誇りと名誉をもって参加しようとする自衛官に対して、私は国民として、その決定までのプロセスについては賛成、反対といういろいろな意見が

あって私はいいと思います。反対は反対でいい、賛成は賛成でいいと。その議論は大いに尽くすべきだというふうに認識しますが、いざ国の決定を見て、その方向が定まった段階においては、やはり国民こそって派遣される隊員の安全をいかにすべきかということ十二分に考えて、誇りを持って参加する自衛官に対して、我々は何をしなければならぬのかということはいま一度考えなければならぬのではないのかなと。

私は、参加する自衛官に対して、本当に敬意と感謝を申し上げるとともに、どうかひとつ無事に任務を終えて、所期の目的を達成して帰国してくれと、心から願って見送ってやりたいというふうに思うところでありまして、このことにつきましては議員とは考え方が異なるなというふうに思いますけれども、私の個人的な考え方としてはそうであるということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、駅前開発の問題でありますけれども、議員おっしゃるように、財政的に非常に厳しい中で、総合計画の中では約20億円の事業計画を計上しております。しかし、先ほど議員の質問にありましたように、その計画は先送りしなければならない部分もあるのだと。財政的に、予測以上に厳しくなるということで、議員が御心配されておるように、私自身も、これを実施するという決断は、今なお財政的な対応ができ得ないために決断をしておりません。ですから、御案内のとおり実施計画の中にも載せておりません。今年度の実施計画、16、17、18、この年度の実施計画の中にも私は載せることはでき得ないというふうに思っております。

議員の御質問では、今もう始まるかのような話でありますけれども、私はそういう状況になればいいなと思いますけれども、今のところ、これを載せられない状況にあるということは、財政的な中で議員と同じ考え方です。これをもし、実施計画3カ年、ローリングの実施計画の中に載せたときは、その財源措置等々につきまして、議員の御質問に対してお答えいたしていきたいというふうに思いますが、今のところまだ、皆様方に御提示申し上げるような段階でないということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、機構改革であります。町長、お前のリーダーシップがならんぞと。町長としての認識がないぞと。また、それだけの知識も知恵もないぞという御指摘を受けました。私は私なりに町長として、行政のかじ取り役として、全力で対応をしておりますけれども、その姿が見えないと言われることについては、議員から見れば見えないのかなと思

ますけれども、リーダーシップをとるということは確かに重要であります。就任当時の職員の方々は、町長がこれをすれと言えばすると。それに枝葉をつけ、根を生やすことは職員としてできるという話を聞いたことがあります。私はそういうようなトップダウンで物事を進めるということではなくて、やはり職員みんなの声、町民みんなの声を結集して、物事を進めていく、行政を推進していくということを中心に置きながら、独裁的なトップダウンでものを指示することについては、今日まで差し控えてきております。

私は、シャワー効果で物事を進めるよりも噴水効果で、下から盛り上がった噴水効果で物事が進められていくことが、これからの時代に即した運営の方法であると。しかし、その中で決まれば、リーダーシップをとって、先頭に立って、実現に向かって邁進するということは、私の責務であるというふうに認識しております。

そういう中にありまして、機構改革、部長制を引いた方がいいという御発言でありました。私どももこの部長制については、既に議員の皆さん方にも報告させていただいておりますように、何度も内部検討をさせていただきながら、行財政改革推進懇話会等々の町民の皆さん方の意見を聞きながら、今日まで来たところでありますが、部制を引くということは、今の縦割り行政の中で、屋根の上に屋根をふく、屋上の上に屋上を重ねるというような状況に相なるということと、これから先、職員の定数を大幅な削減をしていかなければいかんと。今までも、削減をしてまいりました。定年退職、中途退職者の不補充、補充をしないで今日まで参りました。これからも採用については控えていかなければいかんという、職員の人員が減ってくる中で、指揮命令を出す管理部門ばかりをふやすことは、私は相ならんというようなことから、部長制につきましては内部協議の中においても、見直さなければならない課題として押さえておりますので、議員との考え方の違いを御理解いただきたいなと思います。

今回改革する、この組織機構につきましても、組織機構をいかに作り上げても、それを生かすか、死なすかは、やはりそれを組織の中で動く職員の考え一つであります。私は常に申し上げておるのは、意識改革をして、その組織の中で、この組織をどう変えたのかのということを十分認識しながら、職員が意識改革をしていただくことをお願いいたしておりますので、ひとつ今後とも、この組織の中で御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、産廃問題であります。

これは、議員と同じ認識を持っております。我が上富良野町、ごみ捨て場にはなりたくないと。これは議員と同じ考えであるということについては、この点につきましては同じ考えであります。草分地区のある住民の方が、私にこう話したことがあります。なぜ、おれたちの地区にこんなものばかり来るのよ。こんなものばかり来るのだらうと。産廃処理場、医療機器焼却施設、町の施設までおれたちの方へ来たわというような話を聞いたことがあります。やはり地域の皆さん方も、このことについては快く思っていないということは十分認識いたしております。しかし、法治国家でありますから、法律に従って対応される部分についてはどうしようもないといえば語弊がありますが、何としても法律で定められた、議員が御質問にありましたように500メートル以内の住民が1人でも反対あれば、これは許認可権者としての北海道も安易に許可することは相ならんのだらうと。そして、町が意見書を添えて出せば、どうなのかなということと考えますと、地域の皆さん方の御判断を、何としても地域全体の声としてまとめていただければ、私としてはそれに対する意見書の添付は大きな力になるなどというように認識いたしているところであります。

次に、最後の部分、前段の部分につきましては教育長からお答えさせますが、知的障害者の支援につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、そういうような実情で答えられたということをお聞きしますと、まことに残念な認識を持った職員がいるのかなと。今後、十分肝に銘じて、指導をしていきたいというように思っておるところであります。

そしてまた、子育て支援につきましては、非常に重要な課題でもあり、また、この種、障害者の皆さん方の部分につきましてはの支援策につきましては、議員からも御指摘あるように、我が町の対応につきましては十分にやっているつもりではあります。老人福祉と比較しますと、やはりいささかこの種の障害者支援については、また、子育て支援については、不十分なところがあるのかなというように思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 9番米沢議員の再質問に、お答えしたいと思いますけれども、まず1点目

の留守家庭の児童の問題ですけれども、これは私の方からもお答えいたしましたように、本当に保護者の皆さんたちが、本当に安全、それから安心という面での切実な要望については、私も十分理解しておりますし、また、学校現場もその課題について直視して、何とかしないとならないということで、本当に心を熱くして、私たちともども共有しながら、今その改善策について対応を図っております。

本当に今、現実的に見ますと、生活レベル、それから核家族、いろいろな要因がありまして、現実的には共働きしなければ、やはり生活レベルが低下する。そしてまた、核家族で児童を見る人がいないということの実態は十分把握しております。

そんなことで、町で全部、これは学校に依存するといっても、学校の先生の域を越えて、私たちがべき論で現場に押しつけるわけにはいきません。そんなことで、子供の居場所づくりといういい目玉事業が文部科学省で来年からやるそうですから、私たちがいち早く手を挙げて、少しでも、完全ということにはならないかもしれませんが、とにかくお母さんたちが、保護者の皆さんが、学校現場が、本当に上富良野町の子育て、そういった児童に対して、気持ちが一層懸命やっているという姿をぜひ見せるように、さらなる努力をしてみたいと思っております。

それから2点目の学校の教育、環境整備なのですが、私にもいい学校で、いい先生に、いい教育をしてもらいたいという、保護者の切実な、素朴な願いを持っていると思っております。その中で、教育環境の整備というのは、私たちの持つ大きな責務だと思っております。ただ、先ほど議員からも言ったように、ソフトとハード、どちらを力を入れるのだと。私は、今の段階では、こういう困窮した財政事情では、きのうもお答えいたしましたけれども、机とかいすとか学校の修理や何かを、あとからでも手つけれる部分があるのかなと。でも今、子供たちが成長過程で人間形成を培う上で必要な部分については、やっぱり要望はしていかなければならんということで、メリハリのきいた予算要求をしないと、財政も町も大変なのだろうなということ認識しております。私はソフトの方に重点を置きたいということで考えておりますし、また、子供議会から言われた、本当に純粋で子供たちが切実な、本当に悩みも持っております。私も教育の担当をしております。教育に夢とロマンと希望がなかったら、この仕事というのは魅力ないなと思っておりますので、そういう面ではいいことについては、本当に要望や言葉で知識で論議することは簡単です。ですけれども、響きのいい論議で終わらすのでなくて、一つでも実

行ける道を歩むということでさらに努力していきたいということで、御理解をいただきたいと思えます。

それから障害児対策、本当に私も6年、この職の重責を携わらせていただきまして、今こんなに直面して、現場が困っているということは、もう本当に切実、私だけでなく学校現場が本当に国の配置基準で、与えられた先生の中で対応できない実態も私も直視しております。それで、私の方で心配しているのは、行政というのは結果責任で、結果があれば対応はするのでしょうかけれども、今本当に障害児や何かで、子供の安全確保という面では、もし何かあったら大変だと、そういう実態があります。

そんなことで今、それらについては校長会も先日、町理事者と会って、その切実な現実の課題について、町長にも御理解いただくようにということでお話をさせていただいておりますので、そういう面では教育全般にわたってですけれども、いずれにいたしましても家庭、地域、社会が同じ課題について共有しながら、それをどうやって解決するかが大切かということを確認しておりますので、今いろいろな面で御質疑もありました件につきましては、私たちも立場として、教育委員会として、その責務ということで最大の努力をしていきたいということで、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 再々質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 駅前開発についてお伺いいたしますが、当面の間は実施計画も載っていないという形の中で、財政もこの間かなり将来的に厳しいということの中で、当面は凍結するという形で受けとめてよろしいのか。それとも、財政が好転した場合ということにも一方では受けとめられますが、当面、いわゆる凍結の方向でローリングには載っていませんから、凍結云々かんぬんにはならないかとは思いますが、見合わすと、当分の間、そういう解釈でよろしいのか、お伺いいたします。

あとは、産業廃棄物の問題で言えば、すべての地権者、いわゆる関係する方の同意がなければだめだという答弁であります。これは、そのとおりであります。一番、地元の方も心配されているのは、やはり産廃における、いわゆる企業倒産という形で全国で起きております。そういう心配もあると。今でも、もう絶対同意はしないという方も、実際聞きましたらあります。そういう意味では、町としてもそういう意見を反映するという方向での町づくりの一環としても大切なことだと思いますし、そういう動きがあれば、町としても確認の上でお伺いいたしますが、それなりの意見を道にも反映したいというふ

うな答弁にも聞き取られたのですけれども、その点はどうなのか。

業者のいろいろな、これ間接的な話ですからどこまでそうなのかわかりませんが、業者の方が町に行ったらこれはいい事業だと。雇用も生まれるというような話もしたというような、これうわさですから信憑性がちょっとあるかどうかは問題ありますが、流れてきています。現に、住民の方がこういう状態にあって、まだ具体的な話が進められていないという状況の中で、そういうものが仮にあったとしたら困る話ですから、町の対応としても、やっぱり厳正に、公平で、やはりこの問題に対処していただけるかどうか。この点について、最後にお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

駅前再開発につきましては、凍結とかというのはなくて、第4次総合計画の中では位置づけされておりますよと。しかし、実施計画に盛り込むための財政的な対応ができ得ていないというのが状況でありますので、今後、この財政的な対応ができるようになれば、また、議会とも協議をさせていただきながら、実施計画の中に取り込んでいきたいというように思いますが、当分の間は、財政状況を見きわめている中では難しい問題であるというふうに認識いたしております。

次に、産廃問題でありますけれども、何度も申し上げておりますように、花人街道、国道沿いからよく見える場所でもありますので、これらの部分を十分しんしゃくしながら、地域住民の皆さん方の声を聞いて、私は自治体は地域住民の側に立って、対応を進めていくということは従前と変わりはなく、今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

そういうような観点から、業者に対しましては法で定めたエリア内の住民ばかりでなくて、地区全体の住民の意向を確認するということなので、お話を申し上げているところでありますので、そういったことも含めながら、今後、町としては地域住民の側に立った対応を進めていくということで、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2点について質問をいたします。

1点目でございます。仮称、ビジネスパートナー事業補助についてでございます。

午前中の同僚議員の質問におきまして、上富良野町の基幹産業の一つであります農業の後継者の問題におきましては、るる必要性について、御意見、御指摘があったと思われまます。その上におきまして、現在、当町で行われております農林業費のアグリパートナー事業補助では、農林業に従事する若手後継者の花嫁対策、及び花嫁に來た方との懇談を目的とした集いのみに補助が行われている現状でございます。今後は、上富良野町内にあります商工業者の後継者にも同様の花嫁対策を中心とした（仮称ビジネスパートナー事業補助）が必要と考えますが、町長の所信をお伺いしたいと思います。

2点目の職員住居手当についてでございます。過般、人事院のマイナス勧告に伴い、公務員の給料は1.07%の削減となり、当町の職員の給与も1.1%のマイナスの勧告に相なりまして、職員の生活に直接のダメージがあると考えておりますが、一方でまた、厳しい行財政に伴い、この痛み分けをすることも余儀なくされております。

また、その上で、現在町から職員に支給されている各種手当の中の住宅手当について、今後は町内業者で施工された家屋と町外ハウスメーカー等で施工された家屋については、その支給額に何らかの差を生じて支給すべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、新聞の報道などで御承知かと思ひますけれども、富良野地区アグリパートナー協議会が30周年を迎えたこの間、300組に近い縁結びをしたとの報道があったところでありますが、町の最近の状況では、その数が少なくなっている現状であります。

上富良野町の特性と申しますか、婚姻適齢の男性が女性と比べて500人程度多いこと。近年、女性の自立志向などから、結婚相手を求める環境は農業、商工業を問わず、容易でないことと認識いたしているところであります。加えて、なかなか回復しない景気や大型店舗の来店による経営への影響も大きく、こうした状況になっている要素でないかと考えられます。

町といたしましては、商工会の地域振興事業の一つとして、同じ状況にあると思われる沿線商工会にも呼びかけを行うなどをして、みずから自主的に出会いの場や縁結びの機会をつくっていただくことがよいのではないかと考えておりますので、御理解を願ひたいと思ひます。

次に、2点目の職員手当についての御質問であり

ますけれども、御質問の住居手当は、あくまでも職員の住宅取得に際し、以後の生計費の圧迫を緩和する目的で制度化されておるところであります。職員個々の事情を考慮することは、現実的でないことから、一定の額を支給する内容となっております。御質問のような外部の経済的要因をもって、額に差をつけて支給することは、地方公務員法第13条に規定される平等取り扱いの原則に抵触することから、法的にもできないものでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 再質問をいたします。

まず、1点目の仮称ビジネスパートナーの件でございますが、現在、上富良野町の商工会青年部は、賛助会員も含めまして約40名の会員が在籍しております。その中において、独身の会員は現在13名いるというのが現状であります。加えて、40歳以上で退部されたOBの中の独身の後継者を加えますと、その数はさらに膨大な数に上ることとなっております。

町長おっしゃられるように、みずから主体的に民間企業が行うお見合いパーティー等に参加をしていることは現状ではございますが、実際に中身を見てもみると、そちらに集う女性の方の結婚の条件というのは、現状、公務員ばかりを希望しております。我々のような地方商工業の後継者という者は、なかなか優先度が低いのが現状であります。こうした実情を踏まえると、もっと全国規模の花嫁募集のイベント等を行い、富良野地方及びこの上富良野町にお嫁に來るメリットを広く知らしめたり、全国版の女性誌、結婚紹介雑誌等の写真掲載を現状の農業後継者だけに限らず、町長がおっしゃっておられます上富良野町の産業の3本の柱の一つでもあります我々商工業の若手後継者にも、同様に使える補助金の内容に改定する必要があるのではないかと考え、申し上げます。

すなわち、商工業の後継者に配偶者ができるということは、その子供も含め、この上富良野町に根づく定着者がふえることということにもなります。町長が平素からおっしゃられている自主自立できる自治体、今回の第27次地方制度調査会の最終答申の基礎的自治体の人口枠1万人を確保するためにも、大事な要因にもつながると考えます。今後、ますます厳しくなる町の行財政の中ではありますが、目先のことだけを考えるのではなく10年、20年の先を考えた上富良野町のあり方を考えるときに、その後継者に対する結婚奨励資金等（ビジネスパートナー補助事業）の意義の大きさははかり知れないと

考えます。

また、先ほどおっしゃられた富良野地方アグリパートナー補助事業とこの町アグリパートナー補助事業は、二つの違う性質があることから、せめても町のアグリパートナー事業のお見合いパーティーとサマーフェスティバル等のことについては、我々商工業者も仲間に入れていただき、後継者の家族との集いも、同じ商工業、農業の枠を越えたくくりをしていただきたいと思います。

2点目の住居手当の方でございますが、現在、法的なものから、住居手当に格差をつけられないのであれば、せめて町内業者が施工された方に上乘せをする手当ということはいかがでございましょうか。

一方で、別な角度から見ますと、現在の町職員の住居手当の水準を確保し続けていけるのか、否か。また、これが削減の方向にあるならば、せっかく持ち家制を図っていることに、ブレーキがかかる懸念が考えられます。町職員におかれましても、この町に定着して、少しでも町のためにと考えていることへの意欲減退になると予測されます。

そこで、上富良野の業者により施工された家屋は、現在、時限立法で行われている商業振興条例のように、幾分か補助、助成があるならば、積極的に、その町内業者を選択する一つの要因にもつながると思います。毎年減っていく町の歳入の部分の町民税の減少の歯どめにもなり、そして町内業者の育成にもつながると考えられます。現在、公共事業も削減され、せっかく工事がある中にも、ランク等の問題があって参入できず、みすみす町外の業者に仕事を渡してしまう、厳しい町内の工業者の育成にも波及するという大変重要なことであると考えますが、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ビジネスパートナーの件でございますが、先ほどアグリパートナーの御質問の中でもお答えさせていただきましたように、農業者の後継者の花嫁対策、これも非常に大変であるということと同じように今、議員から御発言ございましたように、商業者の後継者の方々も同じであると。私も商工業からの出でありますので、実態、あの人はまだ結婚できないているなどか、農業者の方よりも商業者の方々の方、指数えてわかる、よくわかっておるわけでありまして、これら対策については、何としてもやはり考えていかなければならないという御心配の議員の御質問によく理解をするわけでありまして、これを今ひとつ、先ほど申し上げましたように、上富良野町だけでなく、その沿線の中でひとつ組織立て

ができ得ないのかと。

町が事業主体になって、これに対応するということには100%なり得ないというふうに思いますので、今このアグリパートナーにつきましては、農業委員会が中心となって、対応をさせていただいておりますし、これにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、経費につきましては農業協同組合と町との経費の中で対応をしております。また、町のアグリパートナーの要員につきましては、町がお願いした職員という形になって、対応をしているわけでありまして、そういうようなことで商工会、あるいは沿線の商工会等々で、あるいは青年部等々でそういった組織をつくり上げていただきながら、そういう事業に対する支援策について、町としてできる限りの支援を進めていくという、その状況に応じては考えられ得るものというふうに思います。

御案内のとおり、第4次総合計画の目標人口、最終年度の平成20年度には1万2,500人の目標人口を掲げておるわけでありまして、そのためには毎年80名からの若者を定住させないと、最終年度の平成20年度で目標の1万2,500人を確保できないというのがシミュレーションになっておるわけですから、そのためにも農業後継者、そして商工業の後継者が定住していただくという方向に努力していくということにつきましては、議員と同じような考えを持っておりますので、御理解を賜りたいと。

それから住居手当につきましては、これは例えば減らすことも差をつけること、ふやすことも差をつけることということでありまして、基本的に法に触れるというようなことから、その対応はでき得ないというふうに思っております。

また、住居手当の額の、ずっと対応でき得るのかというお話であります。これにつきましては住居手当も見直しを図るべきという御意見も承っております。町といたしましては、議員御発言にありましたように、このことによって自己の住宅を建てていただく。建てていただくことによって、固定資産税は応分にいただくわけでありまして、それ相応の対応ができるというふうに認識しておりますけれども、ただ今日の財政状況からすれば、あらゆる分野で聖域なく見直しをしなければならないときが来るだろうと。ここにも手をつけるときが生ずるかもしれないというようにおるわけでありまして、御理解を賜りたいと。

地域業者の対応につきましては、また別な観点からの対応等々も含めて、今後の課題として研究してまいりたいというふうに思いますので御理解を賜り

たいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 先ほどのアグリパートナー、及び仮称ビジネスパートナーの件でございますが、本当に町にとって宝でもあります後継者、そしてその花嫁問題については、早急な対策をお願いしたいと思います。

また、加えまして、来てもらうだけが大事なことでなく、来ていただいた花嫁さん及びその後継者の配偶者のその後の対応というのも、町にとってその後の残念な結果にならないような横の連携を取りあうべく活動をしていただける補助をお願いしたいと思います。

現在の商工会の現状においては、我々の中間の青年部も含めた中で、子供の夏休みも返上、土日も返上して、町のイベント等、町おこしに参画しているのが現状でございます。活発な町づくり活動というのは、町の宝でもある人口の削減のストップにもなるということで、その役目は非常に大きなものであると思います。現状、家族親睦等々の費用すら、すべてその自主財源で賄っているのが現状でありまして、それらに若干の大事な大事な配偶者と家族との交流を図る補助等々がありましたら、そこらに回している自主財源等々もほかのもっとより有効な研修等の方に回すこともできることも御配慮をお願いしたいと思います。

また、先ほど2点目の住居手当についてでございますが、そういった法的な部分に触れるということも重々理解はしておりますが、やはり現状、本当に厳しい商工業者の身にもなって考えていただきたく思ひまして、いわゆる農業だけが地産地消でないということも十分理解していただきたく思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁をお願いいたします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町といたしましても、基本的に農業後継者だけが町の住民ではありません。ただし、基幹産業という位置づけの中で、農業後継者も重要でありますし、商工業の従事者につきましても町としての重要な部分でございますので、その対応につきましては、先ほどもお話し申し上げましたように、ひとつ町としてでき得る限りの支援策を考えたいというように思いますので、組織づくりについて、ひとつ青年部が中心となって努力をいただければというふうに思うところであります。

また、地域商工業の活性化の問題等々に含めましては、今後も重要な課題でありますので、行政としての対応につきましても、より一層精査しながらの支援の充実を図っていきたいというように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、12番金子益三君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明16日は、本定例会の3日目で開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上であります。

午後 2時22分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年12月15日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 仲 島 康 行

署名議員 中 村 有 秀

平成15年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成15年12月16日（火曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
第 3 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 4 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
第 5 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第 6 議案第 5号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第 7 議案第 6号 平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第 8 議案第 7号 上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
第 9 議案第 8号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
第10 議案第 9号 上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例
第11 議案第10号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例
第12 議案第11号 南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15国債）請負契約締結の件
第13 認定第 1号 平成15年第3回定例会付託
議案第4号 平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件
第14 認定第 2号 平成15年第5回臨時会付託
議案第7号 平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
第15 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
第16 発議案第2号 季節労働者冬期援護制度に関する要望意見の件
第17 発議案第3号 北海道新幹線の建設促進を求める意見の件
第18 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局
係

長 北 川 雅 一 君
長 北 川 徳 幸 君

次

長 菊 池 哲 雄 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成15年第4回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

12番 金子益三君

13番 村上和子君

を指名いたします。

日程第2 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)について、先に提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、経年変化から老朽化し、懸案となつてございます公民館の改築計画につきまして、今後の具体的な議論につなぐために、実施設計費の予算を措置いたします。次に、東中町有林の雪害に対し、森林

国営保険金を受けること。また、町民の方々からちょうだいした御寄附の趣旨に沿うべく予算措置を行うこと。さらには、既に議決をいただいている各事務事業に係る予算において、増額あるいは減額する要素が出たために、予算調整を行うことのほか、繰越明許の設定1件、債務負担行為として追加及び変更するもの2件並びに既定の3事業につきまして、地方債限度額を変更することなどを内容としまして、全体の補正予算を編成し、上程した次第でございます。

それでは、議案の内容に入っております。

議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)。

平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

以下、予算条文について朗読いたします。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ427万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,210万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、1ページをお開き願います。

この1ページから4ページまでは、地方自治法に基づく議決項目の部分でございます。それぞれ朗読しながら、必要なところは概要を申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正のところでは、款ごとの補正額のみ朗読をいたします。

1、歳入。

10款分担金及び負担金203万1,000円の減。

12款国庫支出金722万8,000円の減。

13款道支出金222万8,000円。

14款財産収入47万7,000円。

15款寄附金16万円。

18 款諸収入 271 万 8,000 円。

19 款町債 60 万円の減。

歳入合計は、427 万 6,000 円の減でございます。

次、2 ページの 2、歳出に移ります。

1 款議会費 421 万 6,000 円の減。

3 款民生費 959 万 8,000 円。

4 款衛生費 397 万 9,000 円の減。

6 款農林業費 255 万 8,000 円の減。

8 款土木費 871 万 8,000 円の減。

10 款教育費 128 万 8,000 円。

15 款予備費 430 万 9,000 円。

歳出合計も、427 万 6,000 円の減でございます。

次に、4 ページに移ります。

第 2 表の繰越明許費につきましては、新たに設定するものでございます。

当初予算におきましてお認めいただきました表記本件の業務につきましては、本年 7 月に制定されました次世代育成支援対策推進法に基づき、詳細な調査と、北海道との協議に年度を超える時間を要する見込みとなりましたことから、その相当額につきまして繰越手続をするものでございます。

次に、4 ページの第 3 表、債務負担行為補正についてでございますが、まず、1 点目の追加につきましては、5 戸の農業者から農業経営の改善に向けました資金需要がございまして、その金利負担の軽減を図るために、制度にのっとりまして、長期にわたり利子補給するものでございます。

次の変更につきましては、現在、2 カ年計画でとり進めてございます泉町北団地の町営住宅建てかえ事業の額につきまして確定しましたことから、総額の一部を減額変更いたすものでございます。

次に、第 4 表の地方債補正におきましては、表に掲げてございます 3 事業につきまして、事業費の確定等によりまして、限度額の変更をいたすものでございます。

以上が、議決項目の部分の概要でございます。

なお、5 ページ以降につきましては、歳入歳出予算補正に関します明細書と、さらに 65 ページからは、今回該当します各種調書を添付してございますが、既に御高覧いただいているものと思っておりますので、説明は省略し、議案第 1 号の概要の説明といたします。

御審議いただき、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。各種調書につきましては、ページ数の誤りがございましたので、御訂正いたします。

45 ページからついてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

以上でございます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ページ数を申してください。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 1 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第 3 議案第 2 号

議長（中川一男君） 日程第 3 議案第 2 号平成 15 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第 2 号平成 15 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

第 1 点は、一般会計からの繰り入れに関しまして、基盤安定繰り入れの保険税軽減対象額の減、同じく保険者を取り巻く諸情勢に対応した支援分につきまして、その支援率が定まったことによる精査減、財政安定化支援事業の額の確定による増などのほか、一般会計財源調整精査を行うものであります。

2 点目は、退職医療における療養費におきまして、補装具等に対する償還払い給付の増、また、一般被保険者の移動に伴います保険税の還付件数の増に対応しようとするものであります。

3 点目は、これまで国保連合会より受ける各種情報統計につきましては、すべてペーパーによるもので、その処理につきましては、再度コンピュータへ打ちかえ、利用、返信を行ってきたところであります。このたび連合会におきましてシステム開発が行われ、ISDN 回線により、データの利用、送付が可能となったため、情報保護の観点から、専用機器整備を義務づけられており、コンピュータなど、その整備を行おうとするものであります。また、庁内イントラネット整備のため、各会計間の財政調整

により、コンピュータ等の整備負担を行うものであります。

4点目として、収支の差額財源として予備費を充当しようとするものであります。

以下、議案朗読により説明申し上げます。

議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成15年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ593万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,373万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。款の補正額のみ申し上げます。

3款療養給付費交付金25万円。

7款繰入金618万8,000円の減。

歳入合計、補正額593万8,000円の減、補正後の総額11億9,373万5,000円でございます。

次に、歳出。

2、歳出。

1款総務費64万円。

2款保険給付費25万円。

9款諸支出金30万円。

10款予備費712万8,000円の減。

歳出合計、補正額593万8,000円の減、補正後歳入、同額の11億9,373万5,000円となるところでございます。

以下、3ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

以上で、説明といたします。御審議賜り、承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 全般にわたってお伺いしたいのですが、比較的国民健康保険税については、近年、収納状況等が、社会的な要因も含めて、高いという状況もあわせて、支払いが滞りがちになるという状況があります。現況では収納状況はどのようになっているのかということとあわせて、来年、この

まま、予想であります、大体繰越額がどのくらい予想されるのか、基金残高とあわせてお伺いしたいというふうに考えています。

さらに、来年以降、来年、このまま財政の安定的な確保という点では、保険料の、保険税の改定というのも考えておられるかどうか、その点もあわせてお伺いしたいというふうに思います。というのは、今、多くの方が健康保険税については、町も大変かというふうに思いますが、支払いもかなりな窮屈な事態になっているということもあります。そういうものもあわせて、少しでも軽減対策ができればという思いもありますので、その点もお伺いしたいというふうに思います。

議長(中川一男君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 米沢議員の御質問にお答えしたいと思っておりますが、現在の税の収納額につきましては、大体前年と同等ぐらいで、最終的には、これはあくまで予測でございますので、御理解いただきたいと思っておりますが、おおむね95%をちょっと超えるぐらいになるのではないかなという一つの予測を持っております。今後の部分もございまして、その辺を勘案をいただきたいと思っております。

次に、繰越額でございますが、これにつきましては、まだ今の段階、支払いの関連も相当ございまして、ただし、前年よりは繰越額については落ちてくるのではないかなというふうに思っております。

基金の残高につきましては、現在、まだ本年度分について支消いたしてございません。7,500万円ですが、たしかお願いを申し上げているわけですが、実質、現在11億4,000万円強でございます、残高といたしましては、

それから、税の改定の問題でございますけれども、現状で、医療費の支払いにかかわりましては、ある程度の増額を予想しなくても大丈夫ではないかなというふうには思っておりますが、ただ、御承知のように、特に老人保健への拠出の金額につきましては、まだまだその定まる時期が後半になってまいります。非常にこの金額に左右されるということを御理解を賜っておきたいと思っておりますが、医療の部分につきましては、この老人保健にかかわる拠出金を含めましても、何とかしのげるのではないかなというふうには思っております。あくまで思っておりますということで理解をいただきたい。

ただ、介護納付金につきましては、ここ数年、5%ずつの上昇が続いております。介護保険導入の段階では、その支援策として、国からの資金援助が若干ございまして、これらを繰り越しながら今日ま

でまいってきてございますが、平成15年度からは、それらについては非常に厳しい状況になってきてございまして、さらに5%ずつの上積みが要求されてくるということになれば、非常に介護納付金の部分については厳しいものがございまして、医療と介護納付金との間には、それぞれ財源の違いがございまして、これらの対応はどうしてもしていかなければならない状況があり得る可能性が高いということだけは御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第4 議案第3号

議長（中川一男君） 次に、日程第4 議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容について御説明申し上げます。

老人医療の伸びが、前年に比べ、件数で約5%、医療給付で約7%の伸びを示してございまして、これに対応しようとする補正内容でございます。

以下、議案朗読により説明申し上げます。

議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成15年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,417万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。款の補正額のみ申し上げます。

1 款支払基金交付金 2,232万2,000円。

2 款国庫支出金 851万9,000円。

3 款道支出金 213万円。

4 款繰入金 212万9,000円。

歳入合計 3,510万円、合計いたしまして14億4,417万8,000円でございます。

次に、歳出。

2、歳出。

2 款医療諸費 3,510万円。

歳出合計、補正額 3,510万円、総額、歳入と同額の14億4,417万8,000円でございます。

3ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明といたします。御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第5 議案第4号

議長（中川一男君） 次に、日程第5 議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を申し上げます。

補正の内容でございますが、介護保険給付にかかわる審査支払い事務等につきまして、これまで保険者であります市町村と国民健康保険連合会との間で、フロッピーディスク、磁気媒体でございますが、または紙の送付の方法により情報のやりとりを行ってきたところでございますが、国民健康保険団体連合会におきましては、給付実績状況の情報提供の迅速化や、それからレセプトの点検強化などを図るために、すべての保険者に対しまして、専用回線

によります電送方式に見直すよう、システムの整備を促しているところでございます。この事務処理システムの見直しに当たりましては、保険者機能強化特別対策給付金ということで、整備費用の10分の10の国庫補助が適用されることから、この給付金を受けまして、専用回線の整備や電算処理システムの改修、それから電送環境整備用の備品の購入などの所要額を計上いたすものでございます。

以下、議案を朗読して説明といたします。

議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成15年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,473万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみを申し上げます。

2款国庫支出金71万円。

歳入合計の補正額71万円。補正後の総額5億7,473万円でございます。

2、歳出。

1款総務費71万円。

歳出合計の補正額71万円、補正後の総額5億7,473万円であります。

3ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書、総括、歳入歳出の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番(梨澤節三君) 医療とか介護は広域でという形に徐々になっていくかと思うのですが、広域ということになりますと、5市町村ということを考えますと、5段階があると、料金についても。この段階のどの辺に持っていくのか。新聞等見ますと、安いのがいいということで、低い方に設定したところが、やはりサービスが落ちて、苦情が出ているのです。その辺のところをどの辺に持っていくかというのが1点と、それから、町民への説明。ただ自分たちで決めるということだけではなく、町民へ

の説明についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

以上です。

議長(中川一男君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま介護保険の事務等につきましては、今、広域での取り組みの御質問でございますけれども、この富良野圏域につきましては、それぞれの市町村が保険者という形で今事務を行っているところでございますが、広域連合でという取り組みの形も求められるところでございますが、今の現状のところ、富良野圏域におきましては、介護保険事務の広域化については、その辺の協議等もなされていないところでございますが、したがって、介護保険料の水準、あるいは介護サービスの水準とかという部分については、5市町村それぞれ特徴がございます。介護保険料につきましては、この5市町村の中では上富良野が一番低い水準でございます。また、介護サービスの水準につきましても、それぞれの市町村において違いがございます。上富良野町においては、在宅介護の方にシフトを置いて、それらのサービスを提供させてもらうというような考え方で進めてございます。そんなようなことで、町民の方の説明につきましても、るる広報でも掲載をさせていただいてもございますが、それぞれいろいろなサービスの事業所を通じて、あるいは窓口を通じて、住民の皆さんには、このまちの介護保険の実態については周知をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長(中川一男君) ほかにございませんか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今の介護認定における出現率の問題でお伺いいたしますが、町の報告では、平成12年から比べて、若干3ポイントぐらいは14年度の実績では上回っておりますが、比較的13年度から比べて、余り急激な上昇が見られないという状況があるかというふうに思いますが、今後、高齢者の方がふえるという状況の中で、この出現率の推移というのは、現行のいわゆる15%を100とした場合に、さらに上昇する可能性というのは当然出てくると思うのですが、そこら辺の推計というのはここに出ているかと思うのですが、ちょっとどういうふうになるのか若干お伺いしたいのと、あわせて、利用率との関係で言えば、ほぼ7割台を、サービスの利用率で言えば維持しているという形になっております。そういう中で、過去の実績報告書の中にも、利用料の兼ね合いの中で、負担の軽減を

求めるというようなアンケートに対する回答もありましたが、これらに対する町の考えというのは、現況ではどのようにお考えになっているのか、この点についてあわせてお伺いしたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の2点の御質問でございますが、まず、介護認定者の推計といいますが、どれぐらいの出現率でという御質問でございますが、町におきましては、高齢化が進むとともに、当然にして身体機能や何かの衰えということで、介護認定者は予測されますが、要介護の認定を受けないような形を進めるべく、別な介護予防という視点を重点に置いて、転倒予防の教室とか、あるいは筋力の向上の訓練とかという、こういうような介護予防の方に重点を置いて今取り組みをさせていただいてございますので、極力この出現率は、今現在15%程度を見込んで、要するに要介護の介護者がふえないような形の取り組みをさせていただいているということで、そういうふうなことでまず御理解いただきたいということでございます。

もう1点、要介護認定になった方の介護サービスの利用の問題であります。これについても、介護サービスをできるだけ、要介護認定を受けたら極力重度化しないような形で、介護サービスを利用させていただくというような趣旨で、今、町の独自の施策で利用料の軽減措置を講じてございますが、この趣旨に沿って、これらについてのことは必要でないかというふうな考えで認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第6 議案第5号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第5号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程され

ました議案第5号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、初めに補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、消費税の還付金の確定によります減額補正ですけれども、減額の要因といたしまして、課税売上げに当たります下水道の使用料の収入が当初見込みより増額になったこと、また、課税仕入れに当たります建設事業費が減額になったこと等によります仕入れ控除額が減ったことによるものでございます。

歳出につきましては、施設管理費の今後のマンホール等の補修を見込み、工事請負費の増額と、事業費確定に伴います減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成15年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,261万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

6款諸収入220万2,000円の減。

歳入の合計220万2,000円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費237万5,000円の減。

3款予備費17万3,000円。

歳出の合計220万2,000円の減でございます。

3ページから6ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第7 議案第6号

議長(中川一男君) 日程第7 議案第6号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長(三好稔君) ただいま上程されました議案第6号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、補正の要旨について御説明申し上げます。

予算第3条に定める収益的収入及び支出において、医業費用の補正をさせていただくものであります。

補正額は、科目、項と項との間における充用により、補正額はゼロであります。議決科目であります項の既決予定額の変更により、議決を要することとなることから、御提案いたすものであります。

補正は、診療材料費に650万円を補正するものであります。

内訳として、内科の内視鏡検査及び手術に係る材料費258万円、外科手術に係る材料費120万円、画像フィルム等の材料費185万円、紙おむつ48万円、手袋12万円、検査試薬27万円等であります。

増額の要因であります。内科診療では、内視鏡による膵臓や胆道検査などに要する材料費の増。外科診療では、医療手術の増加に係る材料費の増や、人工血管等の材料費の発生によるものであります。画像フィルムは、X線コンピュータ断層装置と放射線業務量の増大によるものであります。紙おむつは、おむつを使用する患者の増加によるものであります。手袋は、採血、消毒、介護時の着用の増によるものであります。検査試薬は、血糖値検査等、業務量の増加によるものであります。

なお、補正予定額に対する財源につきましては、予備費181万2,000円をあて、さらに不足する468万8,000円は、院外処方費の進展により執行不用が見込まれる薬品費を充当させていただくものであります。

以下、議決を要する項目について、朗読し、説明いたします。

議案第6号平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

(総則)

第1条、平成15年度上富良野町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款病院事業費用9億7,510万1,000円。補正額ゼロ。予算合計額9億7,510万1,000円でございます。

第1項医業費用9億5,488万3,000円。補正予定額181万2,000円。計9億5,669万5,000円。

第4項予備費、既決予定額181万3,000円、補正予定額181万2,000円の減。計1,000円。

次に、1ページ、2ページの平成15年度上富良野町病院事業会計補正予算実施計画と、3ページ、4ページの予算説明書は省略させていただきたいと思います。

以上、説明いたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第8 議案第7号

議長(中川一男君) 日程第8 議案第7号上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第7号上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、先に提案の趣旨を説明申し上げます。

本町の組織機構は、今までも時代の流れに沿いまして姿を変えながら現在に至っているところでございます。

現在の機構は、平成7年の地方分権推進法制定以降、国と地方の役割を明確にすることで、地方の具体的な対応が求められていたことや、経済不況の中で、国及び地方がともに財政構造の改革を積極的に行うことが急務であったことなど、背景を踏まえまして、簡素でかつ効率的な体制にすることを目的としまして、平成11年4月に、一部スタッフ制とあわせまして導入したものであります。

その後、4年が経過した現在においては、地方分権時代における行政機関として、さらなる体制の構築や、景気低迷による深刻な財政状況への対応、また、変化する行政ニーズに対応できる体制等へ変換することが強く求められております。

このような時代の要請にこたえ得る新たな体制の実現を目指し、現行における延べ16課を、町長部局では総務課、企画財政課、税務課、町民生活課、保健福祉課、産業振興課、建設水道課、ラベンダーハイツ並びに町立病院の九つの課に再編し、ほか、職員を専任配置します議会事務局及び1課体制にする教育委員会事務局を加えた、延べ11課に改めるものといたします。

この11課で構成する町の行政機関の中で、現在の行政水準を今後も続けることが困難となっている今日の財政構造を、どのように転換すれば将来にわたり持続可能となるかの道筋を検討する部署としまして、企画財政課に新たに課長職を責任者として配置する行政改革推進事務局を設けることにいたします。

また、現在、課の中に設けている65の係につきましては、大幅に統合する中で、職員が有している潜在能力を最大限に発揮できる環境とするために、現行係制を廃止し、それにかわるものとして、課の守備範囲に応じまして、課ごとに2または3程度の班を設ける体制に再構築いたします。このことによりまして、職員の配置方法としましては、管理職を除く職員は、町長におきまして課に配置するのみとし、課内の班への配置は課長の職務権限といたすものでございます。

また、新組織の中では、大括りとなります班ごとに、今まで以上に横断的、機動的、弾力的な機能を発揮させることができる環境を整え、組織力の向上に努めてまいります。

以上申し上げましたことを基本方針としまして、平成16年4月から新体制に移行するために、現段階で改正を必要とする条例を一括して改正すべく、本議案を上程した次第でございます。

なお、このたびの機構改革に伴い、町民に対し十分に周知することや、関係する規則の改正手続等につきましては、3月までの間に順次とり進めてまいります。

それでは、以下、議案内容の要点について説明してまいります。

議案第7号上富良野町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例。

まず、第1条では、議会及び教育委員会などを除く町長の権限に属します事務部局における課の組織を、冒頭申し上げました九つの課に再編するものであります。

改正条例の第1条に列記してございます9課となるわけでございますが、特に2号では、政策部門と財政部門を統合することから、名称を企画財政課に改めるものでございます。

また、6号の産業振興課では、地元の基幹産業でございます農業及び商業、観光部門を統合した課の枠組みといたすものでございます。

また、7号の建設水道課は、現在の道路河川及び上下水道関係に、さらに住宅関係部門を統合し、技術力を集約することで、効率的な体制とするものでございます。

また、改正条例の第2条におきましては、それぞれの課ごとに代表する事務を明記してございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、第2条では、職員定数条例を全部改正するものでございますが、現在の条例定数244名の中で、総数の増加を今後抑制する必要から、教育委員会を除きます他の行政委員会事務局職員は、すべて兼任で配置する内容としまして、全部改正するものでございます。

次に、第3条の職員の給与に関する条例につきましては、まず、別表第3では、級別に職務分類を定めてございますが、冒頭申し上げましたように、係制を廃止し、班体制とすることから、必要な職名を改めるものでございます。

また、別表第5に定めてございます職名、生活指導員につきましては、国の名称変更にあわせまして改正をするものであります。

また、別表第6の管理職手当の支給対象職の名称につきましても、機構改革にあわせまして、表に掲げている内容で全部改正をするものでございます。

次に、条例の第4条から第7条までの関係につきましましては、このたびの機構改革に伴い、それぞれの条例に基づきます附属機関等の事務局を司る課の名称を改めるものでございます。

以上、議案第7号の概要説明といたします。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 組織機構改革に伴う条例の改正に反対するものではありませんけれども、6番目の産業振興課、統合される産業振興課とは、果たして町民にとって簡素で効率的なものになるのかどうか。例えば町民が旧の農業振興課、こうすることで農業問題で行きたいといったところに、産業課に訪れます。そうすると、旧の観光商工課の方が対応に出られて、それらについて話しましても、ちょっとわからないような状態になったり、それから、その課の方がちょっとどこか席を外していらっしやらないと、こうなると、かえって町民にとっては今までよりも混乱が起きたりするのではないかと思いますし、今までですと、一つの仕事をどちらかというところと取り組んでやっていらしたわけですが、そういうことでないとなれば、違う仕事はいつ覚えることになるのか。かえって時間外で勉強などをしてということになれば、かえって効率が図れるのかどうかということが、今、地方分権時代になりまして、職員の方も非常に仕事量がふえております。そこへもってきて、この産業振興課のところ、一番こら辺がどうなるのかなというふうに思うわけですが、職員の方も意識改革されて臨まれると思うのですが、昨日町長のお話、答弁の中では、商工観光と農業振興とともに、横の連携を図って、町としては財政、そういう横の連携、一番産業振興というのは町にとって本当に大切な課になるのではないかと思いますので、そこら辺が、横の連携というところが、これは課長職のリーダーシップというのでしょうか、これまた大変なことになりますでしょうし、係長は主査で課長補佐は主幹と、こういうふうな名称変更、名称だけでどうなるものでもないかもしれませんが、職員の方が意欲をなくされるのではないかと、いろいろな心配が、町民にとって本当に簡素で効率的な役場になってよかったなというようなものになるのかどうか、ちょっと心配するところがございますけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 13番村上議員の3点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問でありますけれども、担当がないからの話につきましては、以前から意見をちょうだいしているところでありますが、この関係につきましては、機構改革にかかわらず、現体制の中でも、担当がないということで対応することが

いかに町民から支持を得ないかということになりますので、この機構改革を機に、さらにその辺の対応の仕方を十分町民に意が伝わるようなことで努力をしなければならないというふうに考えているところでございますが、今言われるように、今の現行の機構の中でも、専門的に担当する者がいないと詳細な対応ができないというのが実態でございますので、それらについては、2点目にありますように、行政万般にわたる事務をどのように精通させることがいいのかにつきまして、これは課題であります。

そのようなことも含めまして、今回、班体制の中で、2点目の質問にも入りますが、一定程度、その課に在席することが必要であろうというふうに考えているところであります。改めて言うまでもなく、現在までの16の単位の課が11になるわけでありまして、課ごとに、ある意味では守備範囲が広くなるということがございます。そういう観点で、そこに一定年限を在席することで、担当外の課の業務についても精通をしていただくということが求められているというふうに考えますので、そのようなことが実現できるよう努力しなければならないというふうに認識をしているところであります。

それと、詳細な内容につきましては、先般も議員の皆様、改革に伴います実施計画書をお渡ししてございますので、その中で、課長の役割、それから、今度、班の責任者として配置されます主幹の役割、それからスタッフとなります中での主査のリーダーシップの取り方等については、実施計画書の中で記してございますので、その実現に向けて努力をしなければならないというふうに思うところでございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっと二、三点お聞きしたいのですが、まず、ここには旧で係というのがあって、この係制がなくなって、いわゆる主幹と主査という体制のもとに、班体制をとるとということなのですが、今、いわゆる現体制で言われている、これから主幹に当たる、いわゆる補佐の方々が、新体制では全部班長になるというところからいいますか。

そしてもう1点、いわゆる今言われたように、スタッフ制ということで、すぐには機能しないのかもしれないですけども、いわゆる自分の従来今まで専任で係長なりやっていたものを、スタッフ制をすることによって、全体の把握をするように努めていかなければならないのだということですよ、今の説明ですと。ですと、ちょっと確認したいのですが、例えば総務に総務班と情報管理班がありますよ

ね。この班の中で、いわゆる今言った、トータルで全体把握、知識を深めていかなければならないなということであるとするならば、いわゆる情報管理班の班長と、それから総務班の班長というのは、これは区分けしてやるのか、それとも、総務課全体のことをみんなが覚えて対応できるようにしなければならぬというところから考え方なのか、そこら辺も一つ説明していただきたい。

それから、今、企画調整課、今度企画財政となるのですが、やはり企画と、いわゆる計画と、あわせて財政も一緒になるということは、私ちょっと問題があるのでないかなと。前にも、この機構改革に当たって、いわゆる企画と、それから財政と一緒にしたいというような考え方もあって、話も出てきた。そのときに、議会としてもこれはまずいと、だめだということで、今の企画財政という案にはならなかったはずなのです。私は今もそういう考え方をしているのですけれども、いわゆるそれが一緒にありますと、計画もお金も、極端なことを言えば自由につけられる可能性もあると。いわゆる機構の中で、いわゆる牽制作用というものが私は組織の中でも必要だと思うのです。また反面、そういう助け合うという機構も必要だと思うのですけれども、やはり財政と、それからこれから何かやるうと、計画をしていこうというときに、これが一緒になるというのは、私はある意味では、仕事としては非常にいい部分もあるのですけれども、悪くすると偏ったりする可能性も非常に出てくると。偏ったときに修正がきかない。そういう部分で、私はちょっと問題があるのでないかなと。やはりそういうものはお互いに規制し合いながら、牽制し合いながら、最後は町長がいて決めるわけですから、決断するわけですから、私はそういう部分、町長のそこら辺の裁量が離れていって、課のいわゆるその担当のところで偏ったり、表現はちょっと悪いのですけれども、そういう可能性が出てくる危惧を持つものですから、この企画と財政が一緒になるというのは、非常にはっきり申し上げまして反対ですし、なぜこういう体制をとろうとするのか。前回、議会でもこういうことがあったときに、だめだということで、たしかそれはとりやめになったはずなのです。それがどう参考にされたのかどうか、私わかりませんが、やはりそういう部分では非常に問題があるぞということで、その点、どうお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、ここに主査と、いわゆるスタッフ制の中で、主幹と主査ということで、言葉としてはいただいた資料の中に説明はしてあるのですけれども、どうもすっきり理解できない部分があるのですが、

いわゆる主幹が班長さんになって、その下にスタッフ制ができて、中心にして、それで従来の係長職である、今度は主査が、いわゆるスタッフの中のリーダーになるのだということで説明があるのです。そうすると、では今度、主幹である方が、その班の中をまとめてはいくのですけれども、実際にリーダーをするのは主査で、主幹はそれをまとめていって、課長と調整をするのだということになりますと、何かどこが中心でリードしていくのかというのがちょっと明確にならないのでないかなということは今ちょっとお聞きするのですけれども、そこら辺のところをはっきり、やはりしていくことの方が僕はいいと思うのです。

これで見ますと、新しい体制、各班ですから、各班ごとに従来のいわゆる補佐職が全部入るという理解でいいのですね、これは。そうすると、各課に班ごとにいるから、こういう班が、例えばことしは3でやったけれども、例えば2年経過したら、どうもまずいぞと。そうすると、減らしたりふやしたりという可能性も出てくる可能性がありますし、もう一つは、この仕事の中でうまく機能しなかったら、班編成をまた変えることが可能だということですよ。そうすると、いわゆる仕事がうまくいっているときは非常にいいスタッフですけれども、どうも人間的に能力差もありますし、意欲の差もあると思うのですけれども、そういうものが出てきたときに、今度また班編成を変えるぞとなってしまうと、逆に、うまくまた再編成できればいいのですけれども、できなかったところは、また問題を抱えると。問題が表にどんどん出てきたときには、修正がきかなくなってくるのではないかと心配をします。ですからそういう部分で、そういう柔軟性はいいのですけれども、そこら辺のところは、1回決めたら、町長はそこに課づけをするということですか、それともそれはきちっと固定させてしまうのか、そこら辺のところを確認しておきたいと思うのですけれども。

以上です。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 17番西村議員の3点の御質問にお答えします。

まず、1点目の仕事の進める単位のことであると思いますが、現行では、課内にございます係が仕事を進める単位ということになってございます。仕事につきましては、進める推進力と、あとはそれをどう管理するかということで、要するに縦と横の関係については絶えず職場の中にはあるわけでありませぬ。今提案しています内容につきましては、現行の係制を廃止しまして、課の中にもう少し広い、大括

りとするようなことをイメージした班を設けるということでもありますので、従来から申し上げますと、仕事を進める単位がもう少し広い単位になるということでもあります。そのことで、最終的にはそれぞれの職員が有している能力を最大限発揮して、組織力につなげるということを想定しているわけですが、これらにつきましては、今考えている内容につきましては、より効率的、機動的、弾力的に対応する単位が、60もある係で進めることが問題だということもありましたので、そういう観点で、単位である係を廃止しまして、班にするということと考えてございます。これについては、そういうことでとり進める予定としてございます。

それと、2点目の政策と財政の問題、これは過去からも言われている、内外からいろいろと議論があるところではありますが、御案内のとおり、今非常に厳しい財政の状況にございまして、ややもすると限られた財源をどう配分するかということにつきまして、相当慎重に審議をし、判断をしなければならぬという時代であります。そういうことからして、限られた財源を、ある意味では政策を取捨選択しまして、重点的に配分しないと行政が運営できないという実態もございまして、そういう観点からすると、ここ当分の間については、この企画、政策部門を裏打ちする財政部門を統合することが時代の求めであるというふうに思うところであります。

なお、財政と政策が合体することによりまして、ひょっとしたら思わぬところに行くのではないかとということにつきましては、当然これはその補完をしなければなりませんので、そういう観点で、もう既に平成11年の4月の機構改革の中で、組織内の横断的な機能を果たすべく、政策調整会議を設けてございますので、そういうところにおけます横断的な議論、それから、最終的には議会の中で十分審議をし、最終的に政策の実現が決定していくというプロセスになるかと思っておりますので、企画、財政が合体したことによりまして、危惧するような問題については、私どもではないというふうに認識をしているところであります。

さらに言いますれば、今後、非常に限られた財政の中での運営ということでもありますので、また、時代の要請から、町民が直接行政にもっと深い分野に参画していただくという時代でございますので、そういう中で、また政策の選択、決定がなされることもイメージをしなければならぬということでございますので、内部の部門の一つの判断だけで事が進むということは考えてございません。

それと、3点目の関係であります。主幹、主査の関係については、非常に皆さんからわかりにくい

という意見もないわけではございません。これらにつきましては、必然的にそれぞれの職位ごとに、経験を生かしてその職員についていただいておりますので、その義務と責任は当然ついているものであります。そういう観点で、係制が廃止になりましたので、これらについては全体が崩れるというイメージとは全く違うということに認識をいただきたいなというふうに思うところであります。そういうことをまず基本的な考えとしまして、現行の係長については、今後、主査という呼称になるわけですが、責任なり義務については旧来から変わるものでございませぬ。そういう観点で、任務の仕方は若干変わりますので、そういう意味で、班の中での業務を推進するリーダー的な役割をします。このリーダーの定義についてもいろいろな考え方があろうかと思っておりますが、私どもでは、これは従前から変わらず、そういう立場の者については、やはり経験年数の少ない者について助言をする、誘導していくということも当然これは仕事の一つでございますので、そういう役割を果たす。それから、上の者のいわゆる主幹、それから、場合によりましては課長を交えた中で議論する段階におきましても、当然各種施策の組み立ての中での考え方を討議しながら最終的に決めるということにイメージしてございます。そういうことで、現在の係長につきましても、経験を生かした責任と義務については変わるものでないというふうに押さえているところであります。

なお、いろいろと実践する中で、いろいろなことを検証していかなければならないというのは言うまでもないところでありますが、内容によりましては、当然また、一部どのように改善をすることでその問題を解消できるのかについては、慎重に検証しながら判断をしていくものというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 粗々理解はできるのですが、心配をすればきりがなく、期待をすれば限界もあるのかもしれないけれども、企画財政のことなのですが、従来は総務の財政と企画ということで、その中で政策調整会議でしてきたのだということ、ではなぜ企画財政になったのかなということでは、政策調整会議の経過があって、企画財政になったということなのかどうか、ちょっとわかりませんが、いわゆる政策と財政というのを、今町長が進めているものというのは、総合計画に基づいて、財政見通しに基づいて、そしてそれをしてどうするかということで、実施計画も組なが

ら、ローリングしながら進めているわけですから、そこに、今度また細かい部分の企画を考えてはいくのだらうけれども、それでやりますと、やはり先ほど僕の言ったような可能性というのは、僕は発生する可能性は出てくるだらうという気がするのです。やはり意見の強いもの、意欲の強いものに、やっぱりこれは押されるのです。それがお金と計画、両方持ってやってしまうと、町長が最後は決める、責任持って決断するわけですが、町長は、では自分のこうしたいというものをきちっと反映させながらいけるだけの自信があたりだからこういうことで機構改革したいという考え方なのかもしれませんけれども、私の立場から見れば、町民に対してどうするかということですから、その部分でいくと、やはり均衡ある発展を進めていくためには、やはり僕は別にして、やはり牽制をし合いながら、理解し合いながら、僕はそういうものは立案されて、実行されていくのが、僕は一番ベターだと思うのです。それが初めて、やはりいろいろな町民の意見や何かも入るわけです。各所管がありますから、そこで反映しようと思っても、そこで情報を握っている者が1人だったら、ここで門前払いをされたら全部無理ですよ。私はそれを危惧するから、ここは一緒にするべきでないと。従来どおりの、やはり分離した形で行って、やはりそういう中で、今の政策調整会議、企画会議ですか、こういうものの内容をきちっともっと充実すれば、何ら僕はそう心配することないのかなという気がするのです。その点で、今どうお考えなのか。

それからもう1点、今、総務課長が説明してくれたのですが、いわゆる班体制、先ほど僕も言ったけれども、まずかったらまた変えるのか、編成変えるのかと。班のチーム編成を変えることが可能なのかどうかということです、町長の辞令がなくても。何々課づけを命ずるということでやるわけでしょう。そうすると、仕事がどうも組み合わせが悪かったと。ではこれをまた変えようということを、課長の采配なり主幹の采配の中でやれるのかどうかという問題。これをもしやれるのだとすると、僕はちょっと混乱を招く部分も出てくるのかなと。仕事はうまくいくと思うかもしれないですけども。

それと、いわゆるそういう形でいくと、やはり意欲ある人材、能力も、やはり人間ですから、差はあります。そういうものがだんだんだんだん顕著になってくる部分があると。今、課長、そういうものはお互いに勉強し合って、助け合ってやっていくのだと言っているのはいいのです。だんだんだんだん顕著になったら、もう助けるどころでないと。全面的にやらなければならなくなってくるという可能性

も僕は出てくるのかなと危惧するものですから、そんなことはまずないだらうと思うのですけれども、ただ、適材適所に配置がされないといったときに、先ほど、今僕が言ったように、課の中で編成が自由だとするならば、課の異動というのはできないぞと、町長が辞令を出さなければならないわけですから。そうですね。総務課にいた者が、まずいから、班編成のときにどうもならんから、企画へ行けということは、一々出せないですね。そういう部分で、適材適所が、1年たってみたらどうもまずいぞと。そうしたらまた変えるぞと。そのうちに、要るぞ、要らんぞという話にまでいく可能性を僕は心配するのです。だから、これがそこら辺をどう考えて、どうそういうことがないようにしていくのかどうかというのは、僕は非常に心配するし、担当である課長が一番苦しむし、その次に主幹が苦しむのです。一番困るのは町長ですから。そこら辺、どう考えておられるか、もうちょっとはっきり御説明をいただきたいと思います。

それから、この間資料をいただいた、いわゆる組織機構改革、効果ある改革としていくために、近年中にさまざまな人事管理制度の確立を図っていくと。これはどういうことを考えているのか、これもひとつ説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず、企画財政のあり方でございますけれども、西村議員言われるとおり、過去におきましては、この企画課のあり方につきましてはいろいろな議論がございます。当然、首長として、行法的に置く場合だとか、いろいろな政策ブレインとして置く形をとっているところもございます。こういう中で、開発型の企画にするか、それから調整型の企画にするか、いろいろな議論がございます。そういう中で、本町におきましては、企画課という中で、一応調整型の企画という形をとってまいりました。そういう中で、財政と企画とのいわゆる牽制機能を果たした中で持っていくという方法も今日まで持ってきたわけでございますが、今日、こういう財政状況の中におきましては、その辺のところはなかなかうまくいかない。いわゆる企画というまちづくりをする上において、計画を遂行する上において、その計画を追及する中で、最善な計画を立てるという面で、企画課のあり方というのが一つございました。当然、高度成長期においては、そういうことが特に言われていた経緯にございます。そういう中から、企画と財政を分離した中で、まちづくりを探求していくという形で企画課を設け

ていた面がございます。

そういう状況が、今日のこういう成長がとまった中におきまして、この辺のところを考えたときに、今の状況というのは、いわゆる国家的な財政の赤字状態にある。そういう中から、発展的に開発の方向というものが縮小される状況でございます。そういう中で、今日、財政を注視した中でまちづくりを進めていかなければ、この辺のところはうまくいかないのではないだろうかという観点から、企画と財政を調和した中でとり進めていくべきだというふうに、今後の方向としてはそのような形で取り組んでいくべきだという中で、行政内部におきましてそういう検討をいたしたところでございます。

議員のおっしゃるとおり、いろいろな議論がございますけれども、私どもとしては、これからの時代に向かって、そういう中でこの企画財政という形でとり進めていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の、いわゆる班長と主査との関係、それからスタッフとの関係でございますけれども、基本的には、今の状況というのは、課長補佐を置いてございますが、これは係兼務で置いてございます。係長兼務で置いている状況でございます。この状況というのは、先ほど総務課長が言っておりますとおり、係を主体とした窓口体制ということでございますが、今後は、その課長補佐が係を兼務していたものを外しまして、いわゆる従来は課長補佐が総体的な見きわめをしていくという点もそこに入ってございましたけれども、この辺のところをもう少し課長補佐に責任なりを持ってもらうという中で、班体制をすることによって、その辺の方がスムーズにいくのではないかという考えのもとに、班体制を敷いたところでございます。

根本的には、この班体制を敷いたということにおきましては、いわゆる縦割り行政の弊害をなくしていこうということが基本でございます。従来、平成11年度に、縦割り行政の弊害をなくすためのステップとして、係をスタッフに置いたという、係を置いて、係の下につくスタッフにつきましては課に配置するという形でとってまいりました。そういう中で、この辺のところ、班体制でその辺のところが大きく変わります。係長がなくなることによりまして、従来、係長と主査が同等職として配置してございましたが、ここに格付的にどっちかという係長の方が上でないかというような点は多分にはございましたけれども、その辺が平行な形になるということで、内容になるところでございます。

したがって、横の関係で、議員がおっしゃるように、スタッフの中でなかなかうまくいかない場合については、なかなか変えられないのではない

かというような点が言われておりますけれども、そういう中には一つの不安はございますけれども、そういう中で、課長、そして班長としての主幹という形が、よくその辺のところを調整して、班の職員をリードしていくということがここに求められております。そういう面で、やはり資質を高めるという点は、これは常に組織の一員としてそういうことは求められておりますので、こういう新しい改革の中においては、こういう意識改革を主体的に取り上げて、それに向かって前向きに進んでいくことを考えていかないと、不安のところだけを取り出して、それがだめだからどうなるのだという、そういうようなことでなくて、もう少し前向きに、組織のあり方について、やはり住民サービスをする組織体制とはどうあるべきかということを前向きにとらえていく必要があるのではないかなというふうに思っております。いろいろ不安点はございますけれども、そういう補完点をやっぱり職員個々が、こういう組織改革をする上においての意識改革を大きなきっかけとしてしていかないと、今後のこういう厳しい状況を迎えるに当たりまして、その辺が大きな改革の中身であるということをお聞きをいただきたいなと思っております。

それから、3番目にございました、人事管理制度とのあり方でございますけれども、こういう中におきまして、こういう厳しい中におきまして、職員の志気を高めるための方法論をいろいろと考えていかなければならない。職員の降任制度だとか、希望降任制度、それから研修制度、そういう中で、組織力の総合力を高めていくということをお聞きをこの中で取り入れていかないと、この制度の改革の趣旨のところはなかなか生きてこないという点がございまして、そういう面も引くくめて、この改革の意義というのは、そういう面で職員に相当なプレッシャーもかかるだろうし、それなりの御努力をいただかなければいけないというようなことで、私どもこの組織機構改革の中で、職員には周知をしているところでございます。そういう面、一つの前向きな方向で、職員が一丸となってこの組織体制に臨んでいただきたいことを願いながら、この体制を提起してまいりました。

特にこの研究の過程におきましては、個々に部門ごとにいろいろな意見がございます。最後に、町民の組織としてどうあるべきか、総合的に考えたときにどうするのだと、そういう部分的な意見はあるけれども、それをどうするのだということをみんなで考えようではないかという中で、この組織に取り組んできたところでございますので、私としては、この機会を通じて意識の向上が図られるものと期待を

いたしているところでございます。そういう内容で、この新しい、どんな組織をつくっても、それを生かすも殺すも、やはり人であるというふうに私思っておりますので、そういう面におきまして、町長も職員の方には十分その辺のことを周知いたしまして、この改革に取り組んだということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） まず、企画財政なのですが、今、助役言われたとおりの部分も確かにあると思うのです。潤沢にあるときは、いわゆる分離した形で取り組んでいた、その方がよかったです。今になってきて、こういう状況ですし、どこを見てもお金が足りないという中で、効率的に運営するためには、今、そういう一体になってやるのがいいのだという説明ではありますけれども、ではこういう状況の中で、総合計画の見直しもまだしていませんよと、後期に入っているわけですから。新たに農業振興計画も組みますよという中で、そういう肝心のもとになるものもきちっと見直しされて、まだ僕らの方に出てきていないからわかりませんですけども、されていないという中でやると。見直したことも頭に入れてやるというのであるならば、一つの理由になるかもしれないのですけれども、むしろ今まで取り組んできた取り組み方の、いわゆるいい点も悪い点もあるかと思うのですけれども、やはりそういう牽制機能というものを十分やはり持たせながら進めていくという中で、今こういう一緒にしないでやるという考え方の検討というのは出なかったのかどうかということが1点お聞きしたいのと、それから、先ほど何度も言っていますけれども、いわゆる助役は、悪い面を考えればきりもないのですけれども、そういう効果のあるものを期待してこれから取り組むということでは、私も同じように期待をしていきたいところなのですけれども、ただ、心配があるという部分では、僕らが来て感じ出したときには、かなり病気は進んでいるのかなというような心配もあるものですから、何度も質問するわけですが、先ほど言ったように、進めてみて悪かったら、課の中で班編成を変えることができるということでしょう。だからそこら辺のところ、いい方向に変えるということでは、えらい違うと思うのです、受け取り方というのは。だからそこら辺を私は心配するものですから聞いたのですけれども、それともう一つは、課の中でどうもならんと、不向きだと、この人は、むしろこっちの方が能力発揮できていいぞといったとき、これは町長が任命できなかったら異動できないですね、今の構想では。

そうなったときに、ちょこちょこちょこ動かすというわけにもいかないと思うのです。そうなる、最初の適材適所という部分というのが非常に大事になってくると。

それからもう1点は、そういう事態が出てきたときに、やはりまたいろいろな物議を醸し出すというのも私は心配するものですから、確認を先ほど何度も聞いているのですけれども、そういう自由が出て、そういう問題が出たら、責任は最後は町長なのですけれども、やはりその課の管理体制なり執務体制もある意味では問われるということも出てくるのです。で、助役の言うように、やはりこれを成功するもさせないのも人なのだと思いますけれども、その人を十分生かしきれてやっていくかといったら、これは大変なことなのです、七癖あるわけですから。そういう部分では、やっぱり十分意向を踏まえてやっていただきたいということで、この班体制にしてはいいのですけれども、この企画財政については、何度も、私は納得できませんけれども、本当に今までの取り組み方として、反省点もいい点もあると思うのですけれども、今こうやって財政が厳しくなって、より効率的にするということについては、僕はちょっと、こういうことだからという理由になるのだと思う、こういう時代だから。潤沢にあったときは、何もいいのです、一緒になっておっても、十分予算配分できるわけですから。ないから、十分な、いわゆる効率的な運営をするために、やはり分けて、お互いに牽制して、お互いに納得し合っというものが僕は本来だと思うのです。それがちょっと僕の考えとは逆だということなのですけれども、これは3度目ですから、もう一度答弁いただいて、私の質問は終わりとします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきます。

企画財政、この課題は、議員御発言のとおり、平成11年の組織機構改革の中で、最初に出てきたのが企画財政係はどうかという、大きなスタートラインの段階での案でありました。私は議員と同じような感覚の中で、その時点は、企画財政についての検討は認めないと。現在のように、総務課に財政を置き、企画は調整業務を進めるということが私の考え方ということで、スタートラインで、もうそれは検討委員会の中で削除させました。そして今日までまいました。ということは、やはり財政と企画、やはり将来のまちづくりを描くということになりますと、お金の勘定をしながら将来のまちづくりを描いていくということになると、やはり尻切れになってしまうということを懸念して、総務に財政をそのま

ま継続させて、検討すら認めなかったという経緯がございます。

しかし、先ほど来、助役からもお話しているように、こういう厳しい財政になりますと、懐に似合った財政運営をしなければならなくなってきた。やはり、言うならば限られた財源をいかに有効に使うかということに対応していかなければならない時代になってきたということが、私は今回、企画財政の組織づくりを認めただけであります。基本的には、私も西村議員と同じように、企画財政と一緒にしないで、将来の夢を描く企画と、財政を握る総務というものを位置づけしていくのはいいなというふうに思うわけですが、そういう状況下にはなくなった現状であると。

ただ、それともう一つは、平成11年の改革の中で、先ほど来お話ししておりますように、政策調整会議の位置づけをしました。この政策調整会議におきまして、これからの新たな新政策の取り組みだとか、いろいろな部分についての検討をここで、各所属課から出てくる新たな政策についての審議をさせていると。その中で審議された中で対応を進めてきており、それらのものが各課から予算要求がなされてくるというシステムに変わっております。ですから、現在、予算編成に当たりましては、財政が予算編成をするのではなく、各課から上がってくる総体的な予算要求を調整していくと。その調整機能というのは、やはり助役の予算査定であり、町長の予算査定で調整されるわけでありますので、財政と企画が同じになるからといって、ただ私の懸念するのは、議員懸念するように、予算編成では問題ないと。ただ、将来のまちづくりを描くときには、細まった、やはり金を見て計画を立てるといった性格が出てくるなど。これは政策調整の会議の中で十分検討させねばいかんというふうに私としては思っておりますので、ひとつこの企画財政につきましては、今の財政状況を見きわめた中で、ひとつ御理解を賜りたいなど。私もそういう観点で、この機構改革につきましてのこの課題について認めただけでございます。

それからもう1点、人事等々でございますが、議員心配されておりますように、人事異動につきましては、私が人事異動を発令して、その課なりその所属に行き、職員がうまくいかないからといって、人事異動をもう一度やり直していたということは一切ございません。一度その課に辞令を交付して課についたら、少なくとも、どんな問題があるかと、自己の与えられた仕事を全うするというのが公務員であり、私は町職員であると。ですから、この課がどうもおもしろくないとか、この課が雰囲気が悪

いとか、この仕事はおれは嫌だわとかということ、私は異動をさせたことは一度もございません。そこに配置したら、少なくとも3年や5年は勤務してもらおうということを前提とした中で異動をさせておりますので、今後もそういう、この課に行き、おれはこの仕事は嫌だというようなことがあったとしても、それはそのことによって異動させるということにはならんと。そういう自由を認めると、人事異動というのはできなくなるということになりますので、私としては、今日までしておりませんでした。

しかし、先ほど言うように、人事に、管理に対する対応は十分考えなければいかんなど。今までは、Aという職員は、ここが適材適所だろうと思って私が判断して異動させたとしても、それが適材適所でないかあるかということは、本人に確認していませんから、人事権を私が思うだけで、本人は、おれはあんなところと思っているわけです。大体喜ばれるのは20%か二十五、六%と私は判断しております。それで、今現在は、それぞれの、これは非公式なのですけれども、私だけしか確認しないということで、他の職員にも助役にも見せない。おまえ、今度行くとしたらどこへ行きたいか、第1希望、第2希望を書いて、町長の私にレポートを提出しろ。これはだれにも見せないぞということで、一人一人の職員にそういう希望を確認しております。しかし職員には、いすは一つしかないわけですから、全員がそのとおりになるとは限らないぞ。ただ、希望は聞くぞということで確認しておりますが、これは非公式な対応でしてありますので、まず管理職は全員出します。しかし、係長以下の一般職は、まず10人か15人しか出てこない。おれはどこでもいい。そして異動も、大体5年過ぎたところで、異動したい者は異動先の希望を出せということで今やっておるわけですが、5年たっても7年たっても異動先の希望の出ないのがある。ここはやっぱりいいのだと思って、基本的にはなるべく異動させないようにしておるところであります。そういったことでなくて、人事管理について、もう少し職員のやる気を出させるためには、職員がこういうところに行きこういう仕事をしたいということ、いかに人事権を持った私が掌握するかということが大切だなど。その制度をひとつつくり上げていきたいというふうに思っておりますし、また、昇格した者を降格する、例えば降格希望の規定等々も含めながら、今後課題として検討したいなというふうに思っております。

それで、現在は人事異動は、係長までは町長の、人事権を持った町長として、今までは係長までは

何々課の何々係長を命ずるということで、異動辞令を私が出しまして、課の職員につきましては一切、例えば町民生活課の課の職員を命ずるということで、あとは仕事は課長に人事権を与えて、係長以下の職員については課長の人事権のもとで仕事を選ばせるというふうにしておりまして、今度4月からの改定につきましては、私の方では主幹までを、何々課の何々班の主幹を命ずるという、そこまでの人事権を私は行使する。あとの職員については、何々課の職員を命ずるということで、あとの人事権は、どの班に位置するかについては、課長に人事権を与えるということで、町長として持っている人事権の大きな部分を、課長に人事権を与えていこうというふうに思っております。そのことが、班の編成に当たって、現場で見ている課長が最善の、職員の能力と、職員の資質と、職員の考えを集約した中で、自分の班のどの班に位置するのがいいのか、それらについては課長権限で対処していただく。私の人事権につきましては、課の職員という位置で対処したいというふうに思っておりますので、内部的に調整をしながら、有効にこの組織機構改革における対応を図っていただく。そういう観点からすると、課長権限というものが人事権の一部を掌握して、課長の責務というのが大きくなってきているということは事実であります。しかし、そのことによってこれからの組織機構の中で十分な機能を発揮していただけるものというふうに期待をしているところであります。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 1点、ちょっと確認という質問になるのですが、今の企画財政課のところに、行政改革推進事務局というものを設置しておりますが、先ほど前段の説明の中で、これは追々になくしていく考えがあるようなことをちょっとお伺いしたのですが、これは非常に大事な、行財政を改革していったりですとか、それから広域行政を考えていったり、それから自治の部分を考えていったりするところですね。逆に撤廃する時期と、その根拠的なものがきちっとあるものなのか。そしてまた、これは課長待遇で置いておきながら、その下に主幹もつかずに、ある意味、独立した形になっているというのは、何かどうも納得できない部分がありまして、私は、これは今後のまちづくりにおいて非常に重要なポストになる部局であると私は考えるのですが、なぜまたこの企画財政課のところに別部局としてあるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番金子議員の御質

問にお答えします。

冒頭申し上げましたように、現在は大変どこの地方においても財政状況は大変困窮しているような状況であります。冒頭申し上げましたように、今現在行っている各種の事務事業、それから、行政組織内にある仕組みが、そのような状況変化の中に対応できるかどうかについては、言うまでもなく、今後そのままでは持続可能ではないという判断のもとに、今、国の方針もまだ具体的に示されてはおりませんが、そういう流れを見つつ、まちのそういう構造をどう転換するかという、そのことにある意味では重点的に対応する部署ということで位置づけをしたところでございますので、その方向なりが見出せた段階で、町長におきましては、やはりこの位置づけをどうするか判断されるものというふうに思うところであります。時期等につきましては、そのような考え方でございます。

それと、職員の配置につきましても、今イメージしています、課長職がその任に当たることで成し遂げるかについては、やはりチームを組んでやることではないとでき得ないので、その事務局につきましても、一定程度の職員の配置は今後具体化をすることとしてございます。そのようなことでございますので、今現在、何年後に廃止をすとかという判断にはまだ至ってございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 人事権の問題では、課までは町長が担当するのだと。職員の配置については示すのだと。それならば、一番現場をわかっているのは課長ですよね。課長にその全権を委任するというのも当然あり得るわけで、そういった弾力的能力を発揮するというのだったら、そこでのもっともまさせる仕組みをつくるという手法も当然取り入れるべきだというふうに思うわけですが、この点は論議されなかったのか、お伺いいたします。

今回の財源の見直しということが頭にあって、その後に住民のサービス向上、ニーズということが2番目です。これは何を意図しているのかといったら、財政の緊縮ですよね。それにかかわって、組織機構を直そうと。どうやったら人員も削減できて、いわゆる効率的なサービスができるのかということが、国からの指導もありますから、そういう中で、地方自治体においてもこういう手法でやられているのだと、私はそのように考えています。

そこで、さらにお伺いしたいのは、町長がこの間の答弁の中で、60億円を設定するという状況の中で、この組織体制は理にかなったものだという

ことが答弁しておりますが、どのように理にかなったものか。財政上で言っても、どのような改善が、この60億円に近づくとすれば、こういう組織体制の中で財源が生み出せるのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

さらに、子育て支援班ということで班をつくってあります。私は、こういう支援班という形で特別な体制をとるのはいいのだろうと思いますが、しかしこれに至っても、セクション、課の中で改めてうたわなくても、その課の中で十分そういう体制をとることも私はできるのだろうと。

もう一つ、調整機能の問題で言えば、やはり一番問題だと思うのは、掌握の問題でも、やはり課長や主査だとかの係長職、課長職、こちら辺のやはり政策立案機能をどう高めるかと、これはいつになっても課題なわけです。これが今の仕組みになったから、改めてそれが強化できるというようなものではないと思っています。その悪い面ばかり強調すると言うけれども、まず私は、考えるべきは、悪い面はどこなのだと。そこで消去方式をとって、それではどこを改善できるのかということの、やはりそういった手法を持ち得なければ、この課づくりだとかということも私はできないのだと思うのです。

それと、行政改革推進室という形で新たに設けましたけれども、私は、これを従来の課長や、その括りの中で、やはり別に新たな班、室を設けなくても、十分やってこれたわけだから、そのどこが悪いのかということを経括すれば、改めて新しい財政も課長も設けて、あなた方の手法でいけば、財政が大変だということのだったら、改めて担当する課長を設けなくても、これは十分やっていける話なのです。

もう一つは、収入役の問題です。こちらに収入役おられますから、私はすぐなくせだとか、そういう問題ではありません。あなた方の言っている手法でいけば、財政が大変だということのだったら、この時点でもう既に、何年までには収入役は廃止しますよということが上がってきてしかるべきだけれども、それすら上がってこないという、私は問題点を抱えているというふうに思っていますが、こういった具体的にどういうふうになるのかという問題。

それと、ただ人を減らすというだけではなくて、やはり重点、さらに人をきちっと配置して、どこをこれからまちの政策づくりの中で生かさなければならぬのかということと言えば、例えばこの間、言葉の教室に対する専従者の配置、いわゆる重要な職責を担って、みずからも勉強して、その資格をとるという方がおられます。そういう意味では、そういう人たちを正職員に配置して、これからの障害児教育や言葉の教育に厚くウエートを、やっぱり進め

る、置くという手法も出てこなければ、ただ子育て支援班だとか行政改革というだけで、結局のところはよくわからないというのが実態です。私は、政策というのはそういうものだと考えておりますので、そういうメリ張りという点では、なかなか見えてきません。結局は担当する班という形になっても、それぞれのスタッフの方は受け持つ部署が当然出てくるはずで、これは従来と変わらないという問題も出てくると思います。確かに部分的に見れば、横断的に、機能的にという言葉で表現されていますけれども、これにしても、やはり横断的にと言っても、やっぱり係づけにならなければならない業務もあれば、横断的に見ようと言ってもなかなか見れないというのも当然出てくるのだと思います。そういう意味では、そういう疑問や、やっぱり問題、課題についても、十分こたえ切れていないと私は考えています。そういう意味では、今回のこの組織機構の中身そのものが、あなた方の言うような行政改革というわりには、その削減の方向性も見出せない。かといって、住民の側からしてみれば、どういうふうにするの向上につながるのだということに至っても、なかなか見えてこない。人事管理に至っても、町長が主幹や課長を任命するというのであれば、そこに重要な町長の任命権者としての役割や資質が問われるわけです。ここが失敗すれば、下の方もうまく機能しないということは明らかなのです。それでどうカバーするのかということになれば、従来の政策調整機能や、学習機能だとか勉強機能を強化すると、こういうことをやれば十分補完できる問題があると思うのです。

こういった点での問題や課題、矛盾がありますので、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の町長の人事権の委譲の問題ですが、この問題につきましても、大変過去には余りこういう委譲をするということは、余り経過の中にはなかったわけでありまして、したがって、非常にこの委譲問題につきましても慎重に判断をしなければならぬという要素もございまして、そういう中で、今回、いわゆる現行の係員につきましても、配置の方法については課長にゆだねることとしたところでありますし、議員がおっしゃるように、班の責任者である主幹のことにつきましても、ある意味では課長が総合的な判断の中に、どう配置するかについては、これは将来の課題というふうに思うところであります。実践の中で、それらも視野に入れな

がら、検証しながら、慎重に権限の委譲というものを議論していくべきものというふうに思うところがあります。

それと、2点目の、予算規模的に60億円ということについては、議員各位につきましても、今の流れからいくとその程度になるであろうというふうに認識をしていただいているものと思いますが、私ももそういう前提の中に、いろいろとこれからの対応を考えなければならないということで、とり進める中の一つに、今回の組織機構改革も位置づけたところでもあります。

理にかなっているかどうかにつきましては、非常に難しい点もありますが、いずれにしましても、総論的には、財源がなくなっていくことで、組織におきましても総論的にはスリム化をすべきというのは総論かと思えます。他の行政各般にわたりましたが、総論的にはいろいろ種々見直しをするということかと思えますが、組織で例えますと、各論になりますと、組織はスリム化すべきであるけれども、その部門、部門に応じましては、やはり統合することについてはいささか問題があるというような意見は種々いただくところがありますが、そのようなことも考え、総論的に組織をスリム化することが、ある意味、町民も求めることであるということからすると、今提案するものは、今の段階では理にかなっているというふうに思うところがございます。

それと、子育て支援班の関係につきましてもいろいろ御意見いただいているところでありますが、この部門も含めまして、各機構の中のいろいろな諸課題、それから場合によりましては、その部署として、今、機能として持ち合わせていない部分につきましてもございます。その中の一つに、この子育て支援班についてもそういう位置づけのもとに、総合的な調整機能等を果たすことが重要だという位置づけをしてございますので、この点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思うところでもあります。

それと、今までも、改めて課長職を配置しまして行革推進事務局というものを設けなくても、今までもやってきただろうということについては、もう御案内のとおりであります。前段で申し上げますように、現在置かれている地方の状況からしますと、今まで予測していた以上に度合いが深まっているということ、それから、なかなか内容が見きわめつけなく、非常に具体策を講じることが非常に困難であるということについては、年々そういう大きな部分がクローズアップされ、それにまたさらに具体的に対応することが求められているということからすると、従来の手法ではやはり成し遂げられないという

ことを総論的に確認をし、こういう体制をとっていることについては、御理解をぜひいただきたいと思うところでもあります。

それと、収入役の関係につきましては、9月の議員協議会でもいろいろ資料を提示し、説明申し上げたところがございますが、過去におきましては、特別職のありようにつきましても内部的に議論しまして、いろいろ経過をたどったことがあります。今回の機構改革に当たりましては、町長から、この特別職の関係については、将来の課題という位置づけの中で組織の検討を指示した経過がございますので、これら等につきましては今後の課題というふうに思うところでもありますし、これからのこの厳しい財政状況の中で、行政があるべき姿につきましては、改めて言うまでもないところでありますが、既定の施策の見直しを行う中で、議員が言われるような、新たな施策展開に財源を移行することが極めて重要でございますので、そういう方法で財源の配分につきましてもメリハリをつけた対応をこれからしていく考え方でございますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 財政のメリハリということ、明年度からこれ実施されます。そういった意味では、本当に変わるかどうかというのは大きな課題だというふうに思います。私はこの間、何回も言っておりますが、やっぱりこういう人事配置や財源の縮小ということであれば、新たにやはり削った部分を、さらに人事配置をきちっとすべきものについてはするということを言っているのだけれども、それについては全然口をつぐんで言わないわけです。子育て支援というわりには、民間委託をすると。子供が、今でも僕は耳に残っている言葉があるので。小学校5年生の女の子だったのですけれども、西保育所を民間委託にするときに、なぜ今の町長は民間委託するの。私が通っていたときに親切にしてくれたあの先生方がいるのだけれども、なぜするのだろうかと言っていたのです。そのことが今でも私は残っています。そのぐらいに、小さい子供にもやっぱり暗い影を町長は落として、投げかけた。こういう残したということをもっと自覚すべきだと思うのです。子育て支援だとか、そういう支援策というわりには、何回も言いますが、言葉の教室に対する専従者の配置、正職員の格上げというのはなされませんが、こういったときにこそ、そういったメリハリのある人事配置をやるべきだと。それが政策の展開の一つだというふうに考えますが、これをもう一度お伺いいたします。

その点を、横断的にということ、課の職員も、

これが実施されれば一生懸命やるのだらうと思います。しかし、課題は、確かにいつになっても次から次、課題は残ります。1回これが施行されれば、そう簡単に何回も変わるといものではありませんが、しかし、そういっためり張りが無いという問題も、私、ここで指摘しておかなければならないというふうに考えています。

それともう一つは、60億円規模の財政規模という形でよく言われておりますが、住民にしたらわからないのです。合併の問題で、町長はこれは確かに議会の最終議決だということよく言われます。確かに制度上で言えばそうです。しかし、こういう規模にするということであれば、一方でどういようなまちづくりをするのかということでも、きっちりとした指針と展望をやっぱり住民にも示すべきだと。だから来年の予算編成というのは、私は過大評価かもしれませんけれども、これだけのことをやるのだったら、住民の本当に暮らしがここまで変えられるのだというような予算編成をやっているのだと思いますが、そのこともあわせて今回伺いして、まだ最終段階に至っていないと思いますが、その点もあわせて、この組織改革と、非常に重要な部分でありますから、あわせて伺いたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 暫時休憩したいと思いますので、答弁は休憩後ということで、よろしく願います。

午前11時03分 休憩

午前11時35分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど米沢義英君の質問に対し、答弁を、助役、答弁いたします。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

子育て支援とめり張りある政策の推進ということで御提言いただいたところでございます。議員の言われる中で、その点がなかなかうまくいっていないのではないかとございます。私どもといたしましては、今、国の方で、次世代支援対策の推進法が新たに制定されているところでございます。そういう中で、地域における子育て支援対策ということが今後の大きな課題になってくるということでございます。来年には、その実行プラン等を道との協議の中で定めていかなければならないという点がございます。そういう面におきましては、また住民の皆さんの意見を伺った中で対応していかなければな

らないという点がございます。そういう点におきましても、議員がなかなか進んでいないということに対応するためにも、子育て支援班ということを設けて、そういう対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、将来の財政推計という中で、一応60億円という目安を示しているところでございますが、これにつきましても、道のシミュレーション、いわゆる道のシミュレーションにおきましては、内閣府が示している今後の財政の推計という点で、その数値目標に基づいて出しているものでございます。それ以外に、現在、推計する余地がございませんので、それに基づいた中で、一応我が町に当てはめると、60億円ということが、昭和60年代の財政規模になるのではないかとというようなことになってございます。その60億円になった場合に、どうい形でまちの財政運営をしていくべきかということにつきましては、なかなかシミュレーション的にはまだ出ていないところでございます。町長も一般質問等でお答え申し上げておりますとおり、今、美瑛町の中で、自主自立のまちづくりを進めていくために、財政がどうあるべきかという点を今研究をしております。そういう中で、そのあり方について、一応お示しができるのではないかとようなことで、鋭意研究に取り組んでいるところでございます。そういう面で、情報がまとまりましたら、また住民の皆さんにも御周知申し上げ、将来のまちづくりにつきまして御議論をいただきたいというふうに思うところでございます。

また、今般の予算編成、16年度の予算編成に、この組織機構がかかわってくるのではないかとこの点の御質問でございますけれども、基本的には、今、予算の要求段階が出ているところでございますが、さきにも予算編成方針で示した中で、4億600万円の財源不足が生じるという中で、8%の削減方針、全体的に削減方針を出しまして、鋭意とり進めているところでございますが、住民の要求等、かなり各課から上がってくる状況におきましては、4億600万円を超える大きな財源不足を生じるという中で、今後、今の予算編成をこれから進めなければならないというふうに思っております。

そういう中で、組織機構とは直接関係するものではないというふうに私ども思っております。いかにそういう住民の要望を取り上げた中で対応していくかということが今後求められるわけでございますので、そういう意味におきましても、そういう体制の中で、新たな組織機構の中でも、そういう実行していく体制として組織があるわけでございますので、直接予算に影響するというような、組織機構改革が

直接予算に影響するというようなものではないということ御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 最後になります。今回の農業振興課、いわゆる都市計画に関して、従来は商工観光課という形で、建設課にあったのが商工観光課に持っていった。今回、また建設課に持っていくというような状況が見受けられます。こういった部分においても、どこが所管すればすっきりするかという問題はあって、ここに置いた方がよりスムーズにいくのではないかとというような形になったのかなというふうに思いますが、産業という立場からすれば、全般にわたる振興という形から、その位置づけとして、都市計画、向こうにも入れてもいいのではないかとというような考えも成り立つわけであり。そういう意味では、ふらふらふらふらしているというような状況の中で、やっぱりまちは今後、まちづくりや都市計画におけるどういう位置づけをするのかという点でも、はっきりなかなか見通しが持たれていないのではないかとところが率直に感じられるわけで、こういった部分についても、やはりもっと考えるべき余地があるのではないかとこのように考えています。

もう一つは、この間、人事評価ということで、それぞれのいろいろやってこられたと思うのです。なかなか概略は能力的な発揮の問題だとか、統率力の問題だとかという形では表現されていますが、内部で、実際今までのスタッフ制の、ここの表現で言えば、一部スタッフ制を導入したという形の中で、人事評価や個々の職員のやっぱり力の発揮の度合いというのは、本当に十分、不十分はいつになってもある課題だというふうに思いますが、やはりここまで手直ししなければ、本当にまちづくりが進まない状況なのかという点も含めて、最後になります。お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

産業振興課、そして建設水道課、その中におけます都市計画の観点の御質問でございますけれども、基本的には、私ども事務の集約化という点は、今何度も申し上げておりますとおり、財政の状況を見きわめた中で、この組織機構がその時代要請にどうあるべきかという点で基本的には考えているところでございます。

今、議員からいろいろな課題点ございました。都市計画の問題につきましてもそうでありましょうし、そういう面におきましては、施策のあり方についてどうあるべきか、この辺が組織に問われるとこ

ろでございますので、この辺につきましては、やはり上富良野町における都市計画についてはどうあるべきかというのは、やはり町民の皆さんと御議論を申し上げながら、そういうものを立てていくということが必要になってきております。そういう中におきましても、基本的には新しい行政展開、行政としてどうあるべきかという点も考慮しながら、この辺のところの対応策をどう図るかという点が大きな問題だというふうに思っておりますので、そういう面につきましては、個々のそういう事業展開について、十分見きわめていかなければならないというふうに思っております。それを部署するところをどこでやるかということ、基本窓口をどこに置くかということが、この組織機構の基本だというふうに思っておりますので、そういう点で御理解を賜りたいと思います。

それから、人事評価の問題でございますけれども、これにつきましては、先ほど町長がお答えしておりますとおり、個々職員の意識調査をやりながら、職員の意欲等を喚起する中で対応しているところでございます。一部この人事評価制度については、そういう客観的な要素の中で進んできておりますが、今後においても、いろいろな意見があるところでございますが、職員個々から評価する対応だとか、それから上から評価を見ていくという点もあります。そういう対応の中で、職員の意識が盛り上がっていくような、そういう人事評価制度も中には取り組んでいくべきだということで、大きな一つの課題として押さえておりますので、そういう中で、前向きな中に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 改革に取り組んでいるということで、大変御苦労さんです。ただ、ホンダの社長、周りを見て改革をやっておりません。自分の意思でやっております。だから美瑛がどうかこうかというようなことではないということではないかと私思います。

それで、たまたまぼろっと出たのですけれども、一律8%の補助金の減というのは、そうだったのだなど、私、質問しているものだから、やっておりませんという答弁が返ってきていたものですから、そうだったのだなど。

これはさて置いて、町民の目も、町長、議員、職員に対する目も非常に厳しい状況にあります。町長の公用車だとか、議員は3分の1でいいだろう、五、六人でいいのではないのかという声も出ております。それは私、言います。いずれそうなるからと

いうぐあいには言っております。それから職員も、私、土曜講座に行っていたときに、職員みずから、3分の1あればやれますよという職員もおりました。だからといって首を切ってしまうことにはなりませんから、いろいろ今、その結果、こういう努力をしているのだというふうには私は受けとめます。改革は前進です。やっていただきたい。

そして、まず管理職というのは、24時間勤務だということに心得ていなければならないのではないかと。だてに管理職手当をもらって、8時から5時まで勤務して帰るということにはならないのです。ここから先は町民の声を入れていますからね。そういうことなのです。管理職いないではないかと。残業をやっている。

それで、これから組織機構が変わりますと、職員、残業がふえると思います。プレッシャーがかかると。そして管理職で人事権を持つ課長も大変だと思いますけれども、そういうところを見るためにも、1人でも残業がいたならば、課長は残る、管理職は残る。帰るまでという意識を持っていただきたい。これを町民が言っております。私が言っているのではない。私は、そういうことをやってきました。1人でも部下がおったときには帰りません。そういうふうにやるぐらいのものでなければ、改革というのは進まないのではないかと思うのです。組織を生かすも殺すも人とおっしゃいましたけれども、それはやるかやらないかなのです。そして、やらせるかやらないかということにもつながって行って、非常に厳しいものもあると思います。今の、よく覚えておいてくださいよ。答弁してください、ここ。ゴーン社長はこう言っております。日本人はずばらしい、やると言っているのです。私は、職員みんなやると見ています。能力は、このまちで能力が一番高いのは職員です。必ずやります。私はそこは信頼しておりますから。というところで、ならば、管理職も一体感を持ってやっていただきたいということで、先ほどの件について御答弁を求めます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま梨澤議員の方から、改革なくば前進なしというようなことで、数々の御提言を賜りました。そういう面におきましては、先ほども議員の皆さんにお答えしておりますけれども、この機構改革におきましては、職員の意識改革ということが大きな視点にとらえているところがございます。ただいま御提言ございました点につきましては、十分踏まえて、この組織機構改革の中で実行に移していくよう

なことで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） ほかにございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 先ほど町長、課長、主幹までの人事権を持ちますと言われました。そして、あとは課長がその他の、下の方の人事権だと、こうなったとき、さっき希望はとっているのだと、さっき言いましたね、町長が。そうしたならば、課長さんたちが、好き嫌いあるでしょ。これははっきり言ったら、おれはあれは嫌だ、おれはこの人とつき合いたい、だけどそこに残りたいと。残りたいけれども、おまえは要らないということにならないですか。そうすると、これははみ出る人が出てくるのです。そうしたら、これは完全なる、今、財政、財政と言っていますから、確かに財政の問題でこうなる。そうになったら、はみ出てしまうのは、これはリストラをかけるということなのですか。そういうふうにとられるでしょ、言葉はちょっと悪いけれども。だから、本当にどうして町長が人事権を課長に任せてしまうのかということなのです。それは確かにさっき立派な御意見を聞きましたから、わかりましたよ。でも嫌な人がいるでしょ。おれはあの人を使いたくないと。そういう場合になったときには、そのはみ出た人はどこへ持っていくのか。そういうことをちょっとお聞きして、私はこのものには反対していませんよ。それらがどういうふうにならっていくのかなど。必ずはみ出る人が出てくるのではないかなという心配をしているのです。その点、ちょっとお聞きいたしたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

いわゆる人事管理のあり方についてのいろいろと御心配の御意見がございましたけれども、基本的には、やはり職員の意識を高めて、いかに仕事をしてもらうか。公務員につきましては、職務専念義務というのが課せられているわけでございます。そういう中で、与えられた職務については全力を尽くしてやっていただくということが基本でございます。今、議員の方から、いろいろな個人的な感覚でその辺のところ、いろいろあるかもしれませんが、でも、そういうものは、その基本線に沿った中で、原点に返って考えるべきであります。私たち職員については、やはり住民の皆さんのお仕事をしているのだという観点に立ったときに、その仕事によって、ここがいいとか悪いとか、それはわがままの分野でございます。そういう点を十分踏まえて、ある程度日常茶飯の中には若干そういうことが出てくるかもしれ

ません。それは本意ではないというふうに私ども理解しております。

そういう中で、先ほど町長が申し上げましたとおり、管理職の皆さんにはレポートを出していただく。また、一般の職員の方につきましては、希望調書等を出していただいて、できるだけスムーズな中で仕事をしていただくということを心がけているところでございますので、そういう点で、その辺のわがままな点を取り上げてするのではなくて、やはり職員としての基本事項を踏まえた中で務めていただくというのが基本でございます。そういう面におきましては、職員も一生懸命頑張っているというふうに私は理解しておりますので、今後ともそういう点がございましたら、また御叱咤をいただきたいものというふうに思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数であります。

よって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。昼食休憩といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第9 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第8号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第8号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、改正の要旨を御説明いたします。

まず、1点目の、印鑑登録証の再交付手数料の改正でございますが、印鑑登録時につきましては、無料で登録証をお渡しいたしており、その管理につきましても、大切に保管されますよう、窓口でお話いた

しながらお渡しをいたしている状況でございます。しかしながら、紛失されたとか、自宅にはあるがわからなくなった等で、再交付を求められる方が多く窓口に来られますことから、財産を保管するという意味で、登録証の大切さ、管理の確保を今一度御自覚いただくことを大きな願いといたしまして、現行の300円から600円に改正させていただこうとするものであります。

2点目といたしまして、住民票及び戸籍の付票等の写しの交付または証明書の交付に関する手数料の改正であります。昨年からの整備の進みまして住民基本台帳ネットワークによりまして、法で定められるもののネット上での確認が徐々に進み、発行が減じてくることを見込まれますこと、一方で、住民基本台帳の管理、保管は、従来にも増して厳しく守っていかなければならないことから、現行の認証を基本とする1件当たり手数料200円から、発行枚数を単位とした手数料、1枚当たり200円に改正をお願いしようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第8号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表18の項中「300円」を「600円」に改め、同表20の項中「1件」を「1枚」に改める。

附則。

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

以上で、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 再交付という形の中で、自覚を高めるということではありますが、自覚というのは、確かに高くなって、現行を見直すというものもあるのかもしれませんが、しかし基本は、こういった問題に対して改善を促すというところの啓蒙、啓発がなければ、改善できないというふうに思います。再交付を受けられる方の年齢等々というのは、実態はどうなのか。例えば、お年寄りの方で、どこにしまったか、置き忘れたかわからないという方も、最近、高齢の中でもふえてくるという状況があります。若い方でも、その管理をきちっとされていないという方もあるのかもしれませんが、基本は、啓蒙、啓発の中できちっと触発するというのが、促すということが大事ですから、引き上げしなくても現行制度でいくべきだし、また、現行の中では、各

種の手数料等の引き上げや、従来に増して今の不況という状況の中で、求められてきています。そういう意味では、現行の制度で十分耐えられる状況があるのではないかと思います、それとあわせて、この引き上げに要する金額等についてはどのぐらい見込んでいるのか、お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたように、印鑑登録証の保管にかかわりましては、お渡しする段階で、その辺については大切に保管いただくように、窓口での交付のたびにお話を申し上げている状況でございます。年齢層につきましては、いろいろな層がいらっしゃいます。年齢の高い方からお若い方までいらっしゃいますが、特にちょっと探したけれどもわからないといいますか、来てみたら、300円ならば交付はしてくれと、こういう形も結構多ございまして、何とかおうちでお帰りになってお調べくださいということでございますけれども、再交付をどうしてもお望みになるということも多くございます。大体年間に登録証として、当初の登録は大体500件弱ぐらいでございますが、再交付にかかわりましては70件から80件というところでございますので、大体5分の1ぐらいが再発行という状況になってございますものですから、やはり財産管理という上から、ぜひそれらにつきましては御理解をちょうだいしたいということで考えてございます。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 1点お尋ねさせていただきたいと思いますが、印鑑登録証明書等につきましては、安易にと申しましょうか、再発行に安易に対応というか、住民の方々がそういう傾向があるということで、そういったことを是正するために増額という趣旨については結構かなというふうに思いません。さらに、住民票の発行を、1件当たりではなくて枚数単位でということでございますが、そういうような、昨日、私、一般質問でも若干この部分に触れましたが、こういうことで、何らかの形で町民の皆さん方に御負担をお願いする、従来以上に御負担をお願いするというような場面が既にこうやってあらわれてくるわけでございますが、せめてこういう負担を求めるといって反面、例えば交付の手續を、例えば窓口の取り扱い時間を5時半とか6時とかということで、そういう住民の皆さん方にサービスを向上させながら、こういう対応を同時に図っていくというようなことも、一方では大変これから大切に

なってくるのではないかなというふうに私は考えているわけでございます。そういうようなこともあわせて検討することにならないのかどうか、できましたら町長からお答えいただければと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 交付の時間的な内容等につきましては、昨日も一般質問をちょうだいいたしまして、お答えを申し上げまして、これは現状では非常に厳しい状況であります。まだそういう意味では事前にお電話をちょうだいしながら等々で対応させていただこうということでお答えを申し上げたとおりでございます。

なお、同様にお答えを申し上げてございましたが、機械的な進歩が非常に早うございますので、これらに注目をしていきたいという考え方も十分持ち合わせてございますので、御了承賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議長（中川一男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第10 議案第9号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第9号上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第9号上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

公共下水道につきましては、現在、面整備を計画的に進めまして、逐次供用開始を行っているところですが、今回、各長期計画等との整合を図りまして、下水道法第4条第1項の規定により、公共下水道事業の計画の変更、認可を受けまして、計画排水区域及び計画処理区域並びに面積及び計画人口の変更を行ったことに伴い、本条例を改正するものでございます。

以下、議案を朗読説明しながら、説明にかえさせ

ていただきます。

議案第9号上富良野町公共下水道事業設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町公共下水道事業設置条例（平成元年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中の計画排水区域及び計画処理区域になりますが、「扇町1丁目」を「北町1丁目の一部、北町2丁目、北町3丁目の一部、扇町1丁目」に、「本町6丁目」を「本町6丁目の一部」に、「宮町5丁目、宮町6丁目」を「宮町5丁目の一部」に、「旭町5丁目の一部」を「旭町5丁目の一部、東1線北27号の一部」に、「新町5丁目」を「新町5丁目の一部、東2線北27号の一部」に改め、同号中「東3線北24号の一部、東3線北25号の一部」を削るものでございます。

また、第3条第1項中の面積になりますが、現行の「475ヘクタール」を15ヘクタール減の「460ヘクタール」に改め、同条第2号中の計画人口になりますけれども、「1万2,800人」を「1万500人」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明いたします。御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） ちょっと確認したいのですが、この475ヘクタールから460ヘクタールに、15ヘクタール減ったということで、普通、私の感覚で言って申しわけないと思うのですが、普通は区域が広がって行って、減ることがないと思うのです、適用範囲が。前に図面も見せてもらって、減る区域もある程度予測つくのですが、あそこのいわゆる下水道を使用されるあそこの区域の住宅がもう建たないという判断なのか、それとも全くそこは除外してくれということだったのか、そこら辺、ちょっと確認したいのですが、

議長（中川一男君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 17番西村議員の御質問にお答えいたします。

今回の処理区域の見直しにつきましては、都市計画のマスタープランの市街地整備方針の中で位置づけされております、日の出公園周辺の保全緑地、また市街地周辺の緑地、農地部分等を削除しまして、

マスタープランと整合性を図ったものでございます。

また、拡大部分の日の出公園、またオートキャンプ場につきましては、都市計画公園事業として区域外流入という形で整備を図っていたことから、今回、見直しにあわせて区域に編入したものでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第11 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第10号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第10号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例につきましては、既に御高覧いただいておりますことから、概要の御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年、江花母と子の家を解体し、その跡地に会館を新築し、完成にあわせまして、関係条例の改正手続を行うものでございます。

なお、施設の改築等に当たりましては、江花住民会の皆様と協議を重ねた経過を踏まえまして、地域住民の方々が学習や集会を行うなど、地域活動拠点施設とすべく、総面積を140.13平方メートルの規模で建築したことから、集会施設に関する条例に位置づけを行うところでございます。

この施設の名称につきましては、江花会館といたすものであります。

また、施設の使用料につきましても、他の集会施設の使用料との均衡を図り、料金設定を行ったところでございます。

さらに、会館の前庭をコミュニティ広場として整備を終えましたので、あわせて上富良野町コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例に追加し、江花コミュニティ広場と位置づけをするものであります。

す。

なお、旧施設の江花母と子の家につきましては、上富良野町母と子の家等条例により位置づけされておりますが、他の里仁寿の家、江幌寿の家、清富保健福祉館、日新寿の家、旭野寿の家を、上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例に一本化し、位置づけするとともに、これらの使用料につきましても、他の集会施設の使用料との均衡を図り、新たに設定したところでございます。

これらの条例施行日を、附則により、平成16年1月1日からとするものであります。

また、上富良野町母と子の家等条例の廃止に伴いまして、議会の議決に付すべき公の施設としての条例の中で、母と子の家、寿の家、保健福祉館が位置づけされておりましたが、これを削除するものでございます。

以上が、議案第10号の概要でございます。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） この関連でございませけれども、以前私は、冬期の夜間の問題の時間の設定でちょっとお話を申し上げ、その整合性をとるべきでないかということで申し上げたところです。今回、冬期の夜間というのは午後4時から午後10時ということですが、上富良野町の児童館管理運営条例では、冬期の夜間が午後6時からということになっています。したがって、私は、同じ上富良野であれば、太陽が沈むのも大体似たようなあれだから、これらの整合性を図りなさいということで申し上げたのですけれども、早急にこれらの管理運営条例、言うなれば児童館会館ということで、所掌条例の第2条の5項目に、一般町民も必要と認めれば利用するというようになっております。したがって、それらの環境を早急に条例整備すべきだと思いますので、その点、いかがでしょう。

議長（中川一男君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま冬期の時間帯、また料金等につきましての御質問でございますが、今回につきましては、江花会館の新築にあわせたものでございまして、冬期料金の統一等につきましては、今後、受益者負担も考えました中で、全町の施設、統一した中で料金を改定、時間帯につきましても改定するように検討したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと

思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり決しました。

日程第12 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第11号 南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15 国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第11号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として、平成13年度から演習場内において実施しております。

平成15年国債の工事概要としまして、施工延長353メートル、うち、積みブロック工227メートル、護床工228メートル、付帯構造物としまして、落差工3基、階段工5基が主なる工事内容であります。

次に、本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規定に基づき、本工事につきましては、単体または共同企業体の自主結成に向けました資格申請要綱を10月30日に告示、三つの単体企業と五つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含め、単体、共同企業体の計8企業体を指名いたしまして、12月10日、入札を行った結果、大北・小渡特定建設工事共同企業体が1億5,700万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億6,485万円であります。

参考までに、2番札は新谷建設株式会社の1億5,770万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして公表を行っております。

落札率につきましては、96.72%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第11号南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ポロピナイ川）（H15国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策（ポロピナイ川）（H15国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億6,485万円。

4、契約の相手方、大北・小渡特定建設工事共同企業体。

代表者、富良野市本町8番1号、大北土工建設株式会社、代表取締役社長、荒木毅。

構成員、上富良野町中町3丁目5番25号、株式会社小渡工務店、代表取締役、小渡一蔵。

5、工期、契約の日から平成16年11月30日まで。

以上で、説明を終わります。御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） ちょっとお聞きしたいのですが、この入札、公募型でおやりになったのではないかと思うのですが、公募型指名入札でやったわけなのですね。それで、96.72%はまあまあというところなのですが、もう少し入札の、例えば入札があるのだということよりも、入札に対してもう少し気を配った入札をしていただきたいと思うのです。この入札のする前に、いろいろな情報が飛び回って歩いているということは、これは助役さんも確認しているのではないかなという気もするのですが、結局入札の前に、だれだれが決定しているのだというようなことが今回もかなり飛び回っておったということは、役場の方々もある程度は知らんとは言えないと思うのです。ですから、もう少し入札に、わかるように、余り批判のないような入札制度を行っていただきたいなど。私たちいろいろ聞いているのですけれども、ちょっと腑にあわないところがあるのです。

それからもう1点、例えばこれ、公募型でも、甲ですか乙ですか、乙の方の指名というのは、これはだれが指名するのですか。甲は、例えば町でやるのでしょうかけれども、乙の場合はだれが指名してこういうふうに入札になるのか、そこら辺、ちょっと

お聞かせいただきたいと思います。わかりませんか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野議員の入札に関しての御質問でございますが、ただいま御発言ございましたとおり、巷でいろいろな噂があるというようなお話でございますけれども、私どもの方にはそのようなことでは入ってございません。基本的には、これは公共工事の適正化に関する法律に基づいて、私ども入札行為を行うわけでございます。今般、先ほど課長からお話申し上げておりますとおり、今回については公募型でございます。そして、公募型の中で、従来は共同企業体でやる場合と単体でやる場合だとかの区別をしてございましたが、今回初めて、前回のポロピナイの場外の工事のときに、公募型で共同企業体を結成した経緯から、3社しかなかった経緯を踏まえながら、今回は混合入札ということで、企業体でも参加がいいですよ、単体でもいいですよという形の中で、今回公募させていただいた結果、単体3社、企業体5社が応募があって、その資格が適正であると認めた中で、指名を行ったところでございます。

今、議員がおっしゃいます甲乙の関係でございますが、これはあくまでも企業間での共同企業体の結成でございまして、町の方からは一切、だれだれを指名しなさいとか、そういうことは一切ございません。あくまでも自主結成の中で参加をしたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 今、助役さん言われましたね。だからそれはそこまで私は詰めませんけれども、ともかく今後、入札については、もう少しいろいろ御批判のないような入札の制度を持っていただきたい。今回もそういう状態は助役さんは知らないと言えば、それ以上詰めませんけれども、そういうことがありますから、そして、まず入札が、国債でやられる場合、皆同じ企業の方が随意契約しているような入札の仕方なので、余計批判があるのでないかと思うのです。少しでも業者が変わるのであればいいけれども、全く変わっていない、同じ企業体で組まれてきていると。それがいろいろと、どういうふうなことが、どこからどういうふうな疑問が出てくるのか、この点がわからないということなのです。ですから、もう少し皆さんに適正な、やっぱり入札施行をしていただきたいということ、前の日に、例えばこういうことだよという情報が入ったときは、もう少し検討の余地があるのでな

いかなという気がするのです。だから私は、もう前の日にあるのでないですかと、いろいろな情報がばんばん飛び回って歩いていたのです。ですから、こういうことが今後ないように、ひとつ気をつけて入札の施行をしていただきたいということなのですが、助役さん、どうですか。よろしいですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） いろいろ巷の中ではそういうお話があったのかと思いますが、この入札関係につきましても、適正化の中で、私どもは適正に執行するのみでございます。そういう中で、そういう予測的な話が飛び交うというような点につきましては、私どもとしてはまことに遺憾に思うところでございます。私どもといたしましては、この入札執行そのものが、制度としてまずい点があれば、それはただしてまいりますけれども、そういう巷の中でのいろいろな中でのお話というのは、私どもとしては承知しかねるところでございます。そういう場合があった場合につきましては、当然、私の方へ情報が提供あれば、その辺のところはただしていき考え方には変わりはありません。そのようなことで御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第13 認定第1号

日程第14 認定第2号

議長（中川一男君） 日程第13 認定第1号、平成15年第3回定例会で付託された継続審査の議案第4号平成14年度上富良野企業会計決算認定の件、日程第14 認定第2号、平成15年第5回臨時会で付託された継続審査の議案第7号平成14年度上富良野町町各会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

各会計歳入歳出企業会計決算特別委員長西村昭教君。

各会計歳入歳出・企業会計決算特別委員長（西村昭教君） 審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

企業会計決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成15年度第3回定例町議会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

付託事件名、議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は11月14日開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに、委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見集約した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に、別記「企業会計決算特別委員会審査意見」について善処されたい。

企業会計決算特別委員会審査意見。

病院事業会計。

1、未収金について。

患者負担金未収金については、利用者の公平性と病院の健全経営を図るため、長期未収金の解消に厳正な対応を図られたい。

2、入札について。

入札に当たっては、適正かつ公正に行われるよう図られたい。

3、薬品管理について。

後発薬品の使用を検討し、経費の節減を図られたい。

夜間診療等における投薬にあつては、適切に対処されたい。

4、物品等の購入について。

物品等の購入に当たっては、地元での購入を一層促進し、公平公正な利用を図られたい。

5、接遇について。

医師、看護師等も含め、職員一丸となって患者及び利用者への信頼向上に努められたい。

6、医療事故防止対策について。

医療事故防止対策について引き続き努力されたい。

水道事業会計。

1、未収金の取り扱いについて。

水道使用料の収納については、より一層の努力を払うとともに、不誠実な未納者に対しては、引き続

き給水停止等も含め、断固とした態度で臨まれない。

次に、平成15年第5回臨時会付託、議案第7号平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件の審査報告を、朗読をもって報告申し上げます。

本委員会は、平成15年第5回臨時町議会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

付託事件名、議案第7号平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

1、審査の経過。

本委員会は、平成15年11月12日、13日の両日開会し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに3分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査報告を求め、この報告をもとに委員相互の意見交換と理事者の所信を質し意見を集約した。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については、早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に、別記「各会計歳入歳出決算特別委員会審査意見」について善処されたい。

平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算特別委員会の審査意見。

一般会計。

1、町税及び使用料等について。

町税、国保税等について、未収金の分納・誓約書の活用を図り、一層解消に努められたい。

税外収入の未収金の収納率の向上になお一層努められたい。

不納欠損処分には当たっては、十分精査の上実施されたい。

2、補助金・負担金について。

補助金・負担金については、行財政改革の観点から、一層その用途を精査し、効果的な運営を図られたい。

納税奨励金制度については、住民と協議し、十分検討を図られたい。

行政推進事務交付金については、見直しを進められたい。

農業関係委託金・補助金等の支出については、受益が上富良野町の農業者に効果的に及ぶようされたい。

商業振興補助に当たっては、厳正な審査をし、整備を行った施設は住民が利用できるように表示等

されたい。

3、子育て支援について。

子育て支援体制のさらなる充実を図られ、とりわけ学童保育の運営については、受け入れ時間の延長、受け入れ枠の拡大等、充実を図られたい。

4、委託業務について。

業務を見直し、効果的な委託を行われたい。

5、職員給与、諸手当について。

職員給与、諸手当については、厳しい財政状況をかんがみ、なお一層改善を図られたい。

6、農業行政について。

奨励作物の選定に当たっては、所得向上になるように、農業者の意向を踏まえて決定されたい。

7、国内外交流推進事業について。

国内外交流推進事業については、申請時の審査、報告書の提出を徹底されたい。

簡易水道事業会計。

1、簡易水道事業について。

有収率の向上に努められたい。

以上、各会計の決算認定の報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、認定第1号、認定第2号の報告を終わります。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成15年第3回定例会で付託された議案第4号平成14年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成15年第5回臨時会で付託された議案第7号平成14年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第15 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第15 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成16年4月1日から実施されます上富良野町組織機構改編に伴い、11課1事務局24班に再編されますことから、各常任委員会の所管する課の再編と、一部名称も変更になることから、関係する条文の改正を行うものであります。

あわせて、上富良野町表彰条例の審査委員会構成員として定められております総務常任委員長を、改正された総務文教常任委員長に改めるものであります。

以下、議案を朗読申し上げ、説明とさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記議案を、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく上富良野町議会議員岩崎治男。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企画調整課」を「企画財政課」に、「会計課」を「収入役の事務局」に改め、同項第2号中「特別養護老人ホーム」を「ラベンダーハウス」に改め、同項第3号中「農業振興課、道路河川課、商工観光まちづくり課、上下水道課」を「産業振興課、建設水道課」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行し、平成15年8月25日から適用する。

上富良野町表彰条例の一部改正。

2、上富良野町表彰条例（昭和58年上富良野町条例第9号）の一部を次のように改める。

第8条中「町議会総務常任委員長」を「町議会総務文教常任委員長」に改める。

以上でございます。御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり決しました。

日程第16 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第16 発議案第2号 季節労働者冬期援護制度に関する要望意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 発議案第2号季節労働者冬期援護制度に関する要望意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成15年12月14日提出。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。同じく向山富夫、同じく村上和子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、北海道知事。

季節労働者冬期援護制度に関する要望意見書。

厚生労働省は、8月末に、季節労働者冬期援護制度（通年雇用安定給付金制度）について、見直しを行った上で、来年度の概算要求を行いました。

その中には、1、冬期技能講習の受講給付金について25%切り下げる。2、65歳以上の労働者を制度の対象としない。3、冬期技能講習の受講について、通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金を活用した労働者については、以後の冬期技能講習の受講を求めないなどの制限が加えられようとしています。

しかしながら、これは仕事のない季節労働者の冬の生活を直撃し、今でさえぎりぎりの生活の支えが切り取られることになり、深刻な状況にある北海道の地域経済にとっても大きな影響を与えることとなります。

また、年齢要件の設定は、雇用保険本体では、短期特例給付について年齢制限がされていないことと矛盾するものであり、また、働かなければ生活できないという、最も弱い立場にある高齢者に深刻な打撃を与えるものであります。

そして、冬期間の雇用の場が安定的に確保されていない現実がある中で、一たん冬期間の雇用につけば講習受講の権利がなくなるとすれば、季節労働者にとって極めて不利な条件となりますし、中小企業にとっては制度を活用しづらいものにしてしまいます。

下記により、少なくとも現行制度の内容、給付基準で存続し、政府、厚生労働省及び北海道が総合的な季節労働者対策を拡充していただくよう強く要望します。

記。

1、国においては、季節労働者冬期援護制度を、現行の内容、給付基準で存続し、65歳以上の労働者の排除をやめること。

また、国として、冬期の雇用対策及び生活対策を含む総合的な季節労働者対策を拡充すること。

また、市町村が行う季節労働者対策に、国の財政的な助成措置を強化すること。

2、北海道において、国に対し、季節労働者冬期援護制度を、現行の内容、給付水準を存続し、65歳以上の労働者の排除をやめるよう要請する。

北海道として、冬期の雇用対策及び生活対策を含む総合的な季節労働者対策の強化を図ること。

また、市町村が行う季節労働者対策に、北海道の財政的な助成措置を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成15年12月16日、上富良野町議会議長中川一男。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、北海道知事。

以上です。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、原案どおり決しました。

日程第17 発議案第3号

議長（中川一男君） 日程第17 発議案第3号北海道新幹線の建設促進を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 引き続きまして、発議いたします。

発議案第3号北海道新幹線の建設促進を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成15年12月14日提出。

提出者、上富良野町議会議員岩崎治男。同じく向山富夫、同じく村上和子。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

北海道新幹線の建設促進を求める意見書。

北海道新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年に整備計画路線と決定された、いわゆる整備新幹線5路線のうちの一つであり、これまで東北各県とともに連携しながら、道民挙げて建設要望活動を繰り広げてきた。

この結果、昨年1月、日本鉄道建設公団総裁から国土交通大臣に工事実施計画認可申請が提出され、着工に向けて大きな一歩が踏み出されたところであります。

計画決定後、30年を経た現在、全国においては、南は鹿児島から、北は青森まで、整備が明確になっているにもかかわらず、北海道新幹線は全く手つかずの未着工路線となっており、国土を縦断する高速交通体系の骨格が未完成となっている。

よって、国においては、国土の骨格をなし、広域的な交流や地域間相互の交流、連携強化に欠かすことのできない北海道新幹線について、全国新幹線網の整備の必要性を十分に踏まえ、下記のとおり、一日も早い着工について強く要望する。

記。

1、北海道新幹線、新青森 - 札幌間の全線フル規格での一日も早い着工と10年以内の完成。

2、東北新幹線青森の開業と同時に、新函館までの暫定開業。

3、公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成15年12月16日、上富良野町議会議長中川一男。

提出先、さっき申し上げましたので、割愛いたします。

以上。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり決しました。

日程第18 閉会中の継続調査申し出の件

議長(中川一男君) 日程第18 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

町長あいさつ

議長(中川一男君) 町長より、発言の申し出がありますので、これを許します。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 年末を迎えた本年最後の定例会でもありますので、議長のお許しを受けまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会では、初日の日曜議会から始まる3日間にわたり、皆様方の真剣な御審議をいただき、上程させていただきました案件すべてを御議決賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本年8月、議員各位におかれましては、議員定数削減という、議会改革最初の改選期を迎えられ、激戦の中、14名の皆様が続ぎ議席を得られ、また、新進気鋭の4名の皆様が初の議席に加わり、中川新議長のもと、清新な議会構成をもって誕生されました。新たな気風のもとで、本定例会まで、町政推進のため、何かと御支援、御協力を賜りましたこと、心から深く感謝を申し上げます次第であります。

さて、平成15年も、残すところあとわずかりました。

この1年を振り返ると、世界最大のニュースがイラク問題であったかと思えます。イラク戦争に始まり、フセイン元大統領の拘束に至るまで、イラク戦争とテロ問題で終始揺れ動いた1年であったと思えます。

国内におきましても、輸出産業の押し上げによる景気回復の兆しが見られるものの、庶民の生活実感は依然としてデフレ不況感がぬぐえず、特に北海道はもちろん、私たちの地域においても、不況の厳しさがさらに深まる実感さえ感じながら、この年末を迎えたと思うわけであります。また、私たち地方自治体においては、大きな関心を持ち、注目してきた、第27次地方制度調査会の最終答申がなされましたが、一応基礎自治体としての人口はクリアされたものの、三位一体改革など、税財源移譲の問題はいまだ判然としない中で、我が町の財政運営の見直しに暗い影を落としつつあります。

いずれにしましても、財政運営はなお一層の厳しさが加わってくるものと予測され、合併議論の有無にかかわらず、財政規模の縮小は必要不可欠な課題と考えております。

本定例会においても大いに話題になりました、今後の上富良野町のあり方につきましては、町民との情報共有を促進し、町民とともに議論を尽くしてまいりたいと考えております。

現在、平成16年度へ向けて予算編成作業に着手いたしましたところでありますが、事務事業の再評価、見直しに加えて、必要課題に即した大胆な取捨選択に取り組み、行財政運営に反映させていきたいと考えておりますので、今後とも議員各位並びに町民の皆さんの御理解と御協力をお願いするところであります。

基幹産業である農業におきましては、稲作が低温と日照不足により、平成5年以来の凶作となった一方で、畑作は平年を上回る収穫、収入が得られる見込みと、悲喜相混ざりの中での結果となったところであります。来年の天候の順調な推移と、農作物全般の方策を願うところであります。

本年を振り返ってみましたが、殺伐とした犯罪報道も多く、明るい話題に乏しい1年でありました。

来る年が、晴れやかで喜びの多い1年となりますことを祈るばかりであります。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様各位におかれましては、この1年間、行政運営各般にわたりまして御支援、御協力を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げますとともに、新年を皆様方とともに御健勝でありますことを心から御祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（中川一男君） この際、私からもごあいさつを申し上げます。

ことは選挙に始まって、本当に選挙に明け暮れたと。そして、この18名の方々が、地域住民の方々の負託にこたえて当選してきたわけでございます。そして4カ月、私を本当に議長とさせていただいて、皆さん方の一致協力のもとに、スムーズに本当に進めさせていただきました。心から厚く御礼申し上げます。議長ってこんなに居心地のいいところなのかなと、本当につくづく思っております。これも皆さんのおかげだと、本当に心から感謝するところでございます。

健康、そして少しでも私たちが豊かになるように頑張っていかなければならない。きょう、すごく天気がいい。いい天気ですね。ですが、これは一方的でないか。18名の立場を考えたときに、果たしてそれが正解なのか。天候というものは、立場が変わると全く逆の立場に出るのでないだろうか。この間、すごく天気がよくて、暖かくて、本当にいい冬を迎えていますねと。燃料屋さんは困っております。やはりそのように、立場が変われば全く違う立場に立つのだな、人というものは。それを私たちは少しでも理解しながら、地域のために頑張っていかなければならない、そんな感じをしております。

これは理事者側にも言えることでございますし、私たち18名個々にも言えることでございます。この18名が一致団結して、そして理事者側と対峙しながら、お互いに相乗効果をあらわしながら、この地域のために、そして上富良野のために頑張っていきたい、そのように思っております。

今後ともよろしく願い申し上げまして、来年はすばらしい年でありますことを御祈念いたしまして、簡単でございますが、あいさついたします。

ありがとうございます。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） これにて、平成15年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時04分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年12月16日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 金 子 益 三

署名議員 村 上 和 子